

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		基本法制の維持及び整備（社会経済情勢に対応した基本法制の整備）				
評価方式		総合	政策目標の達成度合い		番号	1
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	114,532	116,823	138,590	124,477	245,602
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0	0	
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
計（千円）		114,532	116,823	138,590		
執行額（千円）		95,772	91,313	115,553		
政策評価結果の概算要求への反映状況		評価結果を踏まえ、基本法制の整備事業を積極的に推進することとし、これに必要な経費を引き続き概算要求に計上した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	基本法制の維持及び整備（社会経済情勢に対応した基本法制の整備）					番号	1	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	●	1	一般	法務本省	基本法制整備費	基本法制の整備に必要な経費	124, 477	245, 602	△ 1, 205
	小計						124, 477 の内数	245, 602 の内数	
対応表において◆ となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						124, 477 の内数	245, 602 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		基本法制の維持及び整備（社会経済情勢に対応した基本法制の整備）				番号	1	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額			
民事基本法制の整備	●	1	69,058	189,146	120,088			
刑事基本法制の整備	●	1	55,419	56,456	1,037	△ 1,205	協議会出席謝金について、実績回数を反映することにより、経費の削減を図った。 また、クリッピング業務について、要否を見直し、廃止したことにより、経費の削減を図った。	
合計			124,477	245,602	121,125	△ 1,205		

平成27年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省27－(1))

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
担 当 部 局 名	大臣官房秘書課政策評価企画室，民事局総務課，刑事局総務課
施 策 の 概 要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	基本法制の維持及び整備 (I－1－(1))
政策評価実施予定時期	平成32年8月（平成28年8月は中間報告）
評 価 方 式	総合評価方式

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため，国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について，抜本的な見直しが求められており，法務省では，平成13年度から，集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら，民事基本法制は，国民生活の様々な分野に関係し，また，様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって，その内容は膨大であるため，情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や，関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば，制定以来約120年の間，実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など，改正を必要とする分野が，なお多数残されている。

一方，刑事基本法制については，近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い，企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず，その刑事責任の在り方が問われている。今後とも，我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには，そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように，依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く，経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は，明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには，まず，社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え，民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また，社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように，刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資することとなる。

さらに，国民に分かりやすい司法を実現するためには，法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって，明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組む、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

4. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号^{*1}

5. 備考

^{*1} 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

平成26年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省26－(1))

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	基本法制の維持及び整備 (Ⅰ－１－(1))					
施 策 の 概 要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。					
施策の予算額・ 執行額等	区分		24年度	25年度	26年度(※)	27年度
	予算の (千円)	当初予算(a)	114,532	116,823	138,590	124,477
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	114,532	116,823	138,590	
	執行額(千円)		95,772	91,313	115,553	
政策評価実施時期	平成27年8月			担当部局名	大臣官房秘書課政策評価 企画室，民事局総務課， 刑事局総務課	
評 価 方 式	総合評価方式					

(※) 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から本施策に組替を行ったため、平成26年度の予算額・執行額等は、同事業分を含めたものとしている。

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来約120年の間、実質的な見直しが行われていない民法(債権関係)の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていく

ことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組む、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成26年度においては、平成22年度から平成25年度までと同様、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成26年度に実施した政策（具体的内容）

平成26年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

【民事関係】

既に国会に提出した法律案のうち、平成26年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

○民法の一部を改正する法律案（平成27年3月提出）

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成27年3月提出）

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし、国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後に対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成27年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の施行は既に完了しており、今後も、社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。また、企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備^{*1}を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

- (1) 実施時期
平成27年7月10日
- (2) 実施方法
会議
- (3) 意見及び反映内容の概要
なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号^{*2}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】

協議会出席謝金について、実績回数を反映することにより、経費の削減を図った。

また、クリッピング業務について、要否を見直し、廃止したことにより、経費の削減を図った。

*1 「両罰規定の漸進的整備」

いわゆる両罰規定とは、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、事業主たる法人又は人に対して、罰金刑を科する旨を定める規定である。法務省においては、新規立法や法改正の際にきめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の整備に努めている。

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

平成26年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年 8 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室，
民事局総務課，刑事局総務課

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁)		政策体系上の位置付け I－1－(1)
施 策 の 概 要 (事業の概要)	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。		
予 算 額	平成26年度予算額：138,590千円	評 価 方 式	総合評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	【民事関係】 ○「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 これらの法律は，企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを行うためのものであり，第185回国会に提出したが，同国会では審議されないまま閉会中審査となり，平成26年 6 月20日に第186回国会において成立した（施行は平成27年 5 月 1 日）。 【刑事関係】 平成26年度に成立し又は公布された法律はない。 (評価結果の今後の政策への反映の方向性等) 【民事関係】 民事関係の法制について，所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし，例えば，民法の債権関係の規定について，同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし，国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から，国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど，今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，平成26年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。 【刑事関係】 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の施行は既に完了しており，今後も，社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。また，企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行うこととする。		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		総合法律支援の充実強化				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	2
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	31,850,691	28,525,002	31,939,886	31,319,095	32,115,464
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 34,159				
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）					
計（千円）		31,816,532	28,525,002	31,939,886		
執行額（千円）		31,554,321	28,038,575	31,798,394		
政策評価結果の概算要求への反映状況		政策評価結果を踏まえ、事業計画の見直し及び執行実績の反映をする等、要求額の削減を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	総合法律支援の充実強化					番号	2		(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの										
	小計									
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	総合法律支援の充実強化に必要な経費	16, 113, 378	16, 373, 370	△ 1, 975	
	◆	2	一般	法務本省	日本司法支援センター運営費	日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	14, 769, 931	15, 091, 936	△ 172, 576	
	◆	3	東日本大震災復興特別	復興庁	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	435, 786	650, 158		
	小計					31, 319, 095 の内数	32, 115, 464 の内数	△ 174, 551		
対応表において○となっているもの						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
	小計					の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
	小計					の内数	の内数			
合計					31, 319, 095 の内数	32, 115, 464 の内数	△ 174, 551			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	総合法律支援の充実強化					番号	2	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額			
日本司法支援センターの運営 (国選弁護士確保業務委託を除く)	◆	2	14,769,931	15,091,936	322,005	△ 172,576	執行実績及び計画の有効性等を検討した結果、事業計画の見直し及び執行実績の反映をする等、要求額の削減を行った。	
国選弁護士確保業務委託	◆	1	16,109,876	16,369,895	260,019	△ 1,975	会計監査人監査委託経費等について、執行実績を反映し、経費の削減を図った。	
合計						△ 174,551		

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法曹養成制度の充実				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	3
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	-	-	22,963	30,327	28,936
	補 正 予 算 （ 千 円 ）					
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）					
計（千円）		0	0	22,963		
執行額（千円）				22,745		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討については、法務省に「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びに「企業」，「国・地方自治体、福祉等」及び「海外展開」の各分野別に分科会が置かれ、これまで試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施してきた。平成27年度に予算措置を行った法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究についても、そのような取組の一環として位置付けられていたところである。このような取組の結果を踏まえ、先般、今後の取組の方向性につき、具体的な指針が取りまとめられた。そして、このような取りまとめの内容を踏まえ、平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定においても、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うとされている。そこで、調査研究についても、対象国の範囲をより日本企業等のニーズに即したものとした上で継続することとしたものである。 なお、政策評価時期は、平成28年8月となっている。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法曹養成制度の充実					番号	3	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	●	1	一般	法務本省	法務本省共通費	法務本省一般行政に必要な経費	30,327	28,936	
	小計						30,327 の内数	28,936 の内数	
対応表において◆ となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						30,327 の内数	28,936 の内数		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－(2)）

施策名	法曹養成制度の充実
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （Ⅰ－２－(2)）
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」 ^{*1} において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する。
目標設定の考え方・根拠	政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、閣議決定により、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議が置かれるとともに、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議が置かれ、同検討会議が平成25年6月に行った取りまとめに基づき、同年7月、前記法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされた。法務省では、同閣僚会議決定に基づき、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会を設けるとともに、同懇談会の下に、日本弁護士連合会との共催により、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の3つの分科会を設置し、法曹有資格者の活動領域の拡大について検討及び施策の試行等を行い、その成果等を踏まえて、平成27年5月25日には、前記有識者懇談会において取りまとめが行われ、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされた。 また、前記閣僚会議決定を踏まえ、政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、平成25年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成）において、平成27年6月30日、法曹養成制度改革推進会議決定がなされ、前記のような活動領域に関する取組のほか、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を行うこととされた。
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）（別紙1参照） ○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定） 第2 法曹有資格者の活動領域の在り方 ○法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年9月17日閣議決定）（別紙2参照） ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について（平成25年9月24日法務大臣決定）（別紙3参照） ○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（別紙4参照）
政策評価実施予定時期	平成28年8月

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			26年度～27年度
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	—	—	法務省の下に設置された法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会及びその下に設けられた各分科会において、更なる活動領域の拡大を図るための検討及び施策の試行等を行う。また、前記有識者懇談会の設置期限後は、推進会議決定に従い、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体等の間で共有されるよう、関係機関の協力を得て、環境を整備する。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
法曹有資格者の活動領域の拡大については、その更なる拡大を図る観点から、法務省に「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者検討会」を設置するとともに、その下に日本弁護士連合会との共催により、「国・地方自治体、福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野別に分科会が置かれ、試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、これを踏まえて、今後の取組の方向性について、具体的な指針が取りまとめられた。また、平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定においても、関係機関の協力を得て、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされた。			
施策の進捗状況（実績）			
25年度		26年度	
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（平成25年9月24日法務大臣決定により設置）（別紙3参照）、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定により設置）（別紙5参照）、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定により設置）（別紙6参照）、法曹有資格者の海外展開に関する分科会（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定により設置）（別紙7参照）を開催し、更なる活動領域の拡大を図るための検討を行った。なお、開催状況は、別紙8のとおり。		国・地方自治体・福祉等、企業及び海外展開の各分野に関する分科会を開催し、各分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況について意見交換等を重ねるとともに、それらの取組の状況及びその成果を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会を開催し、更なる活動領域の拡大を図るための検討を行った。	

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	26年度～27年度
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	—	—	法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後、連絡協議等の環境を整備し、関係機関・団体の協力を得て、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を進める。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定において、連絡協議等の環境を整備し、関係機関・団体の協力を得て、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を行うこととされた。			
施策の進捗状況（実績）			
25年度		26年度	
—		—	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
法曹有資格者の海外展開を促進する 方策を検討するための調査研究 （平成26年度）	—	—	23百万円 （23百万円）	30 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討することとし、民間の法曹有資格者を海外に派遣して一定の活動に従事させることにより、日本企業・在外邦人の活動を支えるために我が国の法曹有資格者を有効活用する方策や、日本企業・在外邦人のニーズに即した我が国の法曹有資格者へのアクセス体制の在り方について調査研究を行う。また、我が国が当事者となる可能性のある国際訟務案件の資料・情報の収集を図るとともに、外国における外弁規制の在り方について検討する。				—	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度
	24年度	25年度	26年度	当初予算額
	—	—	23百万円 （23百万円）	30百万円

*1 「法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）」

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	4
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	12, 586	12, 697	10, 136	9, 771	9, 785
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 468	△ 162	△ 73		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）					
	計（千円）	12, 118	12, 535	10, 063		
執行額（千円）		8, 039	8, 900	8, 233		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とは言えないことから、引き続き、各取組みを実施していく。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				番号	4	(千円)		
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判外紛争解決手続の利用促進に必要な経費	9,771	9,785		
	小計						9,771 の内数	9,785 の内数		
対応表において◆となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						9,771 の内数	9,785 の内数			

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（3））

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （Ⅰ－２－（３））
達成すべき目標	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、民間紛争解決手続 ^{*1} の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ^{*2} ）の多様化及び拡充を図る。
目標設定の考え方・根拠	司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）^{*3}は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言している。 国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続^{*4}を選択し、そのサービスを受けることができるようにするためには、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから、その手続を業務とする認証紛争解決事業者の多様化及び拡充を図ることを目標とした。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） Ⅱ－第1－8－（1） ADRの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） Ⅱ－第1－8－（2）－イ^{*5} ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）^{*6}
政策評価実施予定時期	平成29年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	26年度～28年度
1 認証紛争解決事業者の拡充	－	－	認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図る。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とはいえない状況にある。 そこで、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ、多様な事業者からの認証申			

請を促進するとともに、適正な認証の審査を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。そして、事業者が事前相談を受けてから認証申請に至るまでにはある程度の期間を要することから、本測定指標を用いた評価を3年後とした。

なお、認証紛争解決事業者が有する特殊性に鑑み、認証数の増加のみを目的としてやみくもに勧誘・認証を行うのが相当とは考えられないこと、民間の自主性が尊重されるべき民間紛争解決手続の性格上、国が直接に支援して利用実績を増加させるような政策の実施は適切ではないことなどから、民間紛争解決手続の業務の認証数及び認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績については、参考指標にとどめることとした。

施策の進捗状況（実績）							
25年度	26年度				27年度		
平成25年度は、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談が24件（うち11件は前年度からの継続相談、13件は新規の相談）あった。その中には新たな専門分野について取組を行いたいとして相談を受けているものが含まれている。これらの相談に適切に対応するなどした結果、新たに5事業者から認証申請があり、認証に至らなかった相談事業者に対しても相談対応を継続している。また、適切な審査により、前年度からの継続審査案件を含め、5事業者に対し認証を行った。 その結果、平成25年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は128事業者に上り、事業者の拡充を図った。	平成26年度においても、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談に適切に応じた結果、新たに8事業者から認証申請があった。また、適切な審査により、前年度からの継続審査案件を含め、5事業者に対し認証を行った。 その結果、平成26年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は133事業者となり、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降、事業者数は年々増加している。						
参考指標	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
民間紛争解決手続の業務の認証数（件）	39	32	16	13	5	5	
認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績（件）	884	1,123	1,347	1,284	1,121	集計中	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施 （平成19年度）	12百万円 （8百万円）	13百万円 （9百万円）	10百万円 （8百万円）	10百万円	1
達成手段の概要等				平成27年行政事業	

	レビュー事業番号
・民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。	0007
・インターネット等の媒体を通じて認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度
	24年度	25年度	26年度	当初予算額
	12百万円 (8百万円)	13百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	10百万円

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>）。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「認証紛争解決手続」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。

*5 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

Ⅱ－第1－8－(2)－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）

*6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法教育の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	5
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	6,168	15,677	14,119	14,387	9,638
	補 正 予 算 （ 千 円 ）					
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）					
	計（千円）	6,168	15,677	14,119		
執行額（千円）		5,311	12,416	9,312		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		業者から徴取した見積額をそのまま予算要求額とするのではなく、過去の実績を勘案することで経費の削減を図った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法教育の推進					番号	5	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	法教育の推進に必要な経費	14,387	9,638	△ 1,761
	小計						14,387 の内数	9,638 の内数	△ 1,761
対応表において◆ となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						14,387 の内数	9,638 の内数	△ 1,761	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		法教育の推進					番号	5	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容		
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額				
法教育の推進	●	1	14,387	9,638	△ 4,749	△ 1,761	業者から徴取した見積額をそのまま予算要求額とするのではなく、過去の実績を勘案することで経費の削減を図った。		
合計						△ 1,761			

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（4））

施策名	法教育の推進
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （Ⅰ－２－（４））
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ^{*1} 及び法教育広報部会 ^{*2} （以下「協議会等」という。）を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。
目標設定の考え方・根拠	近年、「事前規制・調整型社会」から「事後チェック・救済型社会」へ変化していることに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また、司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受けて、司法を支える国民的基盤を確立するために、裁判員制度が開始されることとなり、国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。 このような状況にあっては、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。 また、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○「世界一安全な日本」創造戦略について（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） ・Ⅲ－３－（６）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ^{*3}
政策評価実施予定時期	平成28年８月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	27年度
１ 協議会等の活動状況	－	－	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校

			における法教育の実践状況調査”4の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。			
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
法教育の推進のためには、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図り、協議・情報交換等を実施することや、学校における法教育の実践状況等を調査し、同協議会等において、既存の教材の改訂や新規教材の作成を行うことが有用であることから、協議・情報交換等を密接に行うことを目標とし、協議会等の活動状況を測定指標とした。なお、平成25年度に行った中学校における法教育の実践状況調査、平成26年度に行った普通科高等学校における法教育の実践状況調査及び平成27年度に行うこととしている普通科以外の高等学校における法教育の実践状況調査の結果を踏まえた活動状況となる。						
施策の進捗状況（実績）						
26年度						
法教育推進協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行った。各機関等において、今後の実践に活用できるよう具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した。 また、普通科高等学校に対して法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行った。						
参考指標		年度ごとの実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
協議会等の開催実績（回）		4	8	6	5	7

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			27年度
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	—	—	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識、関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから、これらを積極的に実施することを目標とし、その実施状況により達成度合いを評価することとした。			
施策の進捗状況（実績）			
26年度			
平成26年度には、平成25年度に実施した全国の中学校における法教育の実践状況調査結果を踏まえ、中学生向け法教育教材を作成し、全国の中学校等へ配布した。 さらに、法務省関係機関においても、学校等の法教育を受ける側の要望等を踏まえた法教育授業を実施した（別紙参照）。			

参考指標	年度ごとの実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
法教育授業実施回数（回）	2,172	2,066	2,261	2,992	3,325

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①法教育の推進 （－年度）	6百万円 （5百万円）	16百万円 （12百万円）	14百万円 （9百万円）	14 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、協議会等を開催し、法教育の推進を図るとともに、国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行うものである。 協議会等を開催し、また広報活動を行うことにより、法教育の推進を図ることができる。				0008	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度
	24年度	25年度	26年度	当初予算額
	6百万円 （5百万円）	16百万円 （12百万円）	14百万円 （9百万円）	14百万円

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定」

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成25年度は中学校を対象に調査を行い、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行った。また、平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行うこととしている。

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26－(2))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：Ⅰ－2－(4))				
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。				
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育広報部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予 算 の 状 況 (千円)				
	当初予算(a)	6,168	15,677	14,119	14,387
	補正予算(b)	0	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	6,168	15,677	14,119	
	執行額(千円)	5,311	12,416	9,312	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ－3－(6)－①法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ³				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
法教育推進協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行った。各機関等において、今後の実践に活用できるよう具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホ		

ホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した。

また、普通科高等学校に対して法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行った^{*5}。

参考指標	実績値				
1 協議会等の過去5年間の開催実績（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	4	8	6	5	7

測定指標	平成26年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成，授業実施，地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより，法教育の意義について理解を深め，法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成26年度には，平成25年度に実施した全国の中学校における法教育の実践状況調査結果を踏まえ，中学生向け法教育教材を作成し，全国の中学校等へ配布した。

さらに，法務省関係機関においても，学校等の法教育を受ける側の要望等を踏まえた法教育授業を多数実施した（別紙参照）。

参考指標	実績値				
2 法教育授業実施回数（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	2,172	2,066	2,261	2,992	3,325

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成
		（判断根拠） 測定指標1，2は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものと考えている。 測定指標は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標1】 法教育の推進のため，法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり，各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ，教材の作成等を行うことが求められる。 同協議会等においては，学校現場における法教育の実践状況調査を行い，その結果に基づき，法教育授業のノウハウ，法曹関係者・教育関係者の連携の在り方，法教育の推進に資するための今後の展	

	開等について協議、情報交換等を行い、互いに理解を深めるとともに、その内容をホームページで公表することにより、広く一般に情報提供を行った。 さらに、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、平成25年度に実施した全国の中学校の法教育実践状況調査結果を踏まえ、中学生向け法教育教材を作成するとともに、全国の普通科高等学校に対しても法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえ、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する協議等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。 【測定指標2】 法教育の推進のため、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。 学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、協議会等において、平成25年度に実施した全国の中学校における法教育実践状況調査結果に基づき、中学生向けに作成した法教育教材を全国の中学校等に配布し、学校現場における法教育実践活動への協力・支援を行った。また、法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。 （達成手段の有効性・効率性等） 【測定指標1，2関係】 達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。 また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。 次期目標等への反映の方向性 【施策】 国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとりた紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。 【測定指標1，2】 現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 - ア〔意見〕 一般的な法の遵守教育だけではなく、時代・社会情勢の動きや教育を受ける者のニーズに適合するよう実施年度にふさわしい重点的な教育内容を盛り込んでいく必要があるのではないか。 〔反映内容〕 法務省関係機関においては、授業を受ける側の学校等の要望等を踏まえた法教育授

	業（いわゆる出前授業）を多数実施してきたところである。これらの取組等を通じ、時代や社会情勢の動き、教育を受ける側のニーズに沿った法教育が実施されてきたと認識しており、測定指標２に係る「施策の進捗状況（実績）」欄にその旨追記した。今後とも、かかる取組等を継続していきたいと考えている。 イ〔意見〕 法教育授業の効果が一過性のものとならないよう、法教育教材をより充実させる必要があるのではないか。 〔反映内容〕 法教育の意義についての理解を深め、法教育の実践が拡大するよう、法教育推進協議会での検討結果も踏まえ、法教育教材の内容の充実及びその活用の在り方を検討していきと考えている。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 業者から徴取した見積額をそのまま予算要求額とするのではなく、過去の実績を勘案することで経費の削減を図った。		
担当部局名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成27年 8 月

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方について検討を行うため、法教育推進協議会のもとに平成26年3月に設置された（法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うために設置された「法教育普及検討部会」に代わるもの。）。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－３－（６）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施

されたことから、平成24年度は小学校を、平成25年度は中学校を対象に調査を行い、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行った。

*5 「法曹関係者と教育関係者との連絡の在り方に関する検討」

法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html）を参照

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26－(2))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：Ⅰ－2－(4)) (評価書14頁)				
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。				
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育広報部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	6,168	15,677	14,119	14,387
	補正予算(b)	0	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	6,168	15,677	14,119	
	執行額(千円)	5,311	12,416	9,312	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ－3－(6)－①法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ³				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
法教育推進協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行った。各機関等において、今後の実践に活用できるよう具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホ		

ホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した。

また、普通科高等学校に対して法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行った^{*5}。

参考指標	実績値				
1 協議会等の過去5年間の開催実績（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	4	8	6	5	7

測定指標	平成26年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成，授業実施，地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより，法教育の意義について理解を深め，法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成26年度には，平成25年度に実施した全国の中学校における法教育の実践状況調査結果を踏まえ，中学生向け法教育教材を作成し，全国の中学校等へ配布した。

さらに，法務省関係機関においても，学校等の法教育を受ける側の要望等を踏まえた法教育授業を多数実施した^{*6}。

参考指標	実績値				
2 法教育授業実施回数（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	2,172	2,066	2,261	2,992	3,325

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成
		（判断根拠） 測定指標1，2は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものと考えている。 測定指標は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標1】 法教育の推進のため，法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり，各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ，教材の作成等を行うことが求められる。 同協議会等においては，学校現場における法教育の実践状況調査を行い，その結果に基づき，法教育授業のノウハウ，法曹関係者・教育関係者の連携の在り方，法教育の推進に資するための今後の展	

	開等について協議、情報交換等を行い、互いに理解を深めるとともに、その内容をホームページで公表することにより、広く一般に情報提供を行った。 さらに、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、平成25年度に実施した全国の中学校の法教育実践状況調査結果を踏まえ、中学生向け法教育教材を作成するとともに、全国の普通科高等学校に対しても法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえ、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する協議等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。 【測定指標 2】 法教育の推進のため、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。 学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、協議会等において、平成25年度に実施した全国の中学校における法教育実践状況調査結果に基づき、中学生向けに作成した法教育教材を全国の中学校等に配布し、学校現場における法教育実践活動への協力・支援を行った。また、法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。 （達成手段の有効性・効率性等） 【測定指標 1， 2 関係】 達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。 また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。 次期目標等への反映の方向性 【施策】 国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。 【測定指標 1， 2】 現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年 7 月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 - ア〔意見〕 一般的な法の遵守教育だけではなく、時代・社会情勢の動きや教育を受ける者のニーズに適合するよう実施年度にふさわしい重点的な教育内容を盛り込んでいく必要があるのではないか。 〔反映内容〕 法務省関係機関においては、授業を受ける側の学校等の要望等を踏まえた法教育授

	業（いわゆる出前授業）を多数実施してきたところである。これらの取組等を通じ、時代や社会情勢の動きや教育を受ける側のニーズに沿った法教育が実施されてきたと認識しており、測定指標２に係る「施策の進捗状況（実績）」欄にその旨追記した。今後とも、かかる取組等を継続していきたいと考えている。 イ〔意見〕 法教育授業の効果が一過性のものとならないよう法教育教材をより充実させる必要があるのではないか。 〔反映内容〕 法教育の意義についての理解を深め、法教育の実践が拡大するよう、法教育推進協議会での検討結果も踏まえ、法教育教材の内容の充実及びその活用の在り方を検討していきたいと考えている。
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 業者から徴取した見積額をそのまま予算要求額とするのではなく、過去の実績を勘案することで経費の削減を図った。
----	---

担当部局名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成27年 8 月
-------	-------------------	----------	-----------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方について検討を行うため、法教育推進協議会のもとに平成26年3月に設置された（法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うために設置された「法教育普及検討部会」に代わるもの。）。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－３－（６）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を、平成25年度は中学校を対象に調査を行い、平成26年度は普通科

高等学校を対象に調査を行った。

*5 「法曹関係者と教育関係者との連絡の在り方に関する検討」

法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照

*6 法教育授業の参加人数は、平成24年度は81,607人、同25年度は101,447人及び同26年度は141,592人であった。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言				
評価方式		事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	6
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	30,834	32,657	34,097	38,478	72,699
	補 正 予 算 （ 千 円 ）					
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）					
計（千円）		30,834	32,657	34,097		
執行額（千円）		28,625	31,458	32,209		
政策評価結果の概算要求への反映状況		必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高い評価を得て目標を達成できたという結果を踏まえ、法務に関するテーマ別研究のための経費を平成28年度概算要求に計上することとした。 ・粗暴犯に関する調査研究 要求額 2,219千円 ・再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究 要求額 4,045千円 ・青少年の立ち直り（デジスタンス）に関する調査研究 要求額 7,746千円（27年度予算額 4,263千円） ・再犯防止対策推進経費 要求額 29,965千円				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言					番号	6		(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務総合研究所	法務調査研究費	法務に関する調査研究に必要な経費		38,478	72,699	
	小計						38,478	72,699		
対応表において◆となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの								<	>	
								<	>	
								<	>	
								<	>	
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの								<	>	
								<	>	
								<	>	
								<	>	
	小計						の内数	の内数		
合計						38,478	72,699			
						の内数	の内数			

平成27年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省27－(5))

施 策 名	法務に関する調査研究 (外国人の犯罪に関する研究)
担 当 部 局 名	法務総合研究所総務企画部企画課
施 策 の 概 要	内外の社会情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の実施と必要な刑事政策上の提言を行う。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I－3－(1))
政策評価実施予定時期	平成28年 8 月
評 価 方 式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

グローバル化の進展並びに観光立国実現への取組及び外国人労働者の一層の受入れ等の施策を受けて，昨今の外国人入国者数は940万人に達し（平成22年），外国人登録者数も210万人を超える（平成22年）など，現在の我が国において外国人の存在は大きなものとなっている。一方で，それら外国人の一部は我が国社会に適応できず，犯罪等につながってしまうとの問題があり，外国人による一般刑法犯の検挙件数は平成17年に約4万3,000件と過去最多を記録し，その後減少はしているものの依然として高い水準にある。

他方，外国人による犯罪については，各種の身分関係書類，カードの偽造又はその使用，地下銀行・マネーロンダリング等の犯罪基盤作出型の犯罪，集団窃盗，薬物密売等の組織的犯罪の横行などのように，一般的な日本人の犯罪とは異なる特徴があるとの指摘もある。しかしながら，外国人の犯罪について，全体的な動向は把握されているが，国籍，在留資格，在留期間等の各種属性，罪名，動機・犯行態様等の具体的な実態は，明らかになっていない。

また，外国人に対しては，使用言語の問題から通訳を介した処遇が必要となるのみならず，生活習慣・文化，風習などその行動様式も日本人と異なる面があり，その処遇においても日本人とは異なる考慮を必要としているほか（刑事施設において日本人と異なる処遇を必要とする者の収容人員は約2,800人〔平成22年〕である。），平成14年に国際受刑者移送法が成立し，運用が開始されている。これらのことから，外国人に対する処遇は，一般的な日本人に対する処遇とはおのずと異ならざるを得ず，費用対効果の観点を含めて，適切な処遇の在り方を検討していく必要がある。

したがって，外国人による犯罪の実態と処遇の現状を詳細に明らかにする研究は，その犯罪防止対策及び適切な処遇の在り方を検討するために重要である。

さらに，現在，我が国で外国人の受入れの拡大に関する検討が行われていることをも踏まえると，そのような研究を行う意味は一層高い。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「外国人による犯罪の実態と現状を明らかにし，犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成24年度から平成25年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 外国人の犯罪の動向

出入国管理統計，警察統計，検察統計，矯正統計，保護統計等を用いて，外国人の犯罪の発生状況，その処遇状況等を明らかにする。

(イ) 外国人の犯罪の実態の分析

(i) 刑事事件記録による調査

刑事事件記録を用いて，地域，住居環境，在日期間，在留資格，言語能力，国籍等の外国人犯罪者の属性要素と，罪名，共犯性，組織犯罪性，動機，態様等の犯罪傾向について調査し，それらの関連性の有無の分析を行う。

(ii) 地方自治体における現地調査

外国人在住数の多い地域，又は自治体等を抽出し，在住外国人の総数及び国籍等を調査し，当該地域での犯罪動向との関連性を調査するとともに，外国人との共生に向けた取組を調査する。

(ウ) 外国人犯罪者の処遇実態の調査

(i) 外国人犯罪者に対する公判の実態調査

外国人犯罪者の公判の実態を明らかにするとともに，問題点等を明らかにする。

(ii) 外国人犯罪者を処遇する刑事施設の実態調査

外国人を処遇する刑事施設において，その処遇の実態を調査するとともに，現実に処遇に当たる職員から聴取し，処遇上の問題点等を明らかにする。

(iii) 外国との受刑者移送の調査

諸外国との受刑者移送に関して，国別の送出移送，受入移送の人員，罪名，執行済・残刑期の状況等を調査し，実務上の問題の有無を検討する。

(エ) 成果物の取りまとめ

上記(ア)から(ウ)を総合して，従来明らかになっていない外国人の犯罪とその処遇の実態等を明らかにし，その犯罪抑止策に関する課題と展望を取りまとめて，平成25年版犯罪白書の特集及び法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究について，平成23年4月18日に実施された研究評価検討委員会（学者7名，法務省の他部局4名計11名により構成）の結果を踏まえ，評価基準（別紙参照）第4に掲げる各評価項目について，次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

本研究は，治安の回復，外国人の適正な管理という法務省の重要な施策に関連するものであり，来日外国人の数は減少傾向にあるものの，日本人とは質的に異なる特性を有する外国人の犯罪の実態を調査し，対策を検討することは早期に行うべき課題であると言える。また，本研究の内容は，刑事事件記録等を利用し，あるいは刑事司法関係機関の実情等を総合的に調査するものであって，法務総合研究所以外で行うことができない研究である。以上のことなどから，必要性を評価する3項目の評点は30点中27点となった。

(2) 効率性

調査分析対象の範囲の設定，調査分析の手法に関して具体的に詳細な部分まで確定されるに至っておらず，今後検討を要する部分が認められるものの，本研究は，刑事事件記録や刑事施設を始めとする諸機関における調査等を行うものであって，調査項目は多岐にわたることが予定され，分析の視点は網羅的で偏りがないことが見込まれる。以上のことなどから，効率性を評価する3項目の評点は30点中24点となった。

(3) 有効性

本研究は，外国人の犯罪の抑止・低減，その捜査・公判の適切な遂行，外国人犯罪者に対する適切な処遇，適切な出入国管理策の策定に有用な資料を提供するためのものである。また，外国人の犯罪は治安対策という観点からも社会的関心が高く，注目を集め

ることが見込まれ、研究の成果は内外において広く利用されることが期待できる。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中30点となった。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は81点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成27年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準（別紙参照）第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

*1

第3-2-⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備

第3-3-③ 地域における多文化共生の推進

第3-4-① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進

第3-4-③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

6. 備考

*1 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備

不法入国・不法滞在等やこれらを助長する集団密航、偽装結婚、旅券偽変造、不法就労助長等に係る犯罪等について、関係機関間での迅速・的確な情報交換を行うなど緊密な連携を図り、取締りを強化するとともに、新たな在留管理制度における在留カード（仮称）に係る罪の創設等より効果的な取締りの実施のための関係法令の整備について検討する。また、外国人雇用状況届の履行徹底を図り、不法就労防止のための事業主指導を促進する。

第3-3-③ 地域における多文化共生の推進

我が国に在留する外国人が我が国の生活環境に円滑に適応し、我が国社会の一員として日本人と同じような教育、医療、社会保障等の住民サービスを享受することのできる社会を実現するため、市区町村において、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる適法な在留外国人の台帳制度を整備するとともに、外国人児童生徒の地域・学校での受入れ体制の整備、外国人を対象とした日本語教室の設置や日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者養成研修の実施、外国人労働者を雇用する事業者に対する外国人に関する社会保険等の加入促進、雇用不安を解消するための施策の実施、日系人集住地域やインターネット上における適正就労促進のための情報提供等地域住民と外国人の共生に向けた取組を推進する。

第3-4-① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進

来日外国人の増加・定着化の傾向が進む中、外国人の受入れが国際組織犯罪、国際テロ、暴動等による治安の悪化の要因とならないように、外国人犯罪について、事案や組織の全容解明に努めるとともに、関係法令を駆使して関与者を的確に処罰し、犯罪収益の剥奪を徹底する。

第3-4-③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

国際犯罪組織の弱体化を図るため、来日外国人が不法に得た収入を海外へ送金する手段として利用する地下銀行に対する取締りを徹底する。また、クレジットカード関係業界及び加盟店において、すべてのクレジットカードのＩＣカード化等の偽造防止対策及びクレジットカード使用時の本人認証のための仕組みの整備・充実が十分に図られるよう更なる連携を進める。さらに、クレジットカードの偽造防止のため、その原料となる生カードの密輸に対してコントロールド・デリバリーを可能とする方策を検討する。

平成27年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省27－(6))

施 策 名	法務に関する調査研究 (非行少年の保護者に関する研究)
担 当 部 局 名	法務総合研究所総務企画部企画課
施 策 の 概 要	内外の社会情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の実施と必要な刑事政策上の提言を行う。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I－3－(1))
政策評価実施予定時期	平成28年 8 月
評 価 方 式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

これまでの犯罪白書等により、再犯防止対策としては、可塑性に富む少年・若年者に対する取組が重要であることが明らかとなっており、「再犯防止に向けた総合対策」^{*1}においても同様の考えが示されている。

ところで、平成23年版犯罪白書によれば、非行少年・若年犯罪者（以下「非行少年等」という。）のおおむね7割の者が、犯罪を思いとどまる心のブレーキとして家族を挙げており、また、少年院在院中の親族との面会状況や出院後の保護者等との安定した生活の継続の有無がその後の刑事処分の状況に影響している傾向が認められた。同白書により明らかになったとおり、非行少年等の再非行・再犯を抑止するためには、非行少年等と家族の間に信頼関係を構築し、良好な関わりを保つことが重要である。

他方で、同白書は、具体的な事例を挙げながら、少年の非行や若年者の犯罪の要因に家庭環境が関連していることも明らかにしており、少年らの保護者等による児童虐待、過干渉及び放任、家族構成員の精神障害等など、様々な家庭内における問題点が、少年らの発達に大きな影響を与え、非行や犯罪のリスク要因であるとしている。

さらに、再非行という観点から見ると、非行少年の再非行を抑止するためには、保護者等による更生の支援や適切な監護が重要であるにもかかわらず、現実には、少年らと保護者等との家族関係の不安定さや、保護者の監護力が低下している場合などが見受けられ、保護者等による更生の支援や再非行の抑止機能を期待できないことが少なくない。かえって、少年の非行により、新たな家庭内の問題（例えば、養育に関する保護者の自信喪失、他者からの非難に伴う社会的な孤立、転居・転職等を余儀なくされることによる経済的な困窮等）が生じ、非行以前よりも家庭の状況が悪化している場合も見受けられる。このような場合、非行少年が社会復帰を目指して少年院等で矯正教育を受けたとしても、家庭内の問題のために、その効果が減殺されてしまうおそれも少なくない。

このように、同白書の分析等を踏まえると、非行少年の再非行を抑止するためには、保護者等による少年の支援、監護機能を向上させ、家庭内の問題を解消することが必要であると考えられる。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」^{*2}でも、少年の保護者に対する各種支援の実施が掲げられ、「少年矯正を考える有識者会議提言」^{*3}においても、非行少年の保護者との連携の強化が提言されているところである。さらに、「再犯防止に向けた総合対策」においても、再非行抑止のための重点施策の一つとして、家族等による監督・監護の強化等が挙げられている。

以上のとおり、非行少年の保護者に対する働き掛け、支援は、再犯防止対策としての少年に対する指導・支援の一環として重要な意義を持っている。しかしながら、その働

き掛け、支援の在り方は、非行少年の保護者の実態に即したものでなければならないところ、その点に焦点を当てた調査はこれまで十分に行われていない。そこで、非行少年の保護者に対する適切な働き掛けや支援の在り方を探るべく、非行少年の保護者の現状と抱えている問題点等を的確に把握することが求められている。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働き掛けの在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成25年度 1 か年

イ 研究内容

(7) 調査の概要

一定期間に全国の少年院を仮退院する少年を対象とし、当該少年の少年院仮退院時及び保護観察開始後 6 か月経過時において、以下のとおり質問票調査を実施し、少年と保護者との関係、家庭の状況等について調査を行う。

さらに、少年記録等を活用して、少年と保護者の実態と問題点、処遇上の課題等を調査し、質問票調査の結果と合わせ、分析を行う。

(i) 少年院出院者の調査

少年院仮退院者に対して、質問票調査（2 回）を実施し、仮退院時に、保護者との関係、家庭内の状況、保護者に対する意識等を明らかにするとともに、保護観察期間 6 か月経過後に、少年院出院後の保護者との関係、家庭内の状況、保護者に対する意識等の変化を調査する。

(ii) 少年院在院者の保護者の実態調査

(i) の対象となった少年の保護者に対して、少年の仮退院時及びその 6 か月後に、質問票調査を実施し、養育態度、非行原因、家庭内の問題、被害者に対する意識、矯正教育や保護観察に対する要望や評価、少年院入院後の家庭の状況・意識の変化等を調査する。

(e) 保護観察官調査

(i) の対象となった少年の担当保護観察官に対して、保護観察開始後 6 か月時に、質問票調査を実施し、少年院出院後の少年と保護者との関係、保護者の状況等を調査する。

(4) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、非行少年等とその保護者の現状と抱えている問題等を明らかにし、関係改善や監護機能を向上させるための効果的な働き掛けに関する課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成24年 4 月27日に実施された研究評価検討委員会（学者 7 名、法務省の他部局 4 名計11名により構成）の結果を踏まえ、評価基準（別紙参照）第 4 の 1 に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

本研究は、再犯防止全般において重要な位置を占める非行少年の再非行防止対策を強化するための保護者との連携強化に関わるものであって、再非行少年率が高い現状をも踏まえると、法務省の重要施策と密接に関連し、実施の必要性が極めて高く、かつ、早期に実施する必要性が高いテーマである。また、本研究は、全国の非行少年とその保護者等に関する実証的研究であって、法務総合研究所以外において代替する研究を行うことは著しく困難である。以上のことから、必要性の評点は30点中30点であった。

（２）効率性

非行少年とその保護者等を広く対象とし、質問票調査及び公的記録により必要な統計データを確保できることから、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。研究の手法等は、信頼性のあるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みである。さらに、研究をより充実させるために研究期間・調査時期を増やすことが考えられるが、より費用を要することとなり、本研究では、特別な支出を要しない範囲で計画されており、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである、以上のことから、効率性の評点は30点中24点であった。

（３）有効性

本研究は、これまで必ずしも明らかではなかった非行少年の保護者の実態等について調査するものであり、非行少年の保護者との連携を強化した処遇を行う上で重要なものであるから、少年院、保護観察所等における保護者に対する働き掛け、支援等の在り方の検討に大いに利用されることが見込まれ、有効性の評点は10点中10点であった。

（４）総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められた。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成28年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準（別紙参照第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○子ども・若者ビジョン（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）^{*1}

- ・第2-2-(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
- ・第3-2-(1)-③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
- ・第3-3-(2) 大人社会の在り方の見直し
- ・第4-(1) 子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

○少年矯正を考える有識者会議提言 - 社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・鑑別所へ - （平成22年12月7日）

- ・第5-2-(2)-ウ 保護者との連携強化

○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）

- ・第1-2-(1) 早期対策が必要な少年・若年者
- ・第3-1-(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

6. 備考

研究部報告32「最近の非行少年の特質に関する研究」（URL：http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00018.html）

*1 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）」

第1-2-(1) 早期対策が必要な少年・若年者

少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を示しており、他の年齢層と比べて可塑性に富み、社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ、少年・若年者に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

第3-1-(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

また、関係諸機関の連携の下で、刑務所等収容中から出所後の保護観察までの過程を通じて、家族等からの相談に応じ助言等を行う態勢を強化するなど、家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る。

*2 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）」

第2-1-⑪ 保護者に対する各種支援の実施

身近な地域において、子育て経験者や民生委員・児童委員、保健師等の専門家が連携し、子育てに関する学習機会・情報の提供、専門的人材の養成等の家庭教育に関する総合的な支援を促進するとともに、問題を抱える保護者に対する相談機会の提供、就労支援の充実を図る。

*3 「少年矯正を考える有識者会議提言-社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ-（平成22年12月7日）」

第5-2-(2) -ウ 保護者との連携強化

少年法においては、保護者に付添人選任権（第10条1項）、抗告権（第32条）等の権利が付与されるなど、少年の権利・利益の擁護者としての立場が明らかにされている。矯正教育において、保護者は、少年の権利・利益の擁護者であると同時に、少年の立ち直りのために、少年院職員とともに努力する責務を持つ者である（この点は法令等による明確化が望ましい。）。少年院は、保護者がこのような両側面を備えた立場にあることを踏まえた上で、少年の円滑な社会復帰を期するために、保護者との緊密な連携を図っていくことが不可欠である。

平成19年の少年院法の一部改正により、少年院長は、矯正教育の実効を上げるため、保護者に対する指導、助言その他の措置をとることができることとなり、これを受け、各処遇現場では保護者に対する措置について様々な実践がなされてきている。今後は、例えば、それらの現場実践を集約し、少年院における保護者に対する措置の標準化を図るなど、その一層の充実に取り組むべきである。

また、少年院に対する保護者の十分な理解と協力を得られるよう、矯正教育等の実施状況に関する情報提供等を積極的に行う必要がある。その際は、例えば、現在運用されている保護者ハンドブックに、不服申立制度を始め保護者が承知しておくべき基本的な情報を確実に盛り込むべきである。保護者との面会時間についても、情報提供や保護関係の調整等のために必要な時間が確保されるよう一層柔軟な運用が行われるべきである。

さらに、少年院が保護者から親としての思いや事情を聞き取って、それらを処遇に反映させていく取組も今後一層大切になってくるものと思われる。なお、保護者から理不尽・不適切な要望が寄せられた場合には、第一線職員が理を尽くした適切な助言・指導を行うべきことはもちろんであり、個々の職員の心理的負担なども考慮し、個ではなく組織として対応できるような体制が構築されるべきである。

このような施設と保護者とのやり取りは、保護者に対し、監護に関する責任を自覚させ、社会復帰後の受け入れ準備を促す者となる一方、職員に対しては、保護者の視点を踏まえた、一層適正かつ有効な処遇を実施していく動機付けともなり得るであろう。

*4 「子ども・若者ビジョン（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）」

第2-2-(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

第3-2-(1) -③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

「更生保護活動サポートセンター」や「サポートチーム」の活用等により、非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進します。

第3-3-(2) 大人社会の在り方の見直し

少年院在院者の保護者に対する実効性のある指導・助言を行うなど、適切な措置の充実・強化を図ります。

保護観察に付されている少年の保護者に対して、引受人会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛けを行います。

第４－（１）子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

子ども・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、成育環境、非行、社会的自立の状況等に関する子ども・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進します。

その際、男女別に実態把握を進めるとともに、子ども・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学術的・国際的な調査研究の充実を図ります。

平成26年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省26- (3))

施 策 名	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）					
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 （Ⅰ－３－(1)）					
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。					
施策の予算額・ 執行額等	区分	23年度	24年度	25・26年度	27年度	
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a)	3,675	2,876	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	－
		繰越し等(c)	0	0	－	
		合計(a+b+c)	3,675	2,876	－	
	執行額（千円）	3,675	2,876	－		
政策評価実施時期	平成27年 8 月		担当部局名	法務総合研究所総務企画 部企画課		
評 価 方 式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

警察等の公的機関に認知された犯罪被害の件数に止まらず暗数が多いのではないかと指摘もある性犯罪被害等、多様な要因により顕在化されていない犯罪被害の実態を把握することは、有効で適切な犯罪防止政策等の施策を検討するために有用であり、刑事政策にとって必須の基礎的研究である。また、これらは、国民生活に直接に関わる治安情報として国民の関心も高い。

我が国における犯罪被害実態の調査としては、各国の犯罪被害の実態の把握と多国間における比較を目的としておおむね4年ごとに行われている国際犯罪被害実態調査に基づく調査を、平成12年に国連犯罪司法研究所から参加要請を受けて以降、法務省法務総合研究所において計3回実施してきているところ、犯罪被害実態について、国際比較を踏まえた経年比較を行うため、同調査を引き続き実施することが必要である。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成23年度から平成24年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

無作為抽出した全国の16歳以上の男女4,000人

(イ) 調査項目

基本的に、国際犯罪被害実態調査の調査項目（「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等に関するもの）と共通の項目とする。

なお、本調査研究後に、海外において実施が予定されていた国際犯罪被害実

態調査は、種々の事情によりこれまでのところ実施されていない。

ウ 調査方法

上記調査項目を記載した質問票による郵送調査を行う。

なお、調査の実施（データ入力等を含む。）は、民間業者に委託する。

エ 分析方法

世帯犯罪被害（乗り物関係の被害，不法目的侵入等）及び個人犯罪被害（強盗，性的事件等）の被害態様，年齢，就業状況，都市規模等の視点から分析する。

3. 事前評価の概要

本研究について，平成22年6月7日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ，次のとおりの評価になった。

（1）必要性

犯罪被害の実態は，刑事政策を検討する上での基礎資料となるものであると同時に，広く国民にとっての関心事項でもあるから，これを明らかにすることは有益である。また，国際犯罪被害実態調査は，犯罪被害の実態について，国際的に比較可能な形で把握するとともに，経年比較もできる唯一のものであって，本研究における調査の意義，必要性は高い。

（2）効率性

本研究において，我が国に関する調査を行うだけで，国際比較が可能となる成果を得ることが期待できるのであるから，我が国独自で国際的な調査を行う場合に比べてはるかに低費用で行うことができる。さらに，法務総合研究所は，過去3回の調査を実施しており，その調査・分析に関するノウハウの蓄積を活用するとともに，過去の調査結果との経年比較を行うなど，継続性がある研究を効率的に実施することが期待できる。

（3）有効性

本研究における調査については，犯罪被害の実態について，国際的に比較可能な形で把握し，経年比較ができる唯一のものとして，その意義は，社会的，刑事政策的，学術的に高く評価されている。また，法務省各部局で行う犯罪被害防止策等の刑事政策の改善の可否等の判断も可能となることなども期待できる。

（4）総合的評価

本研究については，上記のとおり，必要性，効率性及び有効性がそれぞれ認められるなど，平成23年度から行うべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

本研究の評価について，事前評価においては，犯罪被害実態等の国際比較を行うことが主な目的の一つであったことから，評価基準とは別の基準で評価を行った。しかし，これまでのところ国際犯罪被害実態調査が実施されていないことから，本研究に対する事後評価は，評価基準に従い，研究の成果を把握するための期間を設けるため，研究終了から一定期間経過後の平成27年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名，法務省の他部局員4名の計11名により構成）において，評価基準第4の2（別紙1）に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い，各評価に応じた評点を付すものとし，その評点の合計点に応じて，本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について，平成27年4月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ，次のとおり事後評価を行った。

（1）本研究の成果について

効果的な治安対策の前提となる犯罪の発生状況について，警察等に認知されていない

犯罪件数（暗数）を把握するため、平成24年1月に層化二段無作為抽出法^{*1}により全国から選んだ16歳以上の男女4,000人を調査対象として郵送調査を実施し、警察に届けられなかった犯罪件数、犯罪被害者と被害の実態、犯罪動向に関する経年比較データ等について、以下の知見を得た。

ア 犯罪被害の実態

世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当するいずれかの犯罪被害に遭った者の比率は、過去5年間では全回答者の34.4パーセントであり、平成23年1年間では11.9パーセントであった。過去5年間における全犯罪被害の被害率は、第3回調査（2008年）時と第4回調査（2012年）時とでは大きな変動はないが、第1回調査時から低下している。

比較的被害率の高い自動車損壊、オートバイ盗及び自転車盗については、第1回調査から第4回調査時までは低下傾向にあるものの、今回は大きな変動は見られなかった。

ある犯罪被害の有無に関して被害者の各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析^{*2}を行った結果、全犯罪被害について、年齢のみが有意としてモデルに採用され、59才以下の者は60歳以上に比べて、犯罪被害に遭う確率が有意に高いなどの結果が得られた。

イ 犯罪に対する不安

犯罪に対する不安等についての調査結果を経年比較したところ、第3回調査に比べ、第4回調査では、居住地域における犯罪に対する不安を感じる者の比率が上昇した。

例えば、第3回調査と比べ、「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか」との問いに対して、「とても安全」とする者の比率が低下する一方、「やや危ない」とする者の比率が上昇した。

なお、自宅の防犯設備等の状況について第1回調査から第4回調査において顕著に認められる傾向として、侵入防止警報機や特別のドア鍵等の住居の防犯設備を設置する者の比率が増加した。

ウ 被害率と認知件数の比較

自動車盗、車上盗等の7つの被害態様について、過去4回の調査による被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を掲示した図（別紙2）からは、それぞれ極端に異なった動向を示唆するものはなかった。

エ 犯罪被害の状況

（ア）世帯犯罪被害

自転車盗の被害率が最も高く、次いで自動車損壊であった。乗り物関係の被害の状況では、オートバイ盗及び自転車盗の被害に遭った者の比率について、住居形態がアパート等の場合は高く、一戸建ての場合は低いなどの特徴が見られた。住居への不法侵入（未遂を含む。）については、都市規模、住居形態及び防犯設備の有無による被害率の違いは見られなかった。しかし、世帯人数別で見ると、「単独世帯」の場合は、被害率が高かった。

被害の申告状況では、乗り物関係の被害について、主な申告理由は、「盗まれたものを取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であり、主な不申告理由は、「それほど重大ではない」であった。住居への不法侵入（未遂を含む。）については、主な申告理由は、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、「犯人を処罰してほしいから」であった。

（イ）個人犯罪被害

個人に対する窃盗の被害率が最も高かった。被害の状況を見ると、強盗については、無職・定年又は学生の者が被害に遭った比率が高く、窃盗及び暴行・脅迫については、60歳以上の者が被害に遭った比率が低かった。性的被害では、女性、39歳以下の者、独身の者が被害に遭った比率が高かったものの、全ての被害に共通する

特徴は見られなかった。

被害に遭った場所で回答数が一番多かったのは、「自宅のある市町村内」、「自宅・自宅敷地内」又は「職場」であり、身近な場所で被害に遭っている者が多かった。被害の申告状況については、強盗以外では、不申告と答えた者の方が多かった。しかし、いずれの被害においても、都市規模別、性別及び年齢層別による被害申告の有無に有意な差は見られなかった。また、申告理由としては、「再発を防ぐため」が上位であった。

なお、強盗については、今回の調査を含めたこれまで4回の調査において、被害に遭った者に占める申告の割合は、第1回調査及び第2回調査では不申告の割合が高く、第3回調査及び第4回調査では申告の割合が高かった。また、性的被害に関しては、不申告の割合が調査を重ねるにつれて若干低くなっているものの、申告の割合を大きく上回っている（性的被害について、第1回調査及び第2回調査は、女性のみを調査対象としている。）。

（ウ）各種詐欺・個人情報の悪用の被害

個人を被害の対象としたものでは、クレジットカード情報詐欺の被害率が最も高く、世帯を被害の対象としたものでは、消費者詐欺の被害率が最も高かった。被害の状況を見ると、インターネットオークション詐欺では、男性の方が女性よりも被害に遭った者の比率が高く、クレジットカード情報詐欺では、被害に遭った者の比率は40～59歳の者が高く、60歳以上の者が低かった。

被害の申告状況では、申告理由について、「被害を取り戻すため」、「再発を防ぐため」という理由が、他の理由に比べて多く、不申告理由については、「それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）」という理由が、他の理由に比べて多かった。

オ 治安に関する認識

我が国全体の治安についての認識を見ると、第2回調査及び第3回調査に比べ、「良い」とする者の比率が上昇し、「悪い」とする者の比率が低下する傾向が見られた。

居住地域における犯罪被害への不安は、夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）及び不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）に大別される。前者について、ロジスティック回帰分析によると、59歳以下の者、女性、個人犯罪被害がある者、既婚・同棲の者、世帯犯罪被害がある者は不安を感じる傾向が高かった。後者について、同分析によると、個人犯罪被害のある者、世帯犯罪被害のある者、一戸建て住宅の者、女性は不安を感じる傾向が高かった。我が国の治安に関する認識について、同分析によると、女性、人口10万人未満の都市規模の者、無職・定年・主婦等は不安を感じる傾向が高かった。居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識では、居住地域における犯罪被害に対する不安の高い者が、我が国の治安に関する認識を悪く捉える傾向にあった。

カ 成果物

上記の本研究の成果は、研究部報告^{49*}として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。

（2）各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙3のとおりである。

（必要性の評価項目）

犯罪被害の実態を明らかにすることを目的とする本研究は、おおむね4年ごとに実施されており、今回で4回目となる。その研究結果は、犯罪被害の実態について経年比較が可能な唯一の公的犯罪統計であり、我が国の刑事政策上の施策を検討する上で

の重要な基礎資料となるものである。したがって、本研究は、刑事政策の適切な策定運用が求められる法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。また、本研究は、国際犯罪被害実態調査の国際基準に沿って実施され、国際比較を行うなどした第1回、第2回の研究から引き続き実施されている第4回目の研究であるとともに、第3回までの研究との経年比較も可能となる唯一の研究であって、代替性のない研究である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は20点中20点である。

（効率性の評価項目）

調査対象者は、全国の16歳以上の男女を母集団として、200地点から層化二段無作為抽出法により抽出しており、適切に代表性が確保されている上、標本数も4,000標本（男女各2,000標本）と分析に十分な数が確保できており、調査対象者の設定は非常に適切であった。本研究の実施手法については、第1回目から第3回目までは訪問調査であったところ、予算面の制約から、社会調査等を専門とする業者を活用し、適正かつ効率的な郵送調査として実施した。また、データの精度を高めるため、謝礼や督促状を活用し回収率の向上に努めたほか、フリーダイヤル窓口を設置して調査対象者の疑問や質問に対応するなどの工夫をし、誤った理解による回答や無回答の削減にも努めた。ただし、本研究の実施手法を変更した結果、第3回目までの調査に比べて回収率が低くなるとともに、回答における「分からない」の比率が高くなるなどの傾向が認められた。調査・分析については、刑事政策の実務家である研究官等が、専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で行っており、その実施体制・手法は適切であった。また、費用対効果の観点から、研究官等が実施することが合理的とは言えない全国にまたがる調査対象者の抽出作業等を含む郵送調査の実施については、一般競争入札を行って適正な費用により専門業者に委託した。さらに、回収されたデータの分析については、研究官等が既存の設備・備品等を活用して行うなどの点で、特別な支出を要しない研究手法を採っており、本研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点である。

（有効性の評価項目）

本研究の成果物は、「要旨紹介」を巻頭に記載した上で、犯罪被害の状況を世帯犯罪と個人犯罪に分類し、それぞれについて犯罪の種類別の被害状況について相互に比較しやすい構成となっているほか、巻末には詳細な基礎集計表を掲載している。記載内容についても、都市規模や性別等の区分ごとによる比較が容易にできるよう表を豊富に活用するとともに、平易な説明を付しているため、実務家にとって分かりやすい内容となっている。ただし、各データの解釈等について、過去3回の調査から得られたデータと比較するなどして、より分かりやすい記述を工夫する余地もあった。また、本研究は、犯罪被害の実態に関して、公的機関が実施している継続的かつ国際比較が可能な調査であることを踏まえると、我が国の刑事政策における基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。成果物は広く一般に公開され、国の機関の刊行物にも取り上げられており、今後、施策等の立案や大学の研究等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中17点である。

（3）総合評価

本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と認められる。また、2（2）記載のとおり、「国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するため

の基礎資料を提供すること」という目的を達成したと評価することができる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成27年7月10日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

過去3回にわたって行われてきた犯罪被害実態調査においては、訪問調査の方法で実施されてきたが、本研究においては、郵送調査の方法で実施され、無回答等の比率が高くなるなど、これまでの調査との経年比較にやや難が生じており、調査手法が適切であったかについては疑問がある。

〔反映内容〕

予算面の制約等もあり、本研究では、やむを得ず郵送調査の方法を採用したが、今後、同様の調査研究を実施する場合においては、本研究の過程で生じた課題等を踏まえ、より適切な調査手法の在り方を検討していく。

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第21条^{*4}

○ 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）^{*5}

V－第4－2－（6） 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「層化二段無作為抽出法」

①全国を高等裁判所の管轄に応じて8類型に分類し、②それぞれの地域ごとに、都市規模によって市町村を分類し、③最終的に、地域、都市規模から見て、日本全体を代表できるように200地点を選定し、④各地点ごとに調査対象者を住民基本台帳等から等間隔抽出法を用いて抽出する方法である。

*2 「ロジスティック回帰分析」

回帰分析は、一つ以上の既知の説明（独立）変数の値から一つの反応（従属）変数の値を予測又は推定しようとする統計分野である。反応変数が2値のカテゴリカル変数（例えば、疾病の有無）であれば、ロジスティック回帰と呼ばれる。

*3 「研究部報告49」

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html] を参照。

*4 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律161号）」

（調査研究等の推進）

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

*5 「犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）」

V－第4－2－（6） 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。

平成26年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等			(法務省26－(4))			
施策名	法務に関する調査研究 (知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究)					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (Ⅰ－3－(1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,767	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	－
		繰越し等(c)	0	－	－	
		合計(a+b+c)	2,767	－	－	
	執行額(千円)		2,767	－	－	
政策評価実施時期	平成27年 8 月		担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課		
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

障害者基本法は、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現をその目的としており、これは、障害者の権利に関する条約の趣旨にも沿うものである。

ところで、障害者のうち知的障害者¹は、日本に約55万人いる(平成24年版障害者白書による。)が、これらの者の社会参加に当たっては、障害による事実上の制約が存在する。中でも「知的障害を有する犯罪者」については、社会参加に向けての制約がより厳しくなる。その結果、社会内で自立した生活を営むことが困難であったり、刑事施設に入所した者の場合、適切な引受人がなく、社会復帰に不安を残したまま出所せざるを得ない場合が想定される。これは、再犯防止という観点からも看過しがたい事態であり、早急に解決を図る必要のある問題である。

知的障害者については、その障害内容に応じた特別な処遇(指導、援助等)が刑事司法の各段階で行わなければならない。もちろん、特別な処遇の必要性は、知的障害者特有の問題ではなく、精神障害者全般についても妥当するが、知的障害者以外の精神障害者については薬物治療等の医療措置の余地があり、医療措置を含めた特別な処遇が行われている。これに対し、知的障害者については医療措置を講じ難く、医療観察法²の対象からも外れる者が多い。その結果、精神障害の中でも、知的障害を有する犯罪者の処遇において、どのような対応が可能であり、また、妥当であるかは、未解明の検討課題として残っている。

したがって、上記の社会復帰における問題点を踏まえつつ、知的障害を有する犯罪者に対し、その障害内容に応じた効果的な処遇の在り方を検討する必要がある、そのような検討のための基礎資料として、知的障害を有する犯罪者の実態と処遇の現状を明らかにする必要がある。

また、知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにし、犯罪率等についての無用な誤解や偏見を防ぐことは、就職その他による社会復帰の一助となると考えられる。

そこで、知的障害を有する犯罪者について、その実態を明らかにするとともに、効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、本研究を行うことは有益なことであると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成24年度の1か年

イ 研究内容

(ア) 知的障害を有する犯罪者の動向

知的障害を有する犯罪者の実態等の調査統計データに基づき、知的障害を有する犯罪者の動向、特徴等を分析する。

(イ) 知的障害を有する犯罪者の実態

知的障害を有する犯罪者で刑事施設で受刑中の者等に対して、刑事事件記録、刑事施設等の記録又は刑事施設等に対する調査照会の結果に基づいて、知的障害を有する犯罪者の属性、犯罪内容に関する事項、処遇状況等を調査し、分析する。

(ウ) 知的障害者の実情

知的障害者に関する基礎的な医学的知見を文献又は専門家からの聴取により調査する。

(エ) 知的障害を有する犯罪者に対する処遇の現状分析

知的障害を有する犯罪者の処遇の実情について、刑事施設等やその職員に対して調査する。

(オ) 海外調査等

知的障害者をめぐる国際条約（障害者の権利に関する条約）及び国内法（障害者基本法他）の動向を取りまとめるとともに、知的障害を有する犯罪者の処遇について海外の先進的な取組を調査する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成23年4月18日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおりの評価になった。

(1) 必要性

本研究は、再犯防止策の重要テーマの一つに関連するものであり、法務省関係部局からも研究実施の要請があるところ、知的障害を有する犯罪者の処遇の在り方については従来十分な検討がなされておらず、データも少ない分野であって、早急に検討する必要がある。また、本研究は、知的障害を有する犯罪者の犯罪の実態や刑事施設等における処遇実態を明らかにするものであって、法務総合研究所以外で行うことができない研究である。

(2) 効率性

調査分析対象の範囲の設定、分析の視点や手法に関して検討を要する部分が認められるものの、各種記録等を用いることにより様々な調査項目を設定することができ、そこで用いるデータも公的記録に基づく信頼性のあるものと言える。また、司法精神医学的、福祉的な専門意見を踏まえて検討を行えば、網羅的で偏りのない視点で分析を行うことが可能である。

(3) 有効性

知的障害を有する犯罪者については社会的な関心が高く、本研究の成果は広く注目を集めることが見込まれる。施策等の検討への利用については、平成18年度から3年間、厚生労働省が矯正局の協力で実施した調査研究との差別化を図ることが課題であるが、

同調査結果は内部資料に限定されていたものである一方で、本研究の成果物は公刊されるものであることから、幅広く利用されることが期待できる。

(4) 総合的評価

上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成27年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、評価基準第4の2（別紙1）に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成27年4月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

知的障害を有する受刑者について、その実態を調査・分析（知的障害受刑者調査）し、これらの者に対する処遇の実情を調査（処遇概況等調査）するとともに、先進的な取組をしている英国及びニュージーランドにおける処遇の現状を調査（海外調査）した。

ア 知的障害受刑者調査

我が国における知的障害を有する受刑者の実態（その人数及び特性）を明らかにするため、全国77か所の刑務所（刑務支所8庁を含む。）及び少年刑務所に対して、各施設職員が調査票にデータを入力する形で調査を実施した。

調査対象者は、平成24年1月1日から同年9月30日までの9か月間に、上記77か所の施設に入所した知的障害受刑者548人（知的障害者296人、その疑いのある者252人）である。分析に際しては、調査対象者と比較するため、調査対象者と同時期の入所受刑者総数又は成人検挙人員総数の統計データを参照した。

知的障害受刑者調査の結果明らかになった主な点は、以下のとおりである。

(ア) 入所受刑者総数と対比した特徴

入所受刑者総数又は成人検挙人員総数と対比すると調査対象者は、①若年者（29歳以下）及び中高年者（50歳以上）、②罪名では、窃盗、強制わいせつ・同致死傷、放火及び殺人、犯行の手口では、窃盗（侵入窃盗）及び詐欺（無銭飲食）、③入所度数の多い者、④受刑前に住居不定、未婚、無職であった者、⑤義務教育段階でとどまった者又は義務教育未了の者の構成比がいずれも高いことなどの傾向が認められた。

(イ) 心身状況に関する特徴

CAPAS[※]能力検査値については、調査対象者の平均値は55.0で、年齢が上がるにつれて、その値は下がる傾向が認められた。個別知能検査IQについては、調査対象者の平均値は57.6であった。両者の数値を比較すると、若年者では前者の方が高い者が多く、高齢者では、後者の方が高い者が多いという傾向が認められた。

知的障害以外の精神障害や、身体障害・疾患を有する者も少なからずいること、知的障害の確定診断を受けた者であっても、療育手帳を所持している者は半数に達していないこと、また、特別支援教育を受けたことがある者は約40パーセントに過ぎないことなどが明らかになった。

(ウ) 再入者に関する特徴

調査対象者のうち、再入者について再犯期間を分析すると、その平均は838.0日（約2年3月）で、1年未満の者が52.2パーセントに達しており、入所受刑者総数

と比べて、再犯期間が短い者の構成比が高い。

再犯期間の長短に関連する要因を分析すると、若年者・高齢者、多数回受刑者、窃盗・傷害の者、未婚者、中学校未了者、無職者、収入源がなかった者、前刑出所事由が満期釈放等においては、再犯期間が短いという傾向が認められた。

(エ) 特別調整^{*4}の実施状況

特別調整の6要件^{*5}のうち、他の要件を満たすもの(210名)のうち「特別調整の対象となることを希望していること」又は「個人情報を提供することについて同意していること」の要件を満たさない者が約3割に及ぶことが明らかになった。

イ 処遇概況等調査

我が国における知的障害を有する受刑者に対する処遇の実情を明らかにするため、前記アと同じ全国77か所の調査対象施設に対し、調査時点(平成24年12月11日から平成25年1月末日まで)における各施設の処遇概況等に関して、各施設職員が調査票にデータを入力する形で調査を実施した。

処遇概況等調査の結果明らかになった主な点は、以下のとおりである。

(ア) 基本データ

調査対象施設における平成24年末現在の知的障害を有する受刑者は1,274人(知的障害者774人、その疑いのある者500人)であり、調査対象施設に収容されている受刑者総数に占める比率は2.4パーセントであった。国際比較調査結果と比べると、我が国の知的障害を有する受刑者の比率は、他国・地域と大きく異ならないことが明らかになった。

(イ) 処遇の実情

調査対象施設においては、知的障害を有する受刑者の処遇に当たって、居室配置、作業・職業訓練、教育・指導等において、障害を配慮した処遇を実施していることが明らかになった。

(ウ) 生活環境の調整の実情

調査対象施設においては、約4割の施設が、特別調整において問題を有していると回答しており、その内容は、刑事施設の体制等の問題、関係機関の問題、制度自体の問題、受刑者本人の問題に大別された。また、特別調整を希望しない者について、希望しない原因としては、本人の理解力・判断力等によるもの、自己の障害を受容できないことによるもの、釈放後の生活が制約されることを嫌って拒否することによるものに集約できた。

ウ 海外調査

知的障害を有する犯罪者に対する先進的な取組として、英国における警察の取調べにおける「適切な大人(AA)」制度^{*6}、刑事司法機関におけるリエゾン・ダイバージョンスキーム^{*7}、メンタルヘルスコート^{*8}の試行等の運用状況について明らかにした。また、ニュージーランドにおける知的障害者法の概要、司法精神医療施設における治療・訓練、刑事施設における心身に配慮を要する者に対する処遇等の詳細を明らかにした。

エ 提言

以上の調査・分析を踏まえて、本研究では、特別調整を中心とした生活環境の調整に関して、事例収集や成り行き調査の必要性を指摘した。また、知的障害の診断に当たっての留意点、知的障害を有する受刑者に対する対応策に関する提言を行った。

オ 成果物

本研究の成果は、研究部報告52^{*9}として公刊され、法務省関係部局、犯罪者処遇等を研究する大学研究者に加えて、全国の地域生活定着支援センター、知的障害を有する犯罪者の社会復帰支援に関連する社会福祉施設に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、刑事政策に関する雑誌に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

刑事施設に収容された知的障害者は、社会内で自立した生活を営むことが困難であったり、適当な引受人がなく、社会復帰に不安を残したまま出所する者も多いところ、「再犯防止に向けた総合対策」において、知的障害者を含む精神障害等によって自立が困難な者に対する指導や支援の強化が指摘されており、その一環として「知的障害のある犯罪者の実態と処遇の現状を明らかにする」調査研究を実施することとされた。本研究は、「犯罪に強い社会の実現」という政府の重要な施策に密接に関連する研究であり、「再犯防止に向けた総合対策」における重要施策の一つに掲げられるなど、実施の必要性が極めて高かった。また、過去にも、知的障害を有する受刑者に関するサンプル調査（調査対象施設を限定したもの）はあったが、本研究は、一定時期における全ての刑事施設に収容されている知的障害者及びその疑いのある者を対象とした我が国初めての全数調査であり、世界的に見ても初めての大規模調査に位置付けられるなど、本研究に代替する研究は実施されていない上、法務省以外では実施することが非常に困難であって、今後も他の研究機関で行われる見込みは乏しい。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点である。

(効率性の評価項目)

調査対象は、近年最も注目された知的障害を有する受刑者であり、「知的障害」の範囲に関しては、精神医学的知見を基にした、現時点において比較的信頼できると考えられる基準に該当する者を全て集計した数値であることから、調査対象の設定は非常に適切であった。本研究実施者は、知的障害を有する犯罪者の処遇等に関する実務経験を有する検察・矯正・保護の各分野の研究官・研究官補である。これらの者が、信頼性のある刑事施設が保有する公的記録に基づき収集したデータを使用し、専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で行っており、その実施体制・手法は非常に適切であった。また、調査分析に用いたデータは、統計資料のほか、法務省の機関である刑事施設の協力により入手したものである上、その分析も、研究官等が既存の設備・備品等を活用して行うなどの点で、特別な支出を要しない研究手法を採っており、本研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(有効性の評価項目)

本研究の成果物は、研究により明らかとなった特別調整における課題についての考察がやや物足りないことや、刑事施設における処遇概況等調査について、体系立ったより分かりやすい記述を工夫する余地があることなどに課題はある。しかしその一方で、全体的に見れば、「要旨紹介」、特別調査結果、海外調査結果、考察・展望・今後の研究課題、巻末資料といった明確な構成となっている上、高度な分析の内容については、脚注や巻末資料に記載するなど、統計学の専門知識を有しなくても読み進められるよう工夫がなされており、実務家にとって分かりやすいものとなっている。また、本研究は、従来にない大規模かつ詳細な実態調査であったことを踏まえると、法務省における知的障害を有する犯罪者に対する施策や再犯防止対策の検討の際の基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。成果物は広く一般に公開され、マスメディアにも取り上げられており、他に類似の先行研究が見られないことから、今後、大学等における同種問題の研究等にも大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中17点である。

(3) 総合評価

本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価

検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と認められる。また、2（2）記載のとおり、「知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供すること」という目的を達成したと評価することができる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

平成27年7月10日

（2）実施方法

会議

（3）意見及び反映内容の概要

〔意見〕

調査研究においては、基礎調査を実施するにとどまらず、それを適切にアウトプットしていくことが重要である。また、アウトプットの具体的な内容や方法を決めた上で、それにふさわしい調査研究を実施することが有用で、そのためには、短期間の研究ではなく、継続的な研究を実施していくことが重要であり、予算面の問題を含めて工夫が必要である。

〔反映内容〕

研究結果についてのアウトプットの在り方については、研究部報告を発刊し、法務省のホームページにおいても公表しているところであるが、より幅広く活用されるべく、今後の調査研究においても、引き続きアウトプットの在り方を検討していく。また、本研究は、平成24年度の1年間のみの研究であったが、今後の調査研究を検討するに当たっては、より適切な研究期間を設定すべく、研究計画を検討していく。

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日閣議決定）^{*10}

第2－2 刑務所出所者等の再犯防止

- ③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日閣議決定）^{*11}

第3 再犯防止のための重点施策

- 1－(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

- 3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「知的障害者」

障害者基本法等においては、「知的障害」の定義を明確に定めた条文はない。厚生労働省が実施した「平成17年度知的障害児（者）基礎調査」では、「知能指数がおおむね70までのもの」などの判断基準が採用されており、また、各刑事施設における診断基準は、通常、世界保健機関の診断ガイドラインであるICD-10又は米国精神医学会の診断マニュアルであるDSM-IV-TRに依拠している。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「この法律で「精神障害者」とは、統

合失調症，精神作用物質による急性中毒又はその依存症，知的障害，精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義され，精神障害の中に知的障害を含めてとらえている。

本研究においては，各刑事施設において，上記診断基準に従って医師が診断した場合を「知的障害を有する（受刑）者」として，共に研究の対象としている。本研究では，我が国において統一された知的障害の定義や診断基準がないことを，問題点の一つとして指摘している。

*2 「医療観察法」

「医療観察法」とは，「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の略称である。同法律は，心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し，継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって，病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り，もってその社会復帰を促進することを目的としている。

*3 「CAPAS」

Correctional Association Psychological Assessment Series の略で，主に成人受刑者の能力や学力を測定するために，財団法人矯正協会によって開発された検査。

*4 「特別調整」

被収容者のうち，高齢であるもの又は障害を有するものであって，かつ，適当な帰住予定地のないものに対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整についての特別の手続をいう。

*5 「特別調整の6要件」

以下の6要件をいう。

- ①高齢（おおむね65歳以上をいう。）であり，又は身体障害，知的障害若しくは精神障害があると認められること
- ②釈放後の住居がないこと
- ③高齢又は身体障害，知的障害若しくは精神障害により，釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で，公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること
- ④円滑な社会復帰のために，特別調整の対象となることが相当であると認められること
- ⑤特別調整の対象者となることを希望していること
- ⑥特別調整を実施するために必要な範囲内で，公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に，保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること

*6 「（警察の取調べにおける）「適切な大人（AA）」制度」

「適切な大人制度」とは，警察に留置された被疑者の取調べにおいて，被疑者が未成年であったり，知的障害等の弱者性（脆弱性）を有する成人であったりする場合に，被疑者に与えられた権利や福祉を保護する趣旨から，1984年警察刑事証拠法の制定により導入された取調べ時の立会制度のことをいう。

*7 「リエゾン・ダイバージョンスキーム」

刑事司法の各段階において，刑事司法機関と精神保健・福祉サービスとの連絡調整・情報交換から適切なケアにつなぎ，ケアの連続性を確保しながら，刑事司法制度から精神保健機関における治療に事案を振り分けることをいう。

*8 「メンタルヘルスコート」

米国において薬物依存者の治療的介入に主眼を置いたドラッグコートの実務から発展して生まれたもので，治療法学の考え方に基づく問題解決重視型の司法実務である。裁判所が主体的に関与し，精神障害を有する犯罪者の精神保健上の課題等の解決を図るための方式をいう。

*9 「研究部報告52」

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00072.html] を参照。

*10 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日閣議決定）」

第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

高齢・障害等により，自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため，刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに，「地域生活定

着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適應するための実効性ある指導・訓練を実施する。

*11 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日閣議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1－（2）高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適應を目指した指導を充実する。

3－（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

平成26年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究） （評価書20頁）		政策体系上の位置付け I－3－(1)
施 策 の 概 要 （事業の概要）	国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供する。		
予 算 額	平成23年度予算額：3,675千円 平成24年度予算額：2,876千円	評 価 方 式	事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	本研究は、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目的とした。 本研究は、約4年ごとに実施されており、今回で4回目となる。研究結果は、犯罪被害の実態について経年比較が可能な公的犯罪統計であるとともに、第3回までの研究との経年比較も可能となる唯一のものであり、実施の必要性が極めて高く、代替性のない研究である。本研究の調査対象は、全国の16歳以上の男女を、片寄りなく抽出し、標本数も十分な数を確保するなど、非常に適切であった。また、その調査・分析は、予算面の制約等から、郵送調査で実施し、回収率の向上に努めたが、過去3回の調査と比べて低かった。分析に当たっては、実務家である研究官等が、統計学的に妥当な手法で行っており、その実施体制・手法は適切であった。さらに、一般競争入札を行って適正な費用で専門業者に郵送調査を委託した後、研究官等が回収されたデータの分析を実施するなど、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。 本研究の成果物は、明解な構成ではあるが、今回のデータと過去3回の調査のデータとを比較するなどして、より分かりやすい記述を工夫する余地もあった。 本研究は、犯罪被害の実態に関して、我が国の刑事政策における基礎資料として大いに利用されることが見込まれ、有効なものであった。 上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点から、高く評価され、評価の合計は70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められる。 （評価結果の今後の政策への反映の方向性等） 委員から、過去3回の調査方法と異なり、今回は郵送調査で実施したことから、無回答等の比率が高くなり、これまでの調査との経年比較にやや難が生じており、調査手法において適切であったかどうかについて疑問がある旨の指摘を受けたことから、今後、同様の調査研究を実施する場合においては、本研究の過程で生じた課題等を踏まえ、より適切な調査手法の在り方を検討することとする。		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪被害者等基本計画	平成17年12月27日（閣議決定）	V-第4-2-(6)法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

平成26年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究）（評価書35頁）		政策体系上の位置付け
施 策 の 概 要 （事業の概要）	知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供する。		
予 算 額	平成24年度予算額：2,767千円	評 価 方 式	事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	本研究は、知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目的とした。 本研究は、犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」等の重要施策に密接に関連する研究であり、また、刑事施設が保有する記録に基づいて実証的な調査分析を行う研究は、法務省以外で実施することは非常に困難であって、実施の必要性が極めて高く、代替性のない研究である。本研究の調査対象は、刑事施設入所者に限定し、「知的障害」の範囲に関しては、精神医学的知見を基にした現時点において比較的信頼できると考えられる基準に該当する者を全て集計したものであり、調査対象の設定は適切であった。また、その調査・分析は、実務経験を有する研究官等が、専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で行っており、その実施体制・手法は適切であった。さらに、調査分析に用いたデータは、刑事施設が保有する記録に基づき収集されたもので信頼性があり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。 本研究の成果物は、明解な構成となっており、記述内容も、図表を豊富に使用しつつ分かりやすいものとなっている。また、本研究は、従来にない大規模かつ詳細な調査であったことを踏まえると、法務省におけるこれら犯罪者に対する施策や再犯防止対策に向けた検討の際の基礎的な資料として利用されることが見込まれ、有効なものであった。 上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点から、高く評価され、評価の合計は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められる。 （評価結果の今後の政策への反映の方向性等） 委員から、調査研究においては、基礎調査を実施するにとどまらず、それを適切にアプトプットしていくことが重要であること、またアウトプットの具体的な内容や方法を決めた上で、それに応じた調査研究を実施することが有用で、そのためには継続的な研究を実施していくことが重要であり、予算面の問題を含めて工夫が必要であるとの指摘を受けたことから、今後の調査研究において、研究部報告の発刊や法務省ホームページでの公表以外のアウトプットの在り方を引き続き検討するとともに、適切な研究期間を設定すべく、研究計画を検討していくこととする。		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	第3-1-(2)高齢者又は障害者に対する指導及び支援 第3-3-(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		検察権の適正迅速な行使 (適正迅速な検察権の行使)				
評価方式		—	政策目標の達成度合い	—	番号	7
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	4, 808, 590	4, 714, 166	5, 055, 572	5, 010, 825	5, 031, 112
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	△ 8, 930	0	0	
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	8, 990	0	7, 817		
	計（千円）	4, 817, 580	4, 705, 236	5, 063, 389		
執行額（千円）		4, 529, 611	4, 471, 911	4, 640, 819		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	検察権の適正迅速な行使 (適正迅速な検察権の行使)					番号	7	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映に よる見直し額（削減 額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表に おいて● となっているもの									
	小計					の内数	の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	◆	1	一般	検察庁	検察費	検察権の行使に必要な経費	5,010,825	5,031,112	
	小計					5,010,825 の内数	5,031,112 の内数		
対応表に おいて○ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計					の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計					の内数	の内数		
合計					5,010,825 の内数	5,031,112 の内数			

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		検察権の適正迅速な行使 (検察権行使を支える事務の適正な運営)				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	8
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	3, 674, 363	3, 742, 653	3, 549, 963	3, 465, 886	4, 359, 269
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	△ 120, 924	311, 358		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	25, 031	0	22, 866		
	計（千円）	3, 699, 394	3, 621, 729	3, 884, 187		
執行額（千円）		3, 552, 370	3, 501, 710	3, 641, 049		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		評価結果を踏まえ、「サイバー犯罪への対処能力の充実・強化」, 「犯罪被害者に対する対応の充実」及び「検察広報の積極的推進」等の事業を積極的に推進することとし、これに必要な経費を引き続き概算要求した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	検察権の適正迅速な行使 （検察権行使を支える事務の適正な運営）					番号	8	(千円)		
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映に よる見直し額（削減 額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表に おいて● となっているもの	●	1	一般	法務本省	検察企画調整費	検察の企画調整に必要な経費	43,602	43,945		
	●	2	一般	検察庁	検察運営費	検察運営に必要な経費	3,422,284	4,315,324	△ 254,983	
	小計						3,465,886 の内数	4,359,269 の内数	△ 254,983	
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
合計						3,465,886 の内数	4,359,269 の内数	△ 254,983		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	検察権の適正迅速な行使 (検察権行使を支える事務の適正な運営)					番号	8	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額			
各種犯罪への対応	●	1	40,374	40,655	281			
選挙事犯の取締り対応	●	1	1,710	1,772	62			
検察庁における司法修習の実施	●	2	58,581	58,355	△ 226	△ 1,437	司法試験合格者数の政府方針を踏まえ、検察実務修習人数が見直されたことにより、司法修習教材の部数を見直し、経費の削減を図った。	
検察総合情報管理の運営	●	2	1,638,110	2,197,013	558,903	△ 34,149	検察総合情報管理システム機器については、情報管理センター及びバックアップセンターに設置する基幹及び犯歴機能の機器の統合を行ってシステムの効率化等を図ることから、基幹機能機器については、リース期間満了後も作業完了まで延伸を図ることにより、リース料の削減を図った。 また、アプリケーション保守経費についても、実績等により見直しを図った。	
選挙事犯の取締り対応	●	2	24,196	23,018	△ 1,178			
各種犯罪への対応	●	2	1,646,661	1,987,202	340,541	△ 219,397	物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、経費の削減を図った。	
合計			3,409,632	4,308,015	898,383	△ 254,983		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（7））

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営
担当部局名	刑事局総務課企画調査室
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 （Ⅱ－４－（２））
達成すべき目標	・サイバー犯罪^{*1}が増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法^{*2}及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。
目標設定の考え方・根拠	・コンピュータ利用者の急速な増加とコンピュータ・ネットワークが世界的規模の不可欠な社会的基盤を形成していることに伴い、サイバー犯罪も年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある。捜査に当たる職員に対して、サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させて、職員の捜査能力の向上を図る必要がある。 ・平成23年３月に第２次犯罪被害者等基本計画^{*3}が策定され、犯罪被害者施策の一層の充実化が図られているところである。犯罪被害者に対しては、その立場や境遇に配慮した適切な保護・支援を充実させる必要があるところ、検察においても対応する職員の意識や技能の向上に取り組む必要がある。 ・刑事裁判は法と証拠に基づいて行われるものであるところ、証拠収集における一般市民の協力は不可欠のものであり、また、平成21年５月に始まった裁判員裁判は年々社会に浸透しつつあるが、国民にとっては一生に一度経験するかしないかの重大な社会活動である。そこで、広報や法教育の場を利用して、検察の機能や、刑事裁判における検察の役割について、検察官等から講義・説明を行うことで、検察の業務等を国民に正しく理解してもらうことが必要となる。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条 ○第２次犯罪被害者等基本計画（平成23年３月25日閣議決定） Ⅴ－第２－３－（１）－イ 職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） Ⅲ－１－（２）－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上^{*4}
政策評価実施予定時期	平成28年８月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）			
		基準年度	27年度		
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	—	—	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況の中、東京地方検察庁や大阪地方検察庁等において、サイバー係検事を置くなどの対策を講じているところである。加えて、捜査に当たる職員に対し研修を実施することにより、コンピュータ・ネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術的手口を理解させるとともに、サイバー犯罪に対処する的確な捜査手法を習得させ、また、証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させて、より効果的な捜査を実現する必要がある。 そこで、捜査に当たる職員が、サイバー犯罪に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査能力の向上を図ることを目標とした。 具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。					
施策の進捗状況（実績）					
26年度					
コンピュータ・ネットワークやセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される不正アクセス等の技術的な手口を理解させるとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得させる目的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検事）を対象としたネットワークフォレンジック研修^{※5}を実施した。 同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する民間業者による講義・実習を実施した。 また、サイバー犯罪に対処するために必要な電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる目的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検察官及び検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修^{※6}を実施した。 同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義を行ったほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。					
参考指標	年度ごとの実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	—	—	—	100.0	100.0
デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	—	88.1	95.0	98.4 98.3

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）		
		基準年度	27年度		

2 被害者支援担当者の育成	—	—	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
突然の犯罪により被害者となった方々の置かれた立場や環境は千差万別である。国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国均質である必要があり、また被害者の現状を把握した細やかな対応でなければならない。そのためには、被害者支援担当者（被害者支援員⁷及び被害者支援を担当する検察事務官）の対応能力を磨き、被害者支援の充実を図ることが必要である。 そこで、被害者支援担当者に対し、被害者支援のための諸制度の理解を促して対応技能の習得ができるような研修を全国規模で開催し、能力を向上させることを目標とした。 具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。					
施策の進捗状況（実績）					
26年度					
犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。 研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、内閣府犯罪被害者等施策推進室職員による政府全体の犯罪被害者等施策に関する講義、警察庁被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及びロールプレイング、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組に関する説明を行った。					
参考指標	年度ごとの実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	91.3	95.0	88.8	91.3	95.0

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	27年度
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	—	—	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
国民の安全な生活を守るための適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力が不可欠であり、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。 そこで、全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室による検察庁の業務説明や法教育に関する授業を実施するな			

ど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、活動内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）					
26年度					
検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。					
参考指標	年度ごとの実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
広報活動の実施回数（回）	1,287	1,187	1,135	1,158	1,069

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①検察庁における司法修習の実施 （平成4年度）	59百万円 （49百万円）	57百万円 （49百万円）	62百万円 （51百万円）	59 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし、全国50地検において、年度ごとの司法修習生を受け入れて実務修習を行う。司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習カリキュラム変更に実効的に対応しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。				0013	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②検察総合情報管理の運営 （平成15年度）	1,821百万円 （1,804百万円）	1,748百万円 （1,737百万円）	1,882百万円 （1,851百万円）	1,638 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クライアント・サーバ方式による検務電算システム、犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築して全国の検察庁に整備したことから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。				0014	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		

③各種犯罪への対応 (一年度)	750百万円 (702百万円)	881百万円 (835百万円)	1,856百万円 (1,696百万円)	1,687 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図る。 特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図る。 国際犯罪や組織的犯罪、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。 犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。 本施策を推進することにより、社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。				0015	
施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度	
	24年度	25年度	26年度	当初予算額	
	3,699百万円 (3,552百万円)	3,622百万円 (3,502百万円)	3,884百万円 (3,641百万円)	3,466 百万円	

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」

V－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor（The Onion Router）^{*8}等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従

する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施，民間企業への講義の委託，海外の大学等への捜査員の派遣，技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により，捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに，捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータ・ネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと，サイバー犯罪で利用される技術の手口を理解するとともに，ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し，サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として，平成13年度から検事を対象に実施している（平成25年度までは，「情報システム専門研修」の名称で実施）。

なお，ここでいうネットワークフォレンジックとは，犯罪捜査において，コンピュータ・ネットワーク内を流れる通信データやログなどの証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い，法的に利用する技術や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより，捜査能力を向上させることを目的として，平成24年度から検察官及び検察事務官を対象に実施している。

なお，ここでいう「デジタルフォレンジック」とは，犯罪捜査において，コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い，法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され，犯罪被害者からの様々な相談への対応，法廷への案内・付添い，事件記録の閲覧，証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか，被害者の状況に応じて，精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*8 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは，無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが，中継ノード上にログを残す機能がない，出口以外の通信路が暗号化される，一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により，発信者の特定は困難になっている。

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26－(5))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－4－(2))				
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。				
達成すべき目標	・サイバー犯罪¹⁾が増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度(※)	27年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,674,363	3,742,653	3,549,963
		補正予算(b)	0	△120,924	311,358
		繰越し等(c)	25,031	0	22,866
		合計(a+b+c)	3,699,394	3,621,729	3,884,187
	執行額(千円)		3,552,370	3,501,710	3,641,049
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ²⁾ ○第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定) Ⅴ－第2－3－(1)－イ 職員等に対する研修の充実等 ³⁾ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ－1－(2)－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 ⁴⁾				

(※) 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から「基本法制の維持及び整備」に組替を行ったため、同26年度の予算額・執行額等は、同事業分を除いたものとしている。

測定指標	平成26年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
コンピュータ・ネットワークやセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される不正アクセス等の技術的な手口を理解させるとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得させる目		

的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検事）を対象としたネットワークフォレンジック研修⁵⁵を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する民間業者による講義・実習を実施した。

また、サイバー犯罪に対処するために必要な電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる目的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検察官及び検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修⁵⁶を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義を行ったほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	—	—	—	100.0	100.0
2 デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	—	88.1	95.0	98.3

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成26年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁵⁷及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、内閣府犯罪被害者等施策推進室職員による政府全体の犯罪被害者等施策に関する講義、警察庁被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及びロールプレイング、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	91.3	95.0	88.8	91.3	95.0

測定指標	平成26年度目標				達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				達成
施策の進捗状況（実績）					
検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。					
参考指標	実績値				
1 広報活動の実施回数（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	1,287	1,187	1,135	1,158	1,069

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり ----- （判断根拠） 測定指標1，2，3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標3について、目標を達成することができた。また、測定指標1及び2について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標1】 平成26年11月17日から同月21日までの5日間、地方検察庁の検事20名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成26年11月10日から同月14日までの5日間及び平成27年3月2日から同月6日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察官及び検察事務官合計60名を対象に、デジタルフォレンジック研修を実施した（別紙1－1参照）。 ネットワークフォレンジック研修では、法務省刑事局付による改正刑法に関する講義、委託業者による疑似ネットワーク上での様々な侵入手法（攻撃）の解説とその実践等に関する講義及び実習、警察庁生活安全局警察官によるサイバー犯罪対策に関する講義、東京地方検察庁検事らによるコンピュータ犯罪をめぐる諸問題に関する講義を実施した。 デジタルフォレンジック研修では、より実践的な技術・知識の習得を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、平成26年度は研修日程を1日延長し、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけ	

るそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

両研修終了後は、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、80名全員（ネットワークフォレンジック研修20名、デジタルフォレンジック研修60名（前後期各30名））から回答を得ることができた（別紙1－2及び1－3参照）。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では20名全員（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（85.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（15.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修では、59名（98.3パーセント）が「概要については理解した」（61.7パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（36.7パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修について1名が「その他意見」と回答したものの、その意見の内容は、「概要について理解できたことから、庁に戻り実際に機器を使用して復習したい。」というものであり、概要について理解できた旨述べていることから、上記の問いに対して「理解ができなかった」と回答した者は0名である。また、研修全体に対して、有意義であったとの感想が複数述べられている。

以上のことから、同研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成26年11月26日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した（別紙2－1参照）。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策、被害者参加制度等についての説明、内閣府犯罪被害者等施策推進室職員による政府全体の犯罪被害者等施策に関する講義、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介がなされた。

また、これまで本研修での講義は座学が中心であったところ、平成26年7月11日に開催した政策評価懇談会における審議を踏まえ、従前のカリキュラムを見直した。具体的には、警察庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義を行い、その中で、より実践的な知識や技能の習得を目指し、研修員を4人1組に分けてロールプレイングを実施した。

そのほか、平成25年度に引き続き、研修員、上記内閣府と警察庁の外部講師、最高検察庁検事及び刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、80名全員から回答を得た（別紙2－2及び2－3参照）。その結果、研修全般の内容については、76名（95.0パーセント）が「有意義」と回答したものの、4名が「どちらとも言えない」と回答した。ただし、「どちらとも言えない」と回答した意見の主な理由は、「既に勉強会等において説明を受けている制度等についての説明や講義があった。」、「既存の制度に関する講義は、個人的にはあまり必要性を感じなかった。」といったものであり、カリキュラムの改善に関する意見である上、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名であること、「有意義」と回答した数は増加していることを考えると、本研修の意義を否定するものとはいえない。

また、各講義やフリーディスカッションといった個々のカリキュラムについては、大多数の者が「有意義」と回答した。さらに、研修全体に対しても、「各庁の取組を知ることができ大変有意義な研修であると思う。」、「被害者支援に関する制度の解説や講義により、被害者支援の知識の深化とスキルアップが期待できる。」、「検察官、立会事務官、被害者支援員及び関係機関等との連携を深め、被害者支援員業務に携わっていきたい。」等の回答が見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙3－1参照）。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新

しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成26年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,069回であり、活動への参加人数は合計4万273人であった（別紙3-2参照）。若干の実施回数の減少はあるものの、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、その実施回数が昨年度の88回から105回に増加し、参加人数も昨年度の3,343人から4,231人に増加するなど、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1 関係】

達成手段④「検察の再生に向けた取組の実施」において実施しているネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータ・ネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

【測定指標2, 3 関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施している被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

同達成手段において実施している、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果을上げていていると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータ・ネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き両研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

	国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化については、2つの研修のアンケート結果が参考指標とされているところ、いずれも「概要について理解した」との回答が大半で、「実務に従事できる程度の理解を得た」との回答は少数にとどまっている。勤務先に帰って受講内容の復習をするなどして、実務に活用できるところまで確認して評価するべきではないのか。 〔反映内容〕 基本的な知識を習得してもらうことを念頭に研修を行っているため、アンケート結果をもって評価しているものであるが、研修後その内容をどうやっていかしていくかについては、引き続き検討していく。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 司法試験合格者数の政府方針を踏まえ、検察実務修習人数が見直されたことにより、司法修習教材の部数を見直し、経費の削減を図った。 また、検察総合情報管理システム機器については、リース期間満了後も作業完了まで延伸を図ることにより、リース料の削減を図ったほか、アプリケーション保守経費についても、実績等により見直しを図った。 さらに、物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、経費の削減を図った。
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人權に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」

Ⅴ－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor^{*8}（The Onion Router）等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータ・ネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術の手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータ・ネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から検察官及び検察事務官を対象に実施している。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*8 「Tor（The Onion Router）」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26－(5))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－４－(2)) (評価書50頁)				
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。				
達成すべき目標	・サイバー犯罪¹⁾が増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度(※)	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,674,363	3,742,653	3,549,963
		補正予算(b)	0	△120,924	311,358
		繰越し等(c)	25,031	0	22,866
		合計(a+b+c)	3,699,394	3,621,729	3,884,187
	執行額(千円)	3,552,370	3,501,710	3,641,049	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ²⁾ ○第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定) Ⅴ－第2－3－(1)－イ 職員等に対する研修の充実等 ³⁾ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ－1－(2)－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 ⁴⁾				

(※) 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から「基本法制の維持及び整備」に組替を行ったため、同26年度の予算額・執行額等は、同事業分を除いたものとしている。

測定指標	平成26年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
コンピュータ・ネットワークやセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される不正アクセス等の技術的な手口を理解させるとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得させる目		

的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検事）を対象としたネットワークフォレンジック研修⁵を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する民間業者による講義・実習を実施した。

また、サイバー犯罪に対処するために必要な電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる目的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検察官及び検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修⁶を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義を行ったほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	—	—	—	100.0	100.0
2 デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	—	88.1	95.0	98.3

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成26年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成
施策の進捗状況（実績）		

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁷及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、内閣府犯罪被害者等施策推進室職員による政府全体の犯罪被害者等施策に関する講義、警察庁被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及びロールプレイング、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	91.3	95.0	88.8	91.3	95.0

測定指標	平成26年度目標				達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				達成
施策の進捗状況（実績）					
検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。					
参考指標	実績値				
1 広報活動の実施回数（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	1,287	1,187	1,135	1,158	1,069

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり ----- （判断根拠） 測定指標1，2，3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標3について、目標を達成することができた。また、測定指標1及び2について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標1】 平成26年11月17日から同月21日までの5日間、地方検察庁の検事20名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成26年11月10日から同月14日までの5日間及び平成27年3月2日から同月6日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察官及び検察事務官合計60名を対象に、デジタルフォレンジック研修を実施した。 ネットワークフォレンジック研修では、法務省刑事局付による改正刑法に関する講義、委託業者による疑似ネットワーク上での様々な侵入手法（攻撃）の解説とその実践等に関する講義及び実習、警察庁生活安全局警察官によるサイバー犯罪対策に関する講義、東京地方検察庁検事らによるコンピュータ犯罪をめぐる諸問題に関する講義を実施した。 デジタルフォレンジック研修では、より実践的な技術・知識の習得を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、平成26年度は研修日程を1日延長し、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけ	

るそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

両研修終了後は、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、80名全員（ネットワークフォレンジック研修20名、デジタルフォレンジック研修60名（前後期各30名））から回答を得ることができた。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では20名全員（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（85.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（15.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修では、59名（98.3パーセント）が「概要については理解した」（61.7パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（36.7パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修について1名が「その他意見」と回答したものの、その意見の内容は、「概要について理解できたことから、庁に戻り実際に機器を使用して復習したい。」というものであり、概要について理解できた旨述べていることから、上記の問いに対して「理解ができなかった」と回答した者は0名である。また、研修全体に対して、有意義であったとの感想が複数述べられている。

以上のことから、同研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成26年11月26日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策、被害者参加制度等についての説明、内閣府犯罪被害者等施策推進室職員による政府全体の犯罪被害者等施策に関する講義、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介がなされた。

また、これまで本研修での講義は座学が中心であったところ、平成26年7月11日に開催した政策評価懇談会における審議を踏まえ、従前のカリキュラムを見直した。具体的には、警察庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義を行い、その中で、より実践的な知識や技能の習得を目指し、研修員を4人1組に分けてロールプレイングを実施した。

そのほか、平成25年度に引き続き、研修員、上記内閣府と警察庁の外部講師、最高検察庁検事及び刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、80名全員から回答を得た。その結果、研修全般の内容については、76名（95.0パーセント）が「有意義」と回答したものの、4名が「どちらとも言えない」と回答した。ただし、「どちらとも言えない」と回答した意見の主な理由は、「既に勉強会等において説明を受けている制度等についての説明や講義があった。」、「既存の制度に関する講義は、個人的にはあまり必要性を感じなかった。」といったものであり、カリキュラムの改善に関する意見である上、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名であること、「有意義」と回答した数は増加していることを考えると、本研修の意義を否定するものとはいえない。

また、各講義やフリーディスカッションといった個々のカリキュラムについては、大多数の者が「有意義」と回答した。さらに、研修全体に対しても、「各庁の取組を知ることができ大変有意義な研修であると思う。」、「被害者支援に関する制度の解説や講義により、被害者支援の知識の深化とスキルアップが期待できる。」、「検察官、立会事務官、被害者支援員及び関係機関等との連携を深め、被害者支援員業務に携わっていきたい。」等の回答が見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現

場で法教育の重要性が高まっているところ、平成26年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,069回であり、活動への参加人数は合計4万273人であった。若干の実施回数の減少はあるものの、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、その実施回数が昨年度の88回から105回に増加し、参加人数も昨年度の3,343人から4,231人に増加するなど、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

達成手段④「検察の再生に向けた取組の実施」において実施しているネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータ・ネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

【測定指標 2, 3 関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施している被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

同達成手段において実施している、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータ・ネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き両研修を実施していく。

【測定指標 2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標 3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機

	能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化については、2つの研修のアンケート結果が参考指標とされているところ、いずれも「概要について理解した」との回答が大半で、「実務に従事できる程度の理解を得た」との回答は少数にとどまっている。勤務先に帰って受講内容の復習をするなどして、実務に活用できるところまで確認して評価すべきではないのか。 〔反映内容〕 基本的な知識を習得してもらうことを念頭に研修を行っているため、アンケート結果をもって評価しているものであるが、研修後その内容をどうやっていかしていくかについては、引き続き検討していく。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 司法試験合格者数の政府方針を踏まえ、検察実務修習人数が見直されたことにより、司法修習教材の部数を見直し、経費の削減を図った。 また、検察総合情報管理システム機器については、リース期間満了後も作業完了まで延伸を図ることにより、リース料の削減を図ったほか、アプリケーション保守経費についても、実績等により見直しを図った。 さらに、物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、経費の削減を図った。
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の

過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人權に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」

Ⅴ－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor^{*8}（The Onion Router）等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータ・ネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術の手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータ・ネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から検察官及び検察事務官を対象に実施している。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*8 「Tor（The Onion Router）」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	9
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	5,889,716	4,633,445	5,344,352	5,339,428	8,151,165
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	1,950,792	2,891,784	1,476,386	0	
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	△ 749,551	158,265	773,094		
	計（千円）	7,090,957	7,683,494	7,593,832		
執行額（千円）		6,622,250	6,494,734	7,073,924		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		政策評価結果を踏まえ、引き続き、事業の実施に係る所要の経費の要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備				番号	9	(千円)		
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	矯正企画調整費	矯正の企画調整に必要な経費	161,437	184,741	－	
	●	2	一般	矯正官署	矯正管理業務費	矯正管理体制の整備に必要な経費	5,177,991	7,966,424	－	
	小計						5,339,428 の内数	8,151,165 の内数	－	
対応表において◆となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
						< >	< >			
	小計						の内数	の内数		
合計						5,339,428 の内数	8,151,165 の内数	－		

平成26年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省26－（8））

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－５－（１））
達成すべき目標	・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・ 刑事施設^{*2}の総合警備システム^{*3}を更新整備する。
目標設定の考え方・根拠	・ 刑事施設に対しては、国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として、保安警備力を強化し、矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。このため、保安事故（逃走、自殺、人為的火災、職員殺傷、同衆殺傷等の事案）を未然に防止するとともに、地震、火災等の天災事変や保安事故発生時に迅速・的確に対応することが求められている。 そこで、各刑事施設においては、法務省防災業務計画、法務省国民保護計画を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）^{*4}に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして、各刑事施設においては、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。 ・ さらに、保安事故の予防、早期発見及び事態収束のため、監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具（警棒、拘束衣等）、防災用機器（テント、浄水器等）を整備して有効活用している。 このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があって、初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであって、保安警備体制を充実させることは、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇体制を充実させることにつながる。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第1条等^{*5} ○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第9条等
政策評価実施予定時期	平成30年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	26年度～29年度

1	刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	—	—	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練，防災器具の使用訓練等），管区機動警備隊集合訓練等を通じて，保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。					
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠									
刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには，刑事施設の各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに，保安事故等が発生した場合は，迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ，こうした対応を確実なものとするためには，保安警備に関する訓練を通じ，対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。 そこで，「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として，職員の職務執行力の向上について，下記参考指標の実績値等を分析することにより，達成度合いを評価することとした。									
施策の進捗状況（実績）									
25年度					26年度				
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，外部機関の専門家を講師に迎えるなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。									
27年度					28年度				
参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
管区機動警備隊集合訓練の状況	実施回数（回）	7	8	7	8	8			
	参加者数（人）	323	329	329	339	343			
訓練参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）（％）		96.9	98.2	95.4	92.9	96.2			
測定指標		基準値		年度ごとの目標値					
				基準年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
2 総合警備システムの更新整備施設		—	—	14	14	22	14		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠									
矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには，保安事故等の発生を未然に防止するとともに，保安事故等が発生した場合は，迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ，こうした対応を確実なものとするためには，各種警備用機器のうち，特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。									

そこで、「総合警備システムの更新整備施設数」を測定指標として設定した。

なお、総合警備システムの更新整備に当たっては、基準値、基準年度を示した上で目標値を設定しているのではなく、各年度ごとに前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で、更新整備する施設を選定している。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総合警備システムの更新整備施設数（施設）	21	22	17	13	22			

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
①矯正施設の保安及び処遇体制の整備 （－年度）	4,206百万円 （4,122百万円）	6,262百万円 （5,862百万円）	7,457百万円 （6,300百万円）	5,121 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
矯正施設は、被収容者の身柄を確保し、施設内の規律・秩序を維持しながら、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという一般行政官庁とは異なる官署であり、これらの矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備、②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施、③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。 矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。				0018	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		
②矯正の企画調整の実施 （－年度）	128百万円 （96百万円）	148百万円 （119百万円）	104百万円 （89百万円）	108 百万円	－
達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
刑務所、少年刑務所、拘置所の各刑事施設には、刑事施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる刑事施設を維持することを目的として、地域住民や外部有識者等を構成員とする、刑事施設視察委員会が設置されている。 矯正施設の医師を確保することを目的として、「矯正医官修学資金貸与法」に基づき、大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。 刑事施設で実施しているPFI事業について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し、運営の適正化を図っている。				0019	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			26年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度	25年度		

③矯正施設の防災対策 (平成23年度)	2,062百万円 (1,666百万円)	989百万円 (972百万円)	1百万円 (1百万円)	2 百万円	—
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被収容者の拘禁を確保し、国の治安及び平 穏な国民生活を維持する使命を負っているところ、赴援車両の適正な維持等により、今 後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制 を構築する。				0020	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			26年度
	23年度	24年度	25年度	当初予算額
	5,296百万円 (5,041百万円)	7,091百万円 (6,622百万円)	7,683百万円 (6,495百万円)	5,344百万円

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所を総称する名称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀・工場・廊下・居室・保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線機基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は、（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	10
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	49, 157, 463	47, 713, 566	48, 202, 360	47, 659, 973	47, 855, 698
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 283, 684	229, 663	104, 868	0	
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	△ 266, 208		
	計（千円）	48, 873, 779	47, 943, 229	48, 041, 020		
執行額（千円）		48, 267, 301	47, 328, 617	47, 345, 203		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		政策評価結果を踏まえ、再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要な経費を重点的に要求する一方、収容見込人員の精査を行うことで経費縮減を図り、 予算の減額要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				番号	10		(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額		28年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正収容費	矯正施設における収容の確保及び処遇等の実施に必要な経費	47,659,973	47,855,698	△ 610,793	
	小計						47,659,973 の内数	47,855,698 の内数	△ 610,793	
対応表において◆となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
合計						47,659,973 の内数	47,855,698 の内数	△ 610,793		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				番号	10	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額			
矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	●	1	47,659,973	47,855,698	195,725	△ 610,793	政策評価結果を踏まえ、再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要な経費を重点的に要求する一方、収容見込人員の精査を行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
合計						△ 610,793		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表） （法務省27－（9））

施策名	矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課，少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－５－（２））
達成すべき目標	刑事施設 ^{*2} における職業訓練や少年院における職業補導，矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により，出所（院）後の就労の安定を図る。
目標設定の考え方・根拠	再入者に占める無職者の割合は毎年依然として高い割合で推移しており，就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは，再犯防止のために重要である。 ・犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策ワーキングチームが策定した「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月犯罪対策閣僚会議報告）^{*3}において，就労支援は，「帰住先・就労先確保のための仕組みの構築」として施策の柱の一つに位置付けられている。 ・上記「当面の取組」を踏まえ，犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）^{*4}において，「社会における「居場所」と「仕事」を作る」ため，「就労の確保」を図ることが，再犯防止のための重点施策の一つとして位置付けられており，総合的な再犯防止対策を進めるに当たり，就労支援の充実を図る必要がある。 ・「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）^{*5}において，就労支援の推進が掲げられており，「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされている。
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第84条^{*6}等 ○少年院法（平成26年法律第58号）第23条^{*7}等 ○子ども・若者ビジョン（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）第3－2（１）③（非行少年に対する就労支援等）^{*8} ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定）2－（２）^{*9} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）第3－2－（２）就労の確保^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月閣議決定）Ⅲ－3－（２）－②就労支援の推進^{*11}
政策評価実施予定時期	平成28年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値	
		基準年度	26年度	27年度
1 刑事施設における職業訓練の充実度	下 記 「25年度	25年度	対25年度増	対26年度増

(受講者数, 受講率, 修了者数, 資格・免許等の取得者率) ※PFI刑務所 ^{*12} は, その他の刑事施設と異なり, 民間業者が職業訓練の実施主体であることから, 両者を区別して取り扱っている。	実績値			
--	-----	--	--	--

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

職業訓練により知識や技術を習得し, 資格や免許を取得することは, 受刑者の出所後の就労を容易にし, 再犯の防止に資すると考えられる。そこで, 受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測定指標とした。

ここ数年の職業訓練の実績を見ると, 受刑者数が減少している状況などから, 必ずしも毎年度実績値が増加しているとはいえないものの, 出所後の就労の安定を図るためには, より積極的に職業訓練を実施すべきと考えられることから, 対前年度増とすることを目標とする。

過去の実績	年度ごとの実績値					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
職業訓練受講者数（人）	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710	3,977
職業訓練受講率（％）	4.10	4.10	5.00	5.50	6.70	7.40
職業訓練の修了者数（人）	2,343	2,248	2,647	2,883	3,267	3,529
資格免許等の取得者率（％）	86.5	87.4	88.4	87.1	88.2	89.1
参考指標	年度ごとの実績値					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
受刑者数（人）	67,144	64,570	62,137	59,076	55,750	53,687

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年	26年度	27年度
2 刑事施設における就労支援実施人員の割合	10.3%	25年	対25年増	対26年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

受刑者に対するキャリアコンサルティング, 公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため, 平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し, 平成25年度から全ての刑事施設に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では, 重点的な就労支援対象者を選定するなどして就労支援スタッフを活用し, 就労支援希望者の9割以上の者に対して就労支援を実施しているところであり, 出所者に占める就労支援実施人員の割合は, 刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから, 測定指標とした。

平成24年において, 就労支援実施人員の割合は10.3パーセントであり, 受刑者の出所後の就労の安定を図るためには, 受刑者の就労意欲の一層の喚起を図り, より多くの受刑者に対して就労支援を実施することが重要と考えられることから, 対前年増とすることを目標とする。

過去の実績	年ごとの実績値					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
就労支援実施人員の割合（％）	6.9	9.2	10.9	10.3	10.3	12.2
就労支援実施人員（人）	2,093	2,720	3,128	2,829	2,721	3,005
刑事施設出所者数（人）	30,213	29,461	28,583	27,485	26,535	24,684

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年	26年度	27年度
3 少年院における就労支援実施人員の割合	18.3%	25年	対25年増	対26年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており、少年院における就労支援実施人員の割合は、少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。平成24年において、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は16.4パーセント、保護観察終了時における有職者の割合は70.5パーセントであるところ（注）、保護観察期間まで一体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。平成24年において、少年院で就労支援を実施した者の割合は16.6パーセントであったところ、対前年増とすることを目標とする。

（注）保護観察開始時と終了時とでは、対象者が異なるので、厳密な意味での比較ではない。

過去の実績	年ごとの実績値					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
就労支援実施人員の割合（％）	19.7	19.0	15.4	16.6	18.3	19.0
就労支援実施人員（人）	841	812	614	638	724	689
少年院出院者数（人）	4,264	4,282	3,986	3,845	3,948	3,630
参考指標	年ごとの実績値					
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	69.3	69.5	70.8	70.5	73.6	74.9

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		

①受刑者就労支援体制等の充実 (－年度)	661百万円 (652百万円)	585百万円 (566百万円)	639百万円 (623百万円)	796 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
被収容者に対して、就職に必要な知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。 再入者に占める無職者の割合は高い値で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。				0016	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②地域生活定着支援の推進 (平成21年度)	394百万円 (385百万円)	387百万円 (377百万円)	545百万円 (530百万円)	486 百万円	－
達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
高齢者や身体等に障がい有する者が、矯正施設を出所(院)後、速やかに福祉の支援を受けられるようにするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、①支援が必要な対象者の選定、②当該対象者の福祉ニーズの把握、③当該対象者が行う福祉サービスの申請手続に対する支援等を行っている。 高齢者や身体等に障がい有する者は、出所(院)後、短期間のうちに生活苦に陥りやすく、再犯のおそれが高いため、こうした者に対する福祉的な支援は、再犯の防止に資するものである。				0020	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
③被収容者生活関連業務の維持 (－年度)	26,144百万円 (25,871百万円)	26,302百万円 (25,983百万円)	26,237百万円 (25,715百万円)	25,892 百万円	－
達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
矯正施設において、被収容者の身柄を確保するために必要な以下の物資等を整備する。 ・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等 ・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品等 ・矯正教育、矯正医療等を実施するための資材等				0021	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		

④社会復帰に必要な刑務所作業の実施 (－年度)	4,471百万円 (4,355百万円)	4,780百万円 (4,681百万円)	4,398百万円 (4,304百万円)	4,219 百万円	－
達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度及び勤労意欲の向上など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。				0022	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑤留置施設の維持管理に係る実費償還 (－年度)	5,532百万円 (5,389百万円)	5,374百万円 (5,283百万円)	5,328百万円 (5,326百万円)	5,129 百万円	－
達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」（明治35年2月27日法律第11号）に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。				0023	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑥矯正施設の防災対策 (平成23年度)	989百万円 (972百万円)	1百万円 (1百万円)	2百万円 (2百万円)	2 百万円	－
達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被収容者の拘禁を確保し、国の治安及び平穏な国民生活を維持する使命を負っているところ、赴援車両の適正な維持等により、今後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築する。				0019	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度
	24年度	25年度	26年度	当初予算額
	48,874百万円 (48,267百万円)	47,943百万円 (47,329百万円)	48,041百万円 (47,345百万円)	47,660百万円

-
- *1 「矯正施設」
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称
- *2 「刑事施設」
刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称
- *3 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月犯罪対策閣僚会議報告）」
刑務所出所者等の再犯を防止するため、関係省庁が連携して、短期間に集中して取り組むべき施策として策定された。
- *4 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）」
「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を踏まえ、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続できるよう、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として策定された。
- *5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに、新たな治安上の脅威への対策を含め、官民一体となった的確な犯罪対策により良好な治安を確保することにより、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指し策定された。
- *6 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」
(矯正処遇)
第84条第1項 受刑者には、矯正処遇として、第92条（懲役受刑者の作業）又は第93条（禁錮受刑者等の作業）に規定する作業を行わせ、並びに第103号（改善指導）及び第104条（教科指導）に規定する指導を行う。
- *7 「少年院法（平成26年法律第58号）」
(矯正教育の目的等)
第23条第1項 矯正教育は、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的とする。
第2項 矯正教育を行うに当たっては、在院者の特性に応じ、次節に規定する指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的にこれを行うものとする。
- *8 「子ども・若者ビジョン」第3-2(1)③(非行少年に対する就労支援等)
少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。
- *9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」2-(2)
矯正施設（刑務所・少年院）入所（院）中から出所（院）後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため、平成23年度から実施している雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や、就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う取組（更生保護就労支援モデル事業）について、適切な効果検証を行い、効果的な就労支援対策を推進する。
また、法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層推進していくことにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。
刑務所出所者等の雇用に理解を示す企業との連携を強化し、矯正施設（刑務所・少年院）において当該企業が求める人材を育成して出所（院）後の就労に直接結び付ける取組につなげるなど、企業ニーズに沿った人材育成体制を構築する。
- *10 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-(2)就労の確保
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的

なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*11 「「世界－安全な日本」創造戦略」Ⅲ－３－（２）－②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*12 「ＰＦＩ刑務所」

ＰＦＩ手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター，喜連川社会復帰促進センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	11
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	15,704,682	15,685,604	16,082,480	16,323,803	16,053,645
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 116,457	△ 15,020	△ 22,670	0	
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
	計（千円）	15,588,225	15,670,584	16,059,810		
執行額（千円）		15,497,223	15,527,943	15,940,735		
政策評価結果の概算要求への反映状況		政策評価結果を踏まえ、引き続き、事業の実施に係る所要の経費の要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施					番号	11		(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において● となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正施設民間開放推進費	矯正施設運営の民間開放の推進に必要な経費	16,323,803	16,053,645	－	
	小計						16,323,803 の内数	16,053,645 の内数	－	
対応表において◆ となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
合計						16,323,803 の内数	16,053,645 の内数	－		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省27－（10））

施策名	矯正施設 ¹ の適正な運営に必要な民間委託等 ² の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－５－（３））
達成すべき目標	ＰＦＩ手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	平成24年７月20日の犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており、ＰＦＩ刑務所 ³ 等においても、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）⁴ ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）⁵ ○構造改革特別区域基本方針（平成15年１月24日閣議決定）⁶ ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）⁷ ○公共サービス改革基本方針（平成18年９月５日閣議決定、平成26年７月11日改定）⁸ ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年７月26日犯罪対策閣僚会議報告） ２－（２）【就労支援対策の充実強化】⁹ ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第３－２－（２）就労の確保¹⁰
政策評価実施予定時期	平成29年８月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	26年度～28年度
１ ＰＦＩ刑務所における職業訓練の充実	－	－	ＰＦＩ刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。特に、ＰＦＩ刑務所においては、改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとし			

た。							
施策の進捗状況（実績）							
25年度	26年度				27年度		
実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。	実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。						
参考指標	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職業訓練受講者数（人）	5,668	9,350	7,769	7,913	7,203	9,601	
職業訓練受講率（％） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（％）	136	185	160	167	156	218	
職業訓練修了者数（人）	5,099	9,637	7,357	7,648	6,926	9,360	
資格・免許等の取得者数（人）	1,061	1,326	1,370	1,287	1,334	1,407	
P F I 刑務所における受刑者数（人）	4,166	5,066	4,853	4,735	4,612	4,405	

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			26年度～28年度
2 職業フォーラム ^{*11} の活用	—	—	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*12} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施する。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
出所者による再犯を防止するには、出所後の円滑な社会復帰に資するため、就労先を確保する仕組みを構築するなどの就労支援の充実・強化が求められる。公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所においては、民間のネットワークとノウハウを活用し、就労に係る出所後の社会生活上の不安感を軽減させ、円滑な社会復帰に寄与することを目的とする職業フォーラムを実施していることから、下記参考指標、参加受刑者のアンケート調査結果（平成24年度から調査実施）の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。			
施策の進捗状況（実績）			
25年度	26年度		27年度
平成24年度からは、実施対象施設	平成24年度からは、実施対象		

において、全受刑者を対象とし、企業概要等について映像視聴の方法により説明を行った後、希望した者について、個別に各企業から直接の詳細説明及び面接を行う職業フォーラムを実施している。	施設において、全受刑者を対象とし、企業概要等について映像視聴の方法により説明を行った後、希望した者について、個別に各企業から直接の詳細説明及び面接を行う方法に改良し、さらに、平成26年度からは、仮釈放が決定したものの、就労先が未定で、かつ、就労を希望する者に対し職業紹介及び面接を行う職業フォーラムを実施している。						
参考指標	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施回数（回）	－	－	3	3	3	3	
参加受刑者数（人） ※平成24年度以降の参加受刑者数は、個別説明に参加した人数を計上している。	－	－	134	84	89	87	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①刑事施設の民間委託運営 (－年度)	4,170百万円 (4,130百万円)	4,267百万円 (4,170百万円)	4,384百万円 (4,322百万円)	4,625 百万円	2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
刑事施設においては、平成12年以降の受刑者の急増、とりわけ、暴力団関係受刑者、薬物性精神疾患受刑者、高齢受刑者、外国人受刑者等の増加に伴い、刑務官等に過重な業務負担を強いる状況になり、刑務官の増員が不可欠となったところ、国家公務員の採用抑制に係る総人件費改革などの政府の方針もあって、必要な刑務官の増員が十分得られない状況にあった。そこで、刑事施設の非権力的業務を民間委託するとともに、平成22年度からは、刑事施設における公権力に関わる業務の一部についても公共サービス改革法を活用して刑事施設3庁において試行的に民間委託を行うことで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。 公共サービス改革法に基づく民間委託実施刑務所において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施することを目標としている。				0024	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②PFI刑務所の運営 (平成19年度)	11,419百万円 (11,368百万円)	11,404百万円 (11,358百万円)	11,676百万円 (11,618百万円)	11,699 百万円	1
				平成27年行政事業	

達成手段の概要等	レビュー事業番号
施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I 手法を活用し、美祢社会復帰促進センター（平成19年4月運営開始、事業期間20年）、島根あさひ社会復帰促進センター（平成20年10月運営開始、事業期間20年）を整備し、また、国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I 手法を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター（いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年）の運営を開始することで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。 改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、受刑者に対して幅広く職業訓練を実施することを目標としている。	0025

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度
	24年度	25年度	26年度	当初予算額
	15,588百万円 (15,497百万円)	15,671百万円 (15,528百万円)	16,060百万円 (15,941百万円)	16,324百万円

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びP F I 手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3 「P F I 刑務所」

P F I 手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*4 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*6 「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*7 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*8 「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成26年7月11日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）」

2－（2）【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*10 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3－2－（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*11 「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*12 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		保護観察対象者等の改善更生等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	12
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	11,510,347	11,414,545	11,853,796	12,284,929	13,794,395
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 203,417	△ 57,770	126,421		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	192,400	0	△ 68,359		
	計（千円）	11,499,330	11,356,775	11,911,858		
執行額（千円）		11,005,197	10,637,405	11,296,918		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		政策評価結果を踏まえ、各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い経費を節減するとともに、更なる改善更生の促進及び再犯防止を図っていくために必要な経費を平成28年度予算に計上した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		保護観察対象者等の改善更生等				番号	12	(千円)		
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	法務本省	更生保護企画調整推進費	保護観察等の企画調整及び推進に必要な経費	374,063	502,508	△ 1,209	
	●	2	一般会計	更生保護官署	更生保護活動費	保護観察等に必要な経費	11,882,411	13,291,887	△ 173,502	
	小計						12,256,474 の内数	13,794,395 の内数	△ 174,711	
対応表において◆となっているもの	◆	1	東日本大震災復興特別会計	復興庁	法務行政復興政策費	保護観察等に必要な経費	28,455			
	小計						28,455 の内数	の内数		
対応表において○となっているもの							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						12,284,929 の内数	13,794,395 の内数	△ 174,711		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		保護観察対象者等の改善更生等 1政策1項目の場合は事項名の省略可					番号	12	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容		
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額				
保護観察の実施	●	1・2	10,617,471	11,707,337	1,089,866	△ 75,962	職員の出張頻度や物品の調達数量等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。 また、全ての更生保護サポートセンターについて一律の予算構成であったところ、平成27年度公開プロセスを踏まえ、活用規模に応じ、3段階に変更するとともに、運営費について活動実績等を踏まえた見直しを行い、企画調整保護司の活動日数及び光熱水料の削減を行った。		
犯罪予防活動の促進	●	1・2	696,346	829,723	133,377	△ 342	講師謝金の時間数や、会場借料等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を節減した。		
仮釈放等の審査決定	●	2	54,813	53,844	△ 969	△ 3,642	処遇協力者謝金や仮釈放等審査旅費について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費を節減した。		
自立更生保護促進センターの運営	●	2	117,833	146,958	29,125	△ 2,845	成果目標の設定についてセンター入所者の実態に合うよう見直しを行った。 また、職員の出張頻度等について執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。		
犯罪被害者等の支援	●	1・2	85,491	87,033	1,542	△ 97	研修の人数等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を節減した。		
更生保護情報トータルネットワークシステムの運用	●	2	329,750	516,047	186,297	△ 91,823	システム運用経費について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を節減した。		
合計						△ 174,711			

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（11））

施策名	保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等
担当部局名	保護局更生保護振興課、観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－6－（1））
達成すべき目標	・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって、保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等^{*2}を活用した自立支援を積極的に実施することによって、行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促す。
目標設定の考え方・根拠	・性犯罪等反復性のある犯罪的傾向を有する者に対しては、認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い、犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが、保護観察対象者の改善更生や再犯防止のためには必要である。そのため、保護観察所で実施している専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。 ・保護観察対象者の再犯率について、無職者は有職者に比べて高水準であり、安定した社会生活のためには就労が必要不可欠である。さらに、保護観察対象者等は前歴のために就労が困難であることが多いことなどから、就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。 ・保護観察対象者等が自立更生を果たすためには、住居を含めた生活基盤を確保し、自立に向けた働き掛けをする必要がある。刑事施設等を出所しても行き場がなく、自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため、更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。 ・犯罪をした人や非行のある少年の地域での立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会作りを図るためには、地域社会の理解と協力が不可欠である。そのため、国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促進する必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○更生保護法（平成19年法律第88号）^{*3} ○更生保護事業法（平成7年法律第86号）^{*4} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*5} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）^{*6}
政策評価実施予定時期	平成29年8月

		年度ごとの目標値
--	--	----------

測定指標	基準値	基準年度					
		26年度	27年度	28年度			
1 性犯罪者処遇プログラム ^{*7} 受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合	90%	—	90%以上	90%以上	90%以上		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
性犯罪者処遇プログラムの効果は、プログラム実施前後における保護観察対象者の認知や行動に関する評価によって測定できる。同プログラムでは開始時及び終了時に、性犯罪を許容する認知、問題解決スキル、他人への共感性などの項目を評価し、同プログラム受講者の抱える問題性^{*8}がどのように変化（低下）したかを評点（問題性の程度）の比較によって把握し、その効果を測定している。したがって、評点が低下した者は、問題性が改善されたと認められ、プログラムの効果があったといえるため、評点が低下した者の割合を測定指標とした。 また、本指標は平成23年度から導入し、その実績の推移を見定めてきたところであるが、過去5年間の実績値をみると、90パーセント前後で推移している。プログラムが対象者の問題性の改善に効果を挙げているとするには、この水準以上を維持し続けることが適当であるため、目標年度を平成28年度とし、90パーセント以上を目標値として設定した。							
過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
性犯罪者処遇プログラム受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合（％）	91.3	90.2	89.9	90.6	90.3	87.7	

測定指標	基準値	年ごとの目標値					
		基準年度	26年	27年	28年		
2 保護観察終了者に占める無職者の割合	22.3%	25年	対25年減	対26年減	対27年減		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
保護観察対象者等に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の比率を測定指標とした。 本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であるから、目標年を平成28年とし、同年まで年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を減少させることを目標とした。 保護観察対象者等の就労を確保するためには、協力雇用主^{*9}の拡大を図ることが不可欠であるから、協力雇用主の数を参考指標とした。 保護観察対象者等の就労状況とも関連することから、雇用情勢を示す指標として、完全失業率^{*10}を参考指標とした。							
過去の実績	年ごとの実績値						
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
保護観察終了者に占める無職者の	19.8	23.7	24.2	24.1	24.0	22.3	21.6

割合（％）							
参考指標	年ごとの実績値						
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
協力雇用主の数（※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	7,749	8,549	9,346	9,953	11,044	12,603	14,488
完全失業率（％）（※年平均）	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
	4.0	5.1	5.0	4.5	4.3	4.0	3.6

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度～29年度
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	—	—	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

社会内において、行き場のない保護観察対象者等に適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、個々の問題や必要に応じ、様々な指導及び支援を受けることができる多様な方法及び機会を確保することが重要であることから、「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成29年度とし、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設や自立準備ホーム^{*11}において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保することを目標とした。

具体的には、社会における多様な生活基盤の確保という観点から、下記参考指標の実績値を含め、更生保護施設及び自立準備ホームの活用状況等を分析することにより、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保の進み具合を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）	
25年度	26年度
更生保護施設における薬物事犯者を含む行き場のない保護観察対象者等の受入れを促進した。 自立準備ホームの登録事業者を拡大し、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設及び自立準備ホームにおける積極的な受入れを促進するとともに、自立準備ホームの登録事業者の拡大を図ることで、その多様な生活基盤を確保した。
27年度	28年度

参考指標	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	9,668	9,991	10,538	10,587	10,263	10,092 （速報値）		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度

自立準備ホームの登録事業者数	—	—	166	236	289	332		
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	—	—	799	1,181	1,278	1,497		

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）					
	基準年度		26年度～29年度					
4 犯罪予防活動の推進状況	—	—	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。					

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることに加え、その時々ニーズに応じた情報を国民に対し提供することが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成29年度とし、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、犯罪予防活動を推進することを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を踏まえ、犯罪予防活動の推進状況を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）

25年度	26年度
国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。	国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。
27年度	28年度

参考指標	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
作文コンテスト参加学校	6,901	7,842	7,837	8,580	8,986	9,224		
作文コンテスト応募作品数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	188,993	204,493	225,092	249,552	279,732	290,090		
“社会を明るくする運動”推進委員会 ^{*12} の構成機関・団体数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	31,097	30,142	30,554	30,109	30,077	29,772		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		

①更生保護施設整備事業 ^{*13} への補助 (平成6年度)	327百万円 (327百万円)	193百万円 (186百万円)	223 155百万円 (155百万円)	324 百万円	3
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1（平成26年度以降は3分の2）を交付限度として補助する。同事業により、将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。				0026	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②就労支援事業への補助 (平成18年度)	35百万円 (31百万円)	31百万円 (30百万円)	31百万円 (30百万円)	31 百万円	2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助する。				0027	
就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図る。					

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
③保護観察の実施 （　－　年度）	9,853百万円 （9,546百万円）	9,890百万円 （9,305百万円）	10,346百万円 （9,834百万円）	10,617 百万円	1
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者等に対し保護等が必要な場合の応急の救護・援護及び更生緊急保護並びに恩赦の上申等を実施する。				0028	
特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進する。					

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
④犯罪予防活動の促進 (－年度)	604百万円 (550百万円)	593百万円 (551百万円)	647百万円 (598百万円)	696 百万円	4

達成手段の概要等	平成27年行政事業 レビュー事業番号
犯罪をした者及び非行のある少年の再犯又は再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのために法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。 犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会（中央、都道府県及び市区町村等を単位として構成される。）によって、小中学生を対象とした犯罪予防をテーマとする「作文コンテスト」などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。	0029

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑤仮釈放等審理の実施 (－年度)	71百万円 (50百万円)	68百万円 (46百万円)	71百万円 (47百万円)	55 百万円	－
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放等審理（以下「審理」という。）を適正に実施して、収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより（仮釈放等の期間中は保護観察に付される）、これらの者の再犯を防止又は再非行をなくし、円滑な社会復帰と改善更生を促進する。 審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等を行っている。				0030	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑥自立更生促進センターの 運営 (平成19年度)	155百万円 (104百万円)	126百万円 (106百万円)	120百万円 (116百万円)	118 百万円	－
達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号	
親族や民間の更生保護施設では、受入困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所（保護観察所に附設）を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施する。 特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」を福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」を北海道及び茨城県に設置しており、これらは、「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」及び「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。				0031	

達成手段	予算額計（執行額）	27年度	関連
------	-----------	------	----

(開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	94百万円 (81百万円)	90百万円 (82百万円)	83百万円 (80百万円)	85 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
犯罪被害者等基本計画に基づき、地方更生保護委員会及び保護観察所において、犯罪被害者等の希望に応じて、(i) 仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii) 犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii) 加害者の処遇状況等に関する情報の被害者等への提供及び(iv) 犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。 これらの施策は、犯罪被害者等に十分配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理や保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層の適正化に資するものである。				0032	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度)	281百万円 (252百万円)	290百万円 (271百万円)	430百万円 (411百万円)	330 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者に関する情報、保護司に関する各事務処理に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコンピュータシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。 現在は、同システムを全国の地方更生保護委員会や保護観察所で運用しつつ、業務改善効果を期待して計画的にシステムの最適化を図ることとしており、平成26年度は、引き続き一定の機器の集約化を行うこととしている。				0033	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度 当初予算額
	24年度	25年度	26年度	
	11,419百万円 (11,005百万円)	11,280百万円 (10,577百万円)	11,883百万円 (11,271百万円)	12,256百万円

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生緊急保護対象者

*2 「更生保護施設等」

更生保護施設，自立準備ホーム

*3 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は，犯罪をした者及び非行のある少年に対し，社会内において適切な処遇を行うことにより，再び犯罪をすることを防ぎ，又はその非行をなくし，これらの者が善良な社会の一員として自立し，改善更生することを助けるとともに，恩赦の適正な運用を図るほか，犯罪予防の活動の促進等を行い，もって，社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第1条参照）。

*4 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は，更生保護事業に関する基本事項を定めることにより，更生保護事業の適正な運営を確保し，及びその健全な育成発達を図るとともに，更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって，犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け，もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*5 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において，刑務所出所者等が，健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう，適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え，対象者やその家族等が，個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって，対象者の社会復帰を促進し，孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-(1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため，国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進，更生保護施設の受入れ機能の強化，民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-(2) 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに，刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより，実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され，支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は，一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり，社会的に孤立させたりすることなく，長期にわたり見守り，支えていくことが必要であること，また，社会の多様な分野において，相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから，広く国民に理解され，支えられた社会復帰を実現する。

*6 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ-3-(1)-⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設，少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施，指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ-3-(2)-① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため，矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化，国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進，更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに，保護観察において，住居の確保に関する知識・情報に関する日常生活指導を強化する。

・Ⅲ-3-(2)-② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに，離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか，刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や，「更生保護就労支援事業」を推進する。また，民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか，ソーシャル・ファーム^{*14}を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ-3-(6)-② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され，支えられた再犯防止対策の展開のため，“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し，更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また，更生保護女性会やBBS（Big Br

others and Sisters Movement) 会^{*15}の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*7 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム。

*8 「プログラム受講者の抱える問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性(性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足等)を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

*9 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

*10 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなくして調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の3つの条件を満たす者）の割合を指す。

*11 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*12 「“社会を明るくする運動”推進委員会」

“社会を明るくする運動”は、法務省主唱のもと、本運動の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進しており、中央と都道府県及び市区町村等を単位とする“社会を明るくする運動”推進委員会を設置している。

*13 「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1（平成26年度以降は3分の2）を交付限度として補助するもの。

*14 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等

*15 「BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		医療観察対象者の社会復帰				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	13
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	270,912	262,876	258,691	255,353	255,376
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
計（千円）		270,912	262,876	258,691		
執行額（千円）		213,776	222,077	225,915		
政策評価結果の概算要求への反映状況		政策評価結果を踏まえ、職員の出張頻度や物品の調達数量等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を節減した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	医療観察対象者の社会復帰					番号	13		(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において● となっているもの	●	1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	医療観察の企画調整に必要な経費	1,585	1,452	△ 221	
	●	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	医療観察に必要な経費	253,768	253,924	△ 10,550	
	小計						255,353 の内数	255,376 の内数	△ 10,771	
対応表において◆ となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
合計						255,353 の内数	255,376 の内数	△ 10,771		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	医療観察対象者の社会復帰					番号	13	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額			
医療観察の実施	●	1・2	255,353	255,376	23	△ 10,771	職員の出張頻度や物品の調達数量等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を節減した。	
合計						△ 10,771		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（12））

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰
担当部局名	保護局総務課
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－6－（2））
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察 ^{*2} を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。
目標設定の考え方・根拠	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律^{*3}（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的としている。 医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適正かつ円滑に実施する必要がある。そのため、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。また、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議^{*4}を実施して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めながら、適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることとしている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○医療観察法
政策評価実施予定時期	平成30年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値				
		基準年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定 ^{*5} （医療観察法第56条第1項第	—	—	23年度～25年度の平均値超	24年度～26年度の平均値超（ただし、本平均	25年度～27年度の平均値超（ただし、本平均	26年度～28年度の平均値超（ただし、本平均

2号に係る決定に限る。)を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合				値が26年度の目標値よりも低い場合は、26年度の目標値超。)	値が27年度の目標値よりも低い場合は、27年度の目標値超。)	値が28年度の目標値よりも低い場合は、28年度の目標値超。)		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠								
社会復帰の準備が整った者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、裁判所に対し速やかに処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けている。 また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、期間を延長して医療観察法による医療を行う必要性が認められなくなった者である。 このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者は、いずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できる。 よって、保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下同じ。）を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。 目標値については、社会復帰を実現したと評価できる者の割合の増加を図っていく趣旨から、平成29年度までの各年度において、過去3年間の平均値を超える値（ただし、本平均値が前年度の目標値よりも低い場合は、前年度の目標値超。）とした。これは、過去の実績値を見ると、平成19年度に7.9パーセントであったものが平成20年度に13.1パーセント、平成23年度に21.9パーセントであったものが平成24年度に26.3パーセントとなるなど大幅に増加している年度があり、今後も単年度で同様の大幅な増加があり得ることを考慮し、一定期間の実績値の平均値を目標値とすることにより適正な評価が実施できるようにしたものである。								
過去の実績	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	18.4	20.5	21.9	26.3	22.0	24.8		
	50	56	50	57	44	70		
	62	87	109	141	124	134		
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(%)	608	699	725	754	765	822		
参考指標	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ケア会議の開催回数（回）	1,978	2,178	2,505	2,673	2,860	3,180		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①医療観察の実施 (平成17年度)	271百万円 (214百万円)	263百万円 (222百万円)	259百万円 (226百万円)	255 百万円	1
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに、ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、その社会復帰を促進している。				0034	
施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度	
	24年度	25年度	26年度	当初予算額	
	271百万円 (214百万円)	263百万円 (222百万円)	259百万円 (226百万円)	255百万円	

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「精神保健観察」

裁判所から入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた医療観察対象者は、その通院期間中、精神保健観察に付されることとされ、保護観察所は、当該対象者と適当な接触を保ち、指定通院治療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、その者について必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守り、継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることとされている（医療観察法第106条）。

*3 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成25年法律第110号）」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（第1条第1項）。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

*5 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	14
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	2, 101, 300	2, 092, 976	2, 238, 278	2, 169, 613	2, 632, 213
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	97, 105		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	△ 91, 649		
計（千円）		2, 101, 300	2, 092, 976	2, 243, 734		
執行額（千円）		2, 092, 931	2, 086, 792	2, 234, 808		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		政策評価結果を踏まえ、①引き続き団体規制法に基づき、オウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していくために必要な経費を、②国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進めるために必要な経費を要求する一方、調達数量や単価について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等					番号	14		(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において● となっているもの	●	13	一般	公安調査庁	破壊的団体等調査費	破壊的団体等の調査に必要な経費	2,169,613	2,632,213	△ 66,036	
	小計						2,169,613	2,632,213	△ 66,036	
対応表において◆ となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						2,169,613 の内数	2,632,213 の内数	△ 66,036		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等				番号	14	(千円)
事務事業名	整理番号		1政策1項の場合は事項名の省略可 予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額		
破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全を図るための業務の実施	●	13	377,110	526,711	149,601	△ 46,753	政策評価結果を踏まえ、国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進めるために必要な経費を要求する一方、通信機器の一部廃止や通信料単価の見直し及び調査用機材や消耗品の調達数量や単価について、それぞれ執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。
オウム真理教に対する観察処分の実施	●	13	20,504	22,686	2,182	△ 4,098	政策評価結果を踏まえ、引き続き団体規制法に基づきオウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していくために必要な経費を要求する一方、調査用機材の数量及び自動車借上の数量の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。
公安情報電算機処理システムの整備・運用	●	13	145,938	194,024	48,086	△ 15,185	政策評価結果を踏まえ、公安情報電算機処理システムの整備・運用に必要な経費を要求する一方、システム端末借料について更新計画を延伸するとともに、修理費について執行実績等を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。
合計						△ 66,036	

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（13））

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
担当部局名	公安調査庁総務部総務課
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。
政策体系上の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（Ⅱ－７－（1））
達成すべき目標	・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。
目標設定の考え方・根拠	・教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持している。したがって、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として恐怖感・不安感を抱いており、その恐怖感・不安感を払拭する必要がある。ついては、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）^{*3}の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することを目標とした。 ・北朝鮮や国際テロの動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。ついては、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）^{*4}等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するとともに、情報収集及び分析・評価能力を向上させることを目標とした。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*5} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条 ○団体規制法（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条 ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○サイバーセキュリティ2014（平成26年7月10日情報セキュリティ政策会議決定）^{*11} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*12} ○第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）^{*13} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14}

政策評価実施 予定時期	平成28年 8 月
----------------	-----------

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	27年度
1 教団の活動状況及び危険性の 説明	—	—	教団施設等に対する立入検査の実施回数，施設 数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等 により判明した事項から，教団の活動状況（組 織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響 力，危険な綱領の保持等）を説明する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては、教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで、測定指標として「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には、立入検査の実施回数、施設数、動員した公安調査官数、立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

26年度

別紙 1 のとおり、観察処分適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標		年度ごとの実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
立入検査の実施回数等	実施回数	15	16	17	20	21
	施設数	50	61	47	27	56
	動員数	705	940	677	554	808

測定指標	基準値	年度ごとの目標値	
		基準年度	27年度
2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況 (平均所要日数)	22.1	—	22.1日より短縮

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して、当庁が可能な限り迅速に対応することは、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資すると考えられる。そこで、測定指標として「関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応（所要日数）」を設定し、請求から提供までの所要日数を、過去5年の所要実績日数を考慮した22.1日より短縮することを目標とした。

なお、提供状況の取りまとめに要する日数等は、請求の内容及び提供量によって異なり、平均所要日数が

大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年の所要実績日数の平均値を考慮して設定した。

過去の実績		年度ごとの実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
過去5年間における関係地方公共団体からの調査結果提供請求に対する対応状況	請求を行った関係地方公共団体数	19	18	18	17	21
	提供回数	58	50	54	41	55
	平均所要日数	20.1	21.0	20.9	23.2	25.4

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			27年度
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	—	—	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々
の情報ニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性をもって関係機関及び国民に対し提供できたかどうか
を測ることが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の
向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価
能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し、提供情報の正確
性、適時性、迅速性の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

26年度

別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標		年度ごとの実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ホームページへのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能であった。	フロントページへのアクセス件数	165,357	—	170,139	241,486	402,213
	ウェブラック等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	—	—	—	—	2,873,829

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (昭和27年度)	414百万円 (384百万円)	418百万円 (414百万円)	470百万円 (467百万円)	377 百万円	3
達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。				0035	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②オウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度)	11百万円 (11百万円)	14百万円 (14百万円)	20百万円 (19百万円)	21 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。				0036	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度)	121百万円 (144百万円)	124百万円 (123百万円)	158百万円 (154百万円)	146 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
- 当該システムは、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、調査によって収集した情報を迅速に集約するとともに、データベース化して共有するものであり、当庁の基幹システムとしての役割を担っている。 - 調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し、一元的・総合的に管理することで、調査・分析業務の迅速化、合理化及び効率化を図り、確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。				0037	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度
	24年度	25年度	26年度	当初予算額
	2,101百万円 (2,093百万円)	2,093百万円 (2,087百万円)	2,244百万円 (2,235百万円)	2,170 百万円

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3－6－⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図ると

もに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・2－（2）－① 対外人的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2－（2）－② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「サイバーセキュリティ2014（平成26年7月10日情報セキュリティ政策会議決定）」

1 「強靱な」サイバー空間の構築

④ サイバー空間の衛生

（タ）サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）

3 「世界を率先する」サイバー空間の構築

③ 国際連携

（ア）サイバー攻撃に関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）

*12 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅲ－1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）－⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）－② 日本版NCFTA^{*15}の創設

・Ⅲ－2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（2）－① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（3）－① 空港・港湾における水際危機管理の強化

（3）－④ 海上警備・沿岸警備の強化

（5）－① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（5）－② 在外公館における警察アタッシェ^{*16}、防衛駐在官等の体制強化

（5）－③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

（5）－⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

（5）－⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

（6）－① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

（6）－③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

（7）－① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

(8) - ① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

(8) - ② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - ② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化

(1) - ③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備

(1) - ⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

(1) - ⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営

(1) - ⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*13 「第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）」

・まず冒頭、シリアにおける邦人殺害テロ事件について、一言、申し上げます。（中略）非道かつ卑劣極まりないテロ行為を、断固非難します。日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に万全を期してまいります。（中略）テロと闘う国際社会において、日本としての責任を、毅然として、果たしてまいります。

・平和国家としての歩みは、これからも決して変わることはありません。国際情勢が激変する中で、その歩みを更に力強いものとする。国民の命と幸せな暮らしは、断固として守り抜く。

・北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決を求めます。最重要課題である拉致問題について、北朝鮮は、迅速な調査を行い、一刻も早く、全ての結果を正直に通報すべきであります。今後とも、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、拉致問題の解決に全力を尽くしてまいります。

・（2020年に）私たちは、オリンピック・パラリンピックを開催いたします。必ずや成功させる。その決意で、専任の担当大臣の下、インフラ整備からテロ対策まで、多岐にわたる準備を本格化してまいります。

*14 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びバリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。

・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

1 情報収集・分析等の強化

2 海外における邦人の安全の確保

3 水際対策の強化

4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化

5 官民一体となったテロ対策の推進

6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*15 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*16 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26－(6))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－7－(1))				
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。				
達成すべき目標	・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予 算 の 状 況 (千円)				
	当初予算 (a)	2,101,300	2,092,976	2,238,278	2,169,613
	補正予算 (b)	0	0	97,105	—
	繰越し等 (c)	0	0	△91,649	
	合計 (a+b+c)	2,101,300	2,092,976	2,243,734	
	執行額 (千円)	2,092,931	2,086,792	2,234,808	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの）	○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）^{*11} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*12} ○第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）^{*13} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14}				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持	達成

	等）を解明する。					
施策の進捗状況（実績）						
別紙１のとおり，観察処分の適正かつ厳格な実施により，教団の活動状況及び危険性について解明した。						
参考指標	実績値					
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
立入検査の実施回数等	実施回数（回）	15	16	17	20	21
	施設数	50	61	47	27	56
	動員数（人）	705	940	677	554	808

測定指標	平成26年度目標値					達成
2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（平均所要日数）	23.1日より短縮					おおむね達成
	基準値	実績値				
	一年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
請求を行った関係地方公共団体数	－	19	18	18	17	21
提供回数（回）	－	58	50	54	41	55
平均所要日数（日）	－	20.1	21.0	20.9	23.2	25.4

測定指標	平成26年度目標	達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成

施策の進捗状況（実績）					
別紙２のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。					
参考指標	実績値				
ホームページへのアクセス件数（件）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
※平成23年度のアクセス件数については、法務省					

ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能であった。	165,357	—	170,139	241,486	402,213
--	---------	---	---------	---------	---------

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) 指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 指標2の平均所要日数については25.4日となり、目標値とした23.1日に及ばなかった。しかしながら、おおむね目標に近い実績を示していることから、施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 平成26年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計21回、延べ56施設、公安調査官延べ808人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、危険な綱領の保持等)を明らかにした。 以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。 【測定指標2】 平成19年度の平均所要日数は56.1日、平成20年度は38.8日、平成21年度は30.1日となっているところ、これら過去の平均所要日数と、平成26年度の目標値算定の根拠とした平成21年度から平成25年度までの各平均所要日数を比較すると、平均所要日数は大幅に短縮されており(平成19年度と平成22年度を比較した場合は36日短縮)、これら大幅に短縮された平均所要日数の平均値として算出した平成26年度の目標値は、極めて高い目標値であるといえる。さらに、提供情報の取りまとめに要する日数は、請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを勘案すると、平成26年度の目標値23.1日と実績値25.4日の開差である2.3日は、実態として許容せざるを得ないものといえ、目標をおおむね達成できたと評価できる。 【測定指標3】 平成26年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*15}、「内外情勢の回顧と展望」^{*16}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*17}や「オウム真理教に関するページ」^{*18}等を掲載することでホームページの内容を充実させ、アクセス件数は上昇している。 以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。 (達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標1, 2 関係】 達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入	

	検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方公共団体の長からの請求に応じて提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であった。 【測定指標３関係】 達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な取組であるといえる。
	次期目標等への反映の方向性
	【施策】 公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。 【測定指標１，２】 教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。 教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく。 【測定指標３】 国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年７月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 通信機器の一部廃止や通信料単価の見直し及び調査用機材や消耗品等の調達数量や単価について、それぞれ執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。

	また、システム端末借料について更新計画を延伸するとともに、修理費について執行実績等を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。
--	---

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成27年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに，団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って，必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお，観察処分に基づく調査の結果については，関係地方公共団体の長から請求があったときは，これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は，破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行い，もつて，公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は，会議の定めるところにより，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報であつて，会議の審議に資するものを，適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか，内閣官房長官及び関係行政機関の長は，議長の求めに応じて，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3－6－⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り，テロの未然防止に万全を期するため，関係省庁（公安調査庁を含む）

は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2－（2）－② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）」

・IV－2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等

ア 対処態勢の整備

（オ）サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）

エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化

（ア）諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）

（ウ）サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）

*12 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅲ－1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）－⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）－② 日本版NCFTA^{*19}の創設

・Ⅲ－2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（2）－① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（3）－① 空港・港湾における水際危機管理の強化

（3）－④ 海上警備・沿岸警備の強化

（5）－① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（5）－② 在外公館における警察アタッシェ^{*20}、防衛駐在官等の体制強化

（5）－③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

（5）－⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

（5）－⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

（6）－① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*13 「第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）」

- ・まず冒頭、シリアにおける邦人殺害テロ事件について、一言、申し上げます。（中略）非道かつ卑劣極まりないテロ行為を、断固非難します。日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に万全を期してまいります。（中略）テロと闘う国際社会において、日本としての責任を、毅然として、果たしてまいります。
- ・平和国家としての歩みは、これからも決して変わることはありません。国際情勢が激変する中で、その歩みを更に力強いものとする。国民の命と幸せな暮らしは、断固として守り抜く。
- ・北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決を求めます。最重要課題である拉致問題について、北朝鮮は、迅速な調査を行い、一刻も早く、全ての結果を正直に通報すべきであります。今後とも、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、拉致問題の解決に全力を尽くしてまいります。
- ・（2020年に）私たちは、オリンピック・パラリンピックを開催いたします。必ずや成功させる。その決意で、専任の担当大臣の下、インフラ整備からテロ対策まで、多岐にわたる準備を本格化してまいります。

*14 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

- ・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。
- ・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*15 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html] を参照。

*16 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html] を参照。

*17 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ [<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>] を参照。

*18 「オウム真理教に関するページ」

公安調査庁ホームページ〔http://www.moj.go.jp/psia/20140331_aum_top.html〕を参照。

*19 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I，民間企業，学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析，海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*20 「アタッシェ」

各府省等から派遣され，在外公館に勤務する職員

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26－(6))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－7－(1)) (評価書90頁)				
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。				
達成すべき目標	・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	2,101,300	2,092,976	2,238,278	2,169,613
	補正予算(b)	0	0	97,105	—
	繰越し等(c)	0	0	△91,649	
	合計(a+b+c)	2,101,300	2,092,976	2,243,734	
	執行額(千円)	2,092,931	2,086,792	2,234,808	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの）	○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）^{*11} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*12} ○第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）^{*13} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14}				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持	達成

	等）を解明する。					
施策の進捗状況（実績）						
観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。						
参考指標	実績値					
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
立入検査の実施回数等	実施回数（回）	15	16	17	20	21
	施設数	50	61	47	27	56
	動員数（人）	705	940	677	554	808

測定指標	平成26年度目標値					達成
2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（平均所要日数）	23.1日より短縮					おおむね達成
	基準値	実績値				
	一年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
請求を行った関係地方公共団体数	—	19	18	18	17	21
提供回数（回）	—	58	50	54	41	55
平均所要日数（日）	—	20.1	21.0	20.9	23.2	25.4

測定指標	平成26年度目標	達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成

施策の進捗状況（実績）					
収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。					
参考指標	実績値				
ホームページへのアクセス件数（件）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
※平成23年度のアクセス件数については、法務省					

ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能であった。	165,357	—	170,139	241,486	402,213
--	---------	---	---------	---------	---------

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) 指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 指標2の平均所要日数については25.4日となり、目標値とした23.1日に及ばなかった。しかしながら、おおむね目標に近い実績を示していることから、施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 平成26年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計21回、延べ56施設、公安調査官延べ808人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響、危険な綱領の保持等）を明らかにした。 以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。 【測定指標2】 平成19年度の平均所要日数は56.1日、平成20年度は38.8日、平成21年度は30.1日となっているところ、これら過去の平均所要日数と、平成26年度の目標値算定の根拠とした平成21年度から平成25年度までの各平均所要日数を比較すると、平均所要日数は大幅に短縮されており（平成19年度と平成22年度を比較した場合は36日短縮）、これら大幅に短縮された平均所要日数の平均値として算出した平成26年度の目標値は、極めて高い目標値であるといえる。さらに、提供情報の取りまとめに要する日数は、請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを勘案すると、平成26年度の目標値23.1日と実績値25.4日の開差である2.3日は、実態として許容せざるを得ないものといえ、目標をおおむね達成できたと評価できる。 【測定指標3】 平成26年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*15}、「内外情勢の回顧と展望」^{*16}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*17}や「オウム真理教に関するページ」^{*18}等を掲載することでホームページの内容を充実させ、アクセス件数は上昇している。 以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。 (達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標1, 2 関係】 達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入	

	検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方公共団体の長からの請求に応じて提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であった。 【測定指標３関係】 達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な取組であるといえる。
	次期目標等への反映の方向性
	【施策】 公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。 【測定指標１，２】 教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。 教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく。 【測定指標３】 国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年７月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 通信機器の一部廃止や通信料単価の見直し及び調査用機材や消耗品等の調達数量や単価について、それぞれ執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。 また、システム端末借料について更新計画を延伸するとともに、修理費について執行実

	績等を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。
--	--------------------------------

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成27年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3－6－⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図

るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・ 2－（2）－① 対外人的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・ 2－（2）－② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）」

・ IV－2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等

ア 対処態勢の整備

（オ）サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）

エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化

（ア）諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）

（ウ）サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）

*12 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・ III－1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）－⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）－② 日本版NCF TA^{*19}の創設

・ III－2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（2）－① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（3）－① 空港・港湾における水際危機管理の強化

（3）－④ 海上警備・沿岸警備の強化

（5）－① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（5）－② 在外公館における警察アタッシェ^{*20}、防衛駐在官等の体制強化

（5）－③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

（5）－⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

（5）－⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

（6）－① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

（6）－③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化
 - 「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。
 - (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
 - (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
 - (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
 - (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
 - (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保
- *13 「第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）」
 - ・まず冒頭、シリアにおける邦人殺害テロ事件について、一言、申し上げます。（中略）非道かつ卑劣極まりないテロ行為を、断固非難します。日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に万全を期してまいります。（中略）テロと闘う国際社会において、日本としての責任を、毅然として、果たしてまいります。
 - ・平和国家としての歩みは、これからも決して変わることはありません。国際情勢が激変する中で、その歩みを更に力強いものとする。国民の命と幸せな暮らしは、断固として守り抜く。
 - ・北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決を求めます。最重要課題である拉致問題について、北朝鮮は、迅速な調査を行い、一刻も早く、全ての結果を正直に通報すべきであります。今後とも、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、拉致問題の解決に全力を尽くしてまいります。
 - ・（2020年に）私たちは、オリンピック・パラリンピックを開催いたします。必ずや成功させる。その決意で、専任の担当大臣の下、インフラ整備からテロ対策まで、多岐にわたる準備を本格化してまいります。
- *14 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」
 - ・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。
 - ・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。
 - 1 情報収集・分析等の強化
 - 2 海外における邦人の安全の確保
 - 3 水際対策の強化
 - 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
 - 5 官民一体となったテロ対策の推進
 - 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
- *15 「最近の内外情勢」
 - 公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html] を参照。
- *16 「内外情勢の回顧と展望」
 - 公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html] を参照。
- *17 「国際テロリズム要覧」（Web版）
 - 公安調査庁ホームページ [<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>] を参照。
- *18 「オウム真理教に関するページ」

公安調査庁ホームページ〔<http://www.moj.go.jp/psia/20140331.aum.top.html>〕を参照。

*19 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I，民間企業，学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析，海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*20 「アタッシェ」

各府省等から派遣され，在外公館に勤務する職員

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		登記事務の適正円滑な処理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		番号	15
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	51,281,914	51,773,065	52,886,838	51,194,570	53,336,299
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 206,542	△ 218,151	△ 946,976	0	
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	467,660	△ 70,472	72,616		
	計（千円）	51,543,032	51,484,442	52,012,478		
執行額（千円）		49,965,225	49,132,889	50,790,473		
政策評価結果の概算要求への反映状況		本政策はモニタリング中（政策評価実施予定時期は平成29年8月）であり、直近の平成26年度における政策評価結果は出ていないため、概算要求への反映は困難である。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	登記事務の適正円滑な処理					番号	15	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務局	登記事務処理費	登記事務処理に必要な経費	50,968,271	53,149,065	
	小計						50,968,271 の内数	53,149,065 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1	東日本大震災復興特別	復興庁	法務行政復興政策費	登記事務処理に必要な経費	226,299	187,234	
	小計						226,299 の内数	187,234 の内数	
対応表において○となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						51,194,570 の内数	53,336,299 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		登記事務の適正円滑な処理				番号	15	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額			
登記事務の適正円滑な処理	●	1	50,968,271	53,149,065	2,180,794		本政策はモニタリング中（政策評価実施予定時期は平成29年8月）であり、直近の平成26年度における政策評価結果は出ていないため、概算要求への反映は困難である。	
登記事務の適正迅速な処理	◆	1	226,299	187,234	△ 39,065			
合計			51,194,570	53,336,299	2,141,729			

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（14））

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－９－（１））
達成すべき目標	・ 登記所備付地図の整備を地図混乱地域 ^{*1} を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・ オンラインによる動産・債権譲渡登記手続を推進する。
目標設定の考え方・根拠	・ 登記所備付地図は，法務局（登記所）が，不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第１項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については，都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから，政府の基本方針等においても「都市部における地籍整備の推進」が盛り込まれているところであり，国民の財産の保全を図るため，同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。 ・ 動産・債権譲渡登記制度は，法人がする動産及び債権の譲渡について，民法の第三者対抗要件（動産については引渡し，債権については債務者に対する確定日付ある証書による通知又は債務者の承諾）の特例として，登記によって，容易かつ明確に第三者対抗要件を備えることを可能にすることにより，動産及び債権の譲渡による企業の資金調達の円滑化に資することを目的とするものである。そこで，動産・債権譲渡登記申請人である法人の利便性を向上させるため，オンラインによる動産・債権譲渡登記手続を推進していく必要がある。
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○ 民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年６月26日都市再生本部方針） ^{*2} ○ 地理空間情報活用推進基本計画（平成24年３月27日閣議決定） 第Ⅱ部－１－（１）① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進 ^{*3} ○ 都市再生基本方針（平成24年８月10日閣議決定） 第二－２ 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等 ^{*4} ○ 国土強靱化基本計画（平成26年６月３日閣議決定） 第３章 ２ （12） 土地利用（国土利用） ^{*5} ○ 経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年６月24日閣議決定） 第２章 ３ （３） 観光・交流等による都市・地域再生，地方分権，集約・活性化 ^{*6} ○ 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年６月24日閣議決定） 中短期工程表「立地競争力の更なる強化④」 ^{*7} ○ 規制改革推進３か年計画（再改定）（平成15年３月28日閣議決定） ２ 法務－３ 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 ^{*8} ○ 構造改革と経済財政の中期展望（平成16年１月19日閣議決定） ３－（１） 新たな産業・事業の創造，投資の促進と産業金融機能の強化等 ^{*9} ○ 規制改革・民間開放推進３か年計画（平成16年３月19日閣議決定） ３ 法務－２ 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 ^{*10} ○ 世界最先端ＩＴ国家創造宣言（平成25年６月14日閣議決定） Ⅲ－３－（１） 利便性の高い電子行政サービスの提供 ^{*11}
政策評価実施	平成29年８月

予定時期	
------	--

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	26年度	27年度	28年度
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	—	—	17	18	25

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

登記所備付地図の整備については、平成16年度からの10か年で、都市部の地図混乱地域について、100平方キロメートルの地図を作成することとし、順次作業を実施していたところ、国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて、新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定し、平成21年度からの10か年で、都市部の地図混乱地域のうち、130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに、各界からの強い要望等を受けて、平成22年度から同計画を8か年で実施することとする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」（以下「改・新8か年計画」という。）を作成して前倒しで実施している。

しかし、全国の都市部においては、登記所備付地図の整備が不十分であり、不動産の流動化及び公共事業の円滑な実施が妨げられていること、並びに平成26年6月に示された政府方針（経済財政運営と改革の基本方針2014、日本再興戦略・改訂2014等）において、都市部の地籍整備、登記所備付地図作成作業の推進が掲げられたことも踏まえ、平成27年度から、以下のとおり地図の整備をさらに推進することとしている。

① 現在の都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」（以下「従来型作業第2次10か年計画」という。）を策定

② 東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識も高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市における地図混乱地域対策事業10か年計画」（以下「大都市型作業10か年計画」という。）を策定

③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、公団地域の地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「被災地における復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」（以下「復興型作業3か年計画」という。）を策定

そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、改・新8か年計画に基づいて定められている平成26年度から平成27年度までの作業実施予定面積に加え、従来型作業第2次10か年計画、大都市型作業10か年計画及び復興型作業3か年計画に基づいて定められている平成28年度の作業実施予定面積を目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	12	15	15	17	17	17	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	26年度	27年度	28年度
2 動産・債権譲渡登記手続のオンライン利用率	1.03%	25年度	対25年度増	対26年度増	対27年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
動産・債権譲渡登記手続のオンライン利用率は、申請人にとって現在の登記申請方式が利用しづらいとの声もあり、低位の状態となっている。 しかし、動産・債権譲渡登記手続のオンラインの推進を図ることによって、申請人においては各種の利便性を享受することができることから、平成26年度において登記申請方式を見直す^{*12}ことを前提に、測定指標として、動産・債権譲渡登記手続におけるオンライン利用率の向上を設定し、平成26年度から平成28年度までのオンライン利用率について、前年度実績より向上させることを目標とした。							
過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
動産・債権譲渡登記手続におけるオンライン利用率（％）	0.33	0.69	0.96	0.79	1.03	17.8	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①登記所備付地図整備の推進 （平成16年度）	2,322百万円 （2,117百万円）	2,309百万円 （2,149百万円）	2,437百万円 （2,311百万円）	2,787 百万円	1
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
法務局（登記所）が、登記所備付地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けられるものとされている土地の位置及び境界を特定できる地図）の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、都市再生の円滑な推進に寄与する。				0038	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②登記事項証明書の交付事務等の委託 （平成20年度）	6,904百万円 （6,824百万円）	7,213百万円 （7,188百万円）	7,397百万円 （7,296百万円）	7,389 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することとし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。				0039	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
③登記情報システムの維持管理 （平成18年度）	22,527百万円 （22,267百万円）	21,815百万円 （21,493百万円）	20,559百万円 （20,436百万円）	20,002 百万円	—

達成手段の概要等	平成27年行政事業 レビュー事業番号
不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とするなど、社会のニーズに対応した行政サービスを提供する。	0040

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	2,498百万円 (2,345百万円)	2,316百万円 (2,229百万円)	3,522百万円 (3,430百万円)	3,615 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や登記事項証明書等の交付請求等の登記関係手続について、インターネットを利用したオンラインによる申請（請求）を行うことを可能とし、国民サービスの向上を図る。				0041	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	5,893百万円 (5,793百万円)	7,201百万円 (6,581百万円)	7,652百万円 (7,549百万円)	7,369 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）並びに土地所在図等の各種図面を電子化し、コンピュータシステム（地図情報システム）を用いて処理するに当たり、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記所事務の効率化を図りつつ、インターネットを利用した地図及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にするなど、国民サービスの向上を図る。				0042	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	290百万円 (284百万円)	303百万円 (296百万円)	285百万円 (271百万円)	319 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。				0043	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	1,040百万円 (1,020百万円)	1,263百万円 (1,176百万円)	1,300百万円 (1,197百万円)	1,651 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
不動産取引・企業取引等の安全と円滑に資するため、登記情報をより簡易かつ迅速に 利用することができるよう、インターネットにより、登記情報を閲覧することを可能と するサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの運用・管理を行う。				0044	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑧債権・動産譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	287百万円 (285百万円)	346百万円 (335百万円)	483百万円 (473百万円)	300 百万円	2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並 びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務 を、法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また、これらの登記申請及び 登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記シ ステム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。				0045	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑨成年後見登記事務の運営 (平成12年度)	286百万円 (285百万円)	305百万円 (303百万円)	331百万円 (330百万円)	380 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害な どの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、 家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成 年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事 項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することにより、取引の安全等に重 要な役割を果たすことを目的とする。				0046	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑩登記事務の運営 (－年度)	4,534百万円 (4,156百万円)	4,068百万円 (3,876百万円)	4,232百万円 (4,009百万円)	4,532 百万円	－
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。				0047	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度 当初予算額
	24年度	25年度	26年度	
	51,543百万円 (49,965百万円)	49,754百万円 (48,174百万円)	50,812百万円 (49,854百万円)	50,968 百万円

-
- *1 「地図混乱地域」
地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域
- *2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」
国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。
- *3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」
第Ⅱ部－1－(1)① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進
登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業を一層促進する。
- *4 「都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）」
第二－2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
- *5 「国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）」
第3章 2 (12) 土地利用（国土利用）
地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する。
- *6 「経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）」
第2章 3 (3) 観光・交流等による都市・地域再生，地方分権，集約・活性化
都市部の地籍整備を推進する。
- *7 「「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」
中短期工程表「立地競争力の更なる強化④」
登記所備付地図作成作業の推進
- *8 「規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）」
2法務－3 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化
・・・、動産担保法制及び債権担保法制の整備に関するニーズの有無，問題点の洗い出し等について検討を行う。
- *9 「構造改革と経済財政の中期展望（平成16年1月19日閣議決定）」
3－(1) 新たな産業・事業の創造，投資の促進と産業金融機能の強化等
不動産によらない在庫等を活用した担保制度（動産譲渡の公示制度等）を実現するとともに，行き過ぎが指摘される「包括根保証」を見直す等，個人保証のあり方を適正化する。

*10 「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」

3 法務－2 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化

動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。

*11 「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－3－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリエーション全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*12 「オンラインによる動産・債権譲渡登記申請方式の見直し」

動産・債権譲渡登記の申請者の利便性の向上を図るため、動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記の申請は登記申請書及び法務省令で定める構造の電磁的記録媒体（CD-R、CD-RW）を登記所に一緒に提出しなければならないとされていた動産・債権譲渡登記令及び動産・債権譲渡登記規則を改正し（施行：平成26年6月2日）、登記申請書の提出に先立ち、電磁的記録媒体に記録すべき事項（以下「申請データ」という。）をオンラインを利用して登記所に送信しておけば、登記申請書の提出の際に電磁的記録媒体の提出を要しないとする事前提供方式を導入したところである。

この事前提供方式においては、申請データを送信した際に形式的なエラーの有無等を申請人に送信するので、登記申請後の却下又は取下げの可能性を低減することができる。また、申請データには譲渡人の営業秘密や債務者のプライバシー情報が含まれていることから、電磁的記録媒体を持参又は送付するよりデータを暗号化して通信を行うオンラインで送信することにより、申請人の情報セキュリティの確保にもつながるものである。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		相当程度進展あり	番号 16
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	2, 047, 049	1, 791, 165	1, 834, 091	1, 955, 521	1, 947, 910
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 292, 958	△ 70, 722	0	0	
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
計（千円）		1, 754, 091	1, 720, 443	1, 834, 091		
執行額（千円）		1, 571, 868	1, 696, 280	1, 791, 629		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		国籍事務は、我が国の構成員としての資格や我が国において基本的人権の保障等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。これらのことから、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく必要がある。 また、戸籍制度は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、適正な事務処理により、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。昨今の社会的課題としての縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽記載の未然防止対策の実施等、戸籍制度を取り巻く環境は大きく変化している中、このような現状を十分に認識し、引き続き、法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう、市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。 これらの国籍・戸籍事務を引き続き適正・迅速に行うことが、我が国における身分関係の安定及び法秩序の維持・安定につながるものであることから、そのための所要経費を予算要求している。 供託手続は、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、事務処理においても、より一層の適正・迅速化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく必要があり、そのための所要経費を予算要求している。 なお、政策評価結果を踏まえ、システム機器借料、システム運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映するとともに、事務用機器について、配置台数の見直し等を行うことにより経費を節減した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理					番号	16	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	●	1	一般	法務局	国籍等事務処理費	国籍等事務処理に必要な経費	1,955,521	1,947,910	△ 17,671
	小計						1,955,521 の内数	1,947,910 の内数	△ 17,671
対応表において◆ となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						1,955,521 の内数	1,947,910 の内数	△ 17,671	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理				番号	16	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度当初予算額	28年度概算要求額	増△減額			
国籍・戸籍事務等の運営	●	1	971,354	987,429	16,075	△ 1,085	政策評価結果を踏まえ、国籍事務処理管理システムの消耗品費及び戸籍副本管理システムの運用サポート経費について、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費を節減した。	
供託事務の運営	●	1	953,761	933,652	△ 20,109	△ 16,586	政策評価結果を踏まえ、システム機器借料、システム運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映するとともに、事務用機器について、配置台数の見直し等を行うことにより経費を節減した。	
(国籍等事務共通経費)	●	1	30,406	26,829	△ 3,577			
合計			1,955,521	1,947,910	△ 7,611	△ 17,671		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（15））

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局民事第一課，商事課
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－９－（２））
達成すべき目標	・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに，供託所職員の業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進する。
目標設定の考え方・根拠	・日本国籍は，我が国の構成員としての資格であるとともに，我が国において基本的人権の保障，公的資格の付与，公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は，当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから，できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図るとともに，平成21年１月１日の改正国籍法^{*3}施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため，関係機関との相互協力を緊密にして，適正かつ厳格に処理する必要がある。 ・戸籍は，日本の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり，その事務を適正に処理することにより，国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に，平成20年５月１日に施行された改正戸籍法は，戸籍公開制度の厳格化，戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり，また，昨今の社会的課題への対応として，縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように，戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し，引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう，市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。 ・供託は，金銭，有価証券などを国家機関である供託所に提出して，その管理を委ね，最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって，一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり，国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで，供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに，業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○世界最先端ＩＴ国家創造宣言（平成25年６月14日閣議決定） Ⅲ－３－（１）利便性の高い電子行政サービスの提供 ^{*4}
政策評価実施予定時期	平成28年８月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	27年度
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	—	—	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。

また、国籍取得届に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。特に、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法（平成21年1月1日施行）及び国籍法施行規則⁵の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を親密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、帰化許可申請及び国籍取得届の処理状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

26年度

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。

なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

参考指標	年ごとの実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
帰化許可申請数（人）	13,391	11,008	9,940	10,119	11,337
帰化許可者数（人）	13,072	10,359	10,622	8,646	9,277
帰化不許可者数（人）	234	279	457	332	509
改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	1,396	1,207	1,137	1,030	1,131

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	27年度
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	—	—	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるためには、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、市区町村からの受理又は不受理の照会等^{*6}への対応状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）					
26年度					
市区町村からの受理又は不受理の照会は2,327件であり、適切に対応した。 また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。					
参考指標	年度ごとの実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,205	3,011	2,677	2,449	2,327
市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数（日）	602	604	597	617	588
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,416	9,856	10,119	10,194	9,959
現地指導実施回数 ^{*8} （回）	1,846	1,828	1,819	1,824	1,840
現地指導実施率 ^{*9} （％）	97	97	96	96	97

測定指標	基準値		年度ごとの目標値
		基準年度	27年度
3 供託手続のオンライン利用率の向上	17.3	26年度	対26年度増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
供託申請者等の利便性の向上を図るために、供託規則の改正 ^{*10} を行うとともに、登記・供託オンライン申請システムへの切替を行い、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。			
加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書正本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることができる。			
これらのことを踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の効率化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率 ^{*11} の向上を設定し、平成27年度のオンライン利用率について、平成26年度実績より向上させることを目標とした。			
なお、オンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件 ^{*12} の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による平成26年度のオンライン申請率を基準値とすることとした。			

過去の実績	年度ごとの実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率（％）	7.4	8.9	12.3	17.9	17.3
参考指標	年度ごとの実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数	50,757	61,387	70,560	96,068	89,805

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①国籍・戸籍事務等の運営 (－年度)	818百万円 (706百万円)	870百万円 (851百万円)	966百万円 (942百万円)	1,071 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより、我が国における身分 関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。				0048	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②供託事務の運営 (明治24年度)	896百万円 (866百万円)	884百万円 (877百万円)	931百万円 (914百万円)	954 百万円	3
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業 の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権 債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判 ・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や 取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。				0049	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度 当初予算額
	24年度	25年度	26年度	
	1,754百万円 (1,572百万円)	1,720百万円 (1,696百万円)	1,834百万円 (1,792百万円)	1,956 百万円

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*4 「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－３－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託規則の改正」（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）の主な内容

①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする。

*11 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*12 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度においては、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度においては、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的大量供託が80,073件、平成24年度においては、株式併合に伴う全国的大量供託が23,975件、平成25年度においては、株式併合に伴う全国的大量供託が15,854件、平成26年度においては、株式併合に伴う全国的大量供託が12,794件あった。

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26－(7))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－(2))				
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。				
達成すべき目標	・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予 算 の 状 況 (千円)	当初予算(a)	2,047,049	1,791,165	1,834,091
		補正予算(b)	△292,958	△70,772	0
		繰越し等(c)	0	0	0
		合計(a+b+c)	1,754,091	1,720,393	1,834,091
	執行額(千円)		1,571,868	1,696,280	1,791,165
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) Ⅲ－3－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 ^{*3}				

測定指標	平成26年目標				達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。				達成
施策の進捗状況（実績）					
帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法 ^{*4} 及び国籍法施行規則 ^{*5} の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。					
参考指標	実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
1 帰化許可申請者数（人）	13,391	11,008	9,940	10,119	11,337

2 帰化許可者数（人）	13,072	10,359	10,622	8,646	9,277
3 帰化不許可者数（人）	234	279	457	332	509
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の取得者数（人）	1,396	1,207	1,137	1,030	1,131

測定指標	平成26年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ^{*6} への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,327件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,205	3,011	2,677	2,449	2,327
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数（日）	602	604	597	617	588
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,416	9,856	10,119	10,194	9,959
4 現地指導実施回数 ^{*8} （回）	1,846	1,828	1,819	1,824	1,840
5 現地指導実施率 ^{*9} （％）	97	97	96	96	97

測定指標	平成26年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率 ^{*10} （％）の 向上 （大量供託事件 ^{*11} を除外）	平成25年度利用率以上					おおむね 達成
	基準値	実績値				
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

	17.9	7.4	8.9	12.3	17.9	17.3
参考指標	実績値					
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	50,757	61,387	70,560	96,068	89,805	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1, 2について、目標を達成することができた。また、測定指標3について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。 なお、平成26年において、帰化許可者数及び帰化不許可者数が再び増加しているのは、主として平成25年の帰化許可申請者数が増加していることに起因するものと考えられる。 国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。 以上から、目標を達成することができたといえる。 【測定指標2】 市区町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は、平成26年度は、2,327件であり、前年度と比較すると122件減少した。このうち、渉外事件^{*12}に係るものは、1,060件（前年度は1,216件）である。 平成26年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。 市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成26年度における延べ実施日数が588日であり、前年度と比較すると、29日減少し、延べ受講者数も9,959人と前年度より235人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導実施率は高い数値となっていることから、市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。 以上から、目標は達成することができたといえる。 【測定指標3】	

平成26年度の供託手続のオンライン利用率は17.3パーセントであり、前年度の実績値（17.9パーセント）をわずかに下回っている。これは、平成25年度に複数の法務局・地方法務局において、個別的に大量のオンライン申請（合計約11,900件）があったために、平成25年度のオンライン利用率が急上昇（前年度比で10パーセント以上上昇）した結果である。平成25年度における大量の個別事案については、全国的なものではなかったため「大量供託事件」の件数には含めなかったが、このような特殊なケースを除外すれば、平成25年度のオンライン利用率は15.6パーセントであり、平成26年度の利用率（17.3パーセント）はこれを上回っていることから、全体的に見て供託手続のオンライン利用率は順調に向上しているといえることができる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標 1・2 関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務のうち、帰化許可申請事件は、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。その対策として、帰化許可申請が集中する大都市及び周辺部の法務局（若しくは地方法務局又はそれらの支局）に国籍相談員を配備するなど、帰化許可申請の処理が円滑に進むよう体制を整えた。また、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし、帰化許可申請の適正・厳格な処理に寄与したといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標 3 関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密に

	して、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。 【測定指標２】 戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年５月１日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。 【測定指標３】 供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年７月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 システム機器借料、システム運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映するとともに、事務用機器について、配置台数の見直し等を行うことにより経費を節減した。
----	--

担当部局名	民事局民事第一課、商事課	政策評価実施時期	平成27年８月
-------	--------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－３－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 改正された「国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度において、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件、平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件あった。

*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26－(7))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ－９－(2)) (評価書100頁)				
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。				
達成すべき目標	・国籍事務 ^{*1} を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務 ^{*2} である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,047,049	1,791,165	1,834,091
		補正予算(b)	△292,958	△70,772	0
		繰越し等(c)	0	0	0
		合計(a+b+c)	1,754,091	1,720,393	1,834,091
	執行額(千円)		1,571,868	1,696,280	1,791,165
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) Ⅲ－３－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 ^{*3}				

測定指標	平成26年目標				達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。				達成
施策の進捗状況（実績）					
帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法 ^{*4} 及び国籍法施行規則 ^{*5} の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。					
参考指標	実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
1 帰化許可申請者数（人）	13,391	11,008	9,940	10,119	11,337

2 帰化許可者数（人）	13,072	10,359	10,622	8,646	9,277
3 帰化不許可者数（人）	234	279	457	332	509
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の取得者数（人）	1,396	1,207	1,137	1,030	1,131

測定指標	平成26年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ^{*6} への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,327件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,205	3,011	2,677	2,449	2,327
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数（日）	602	604	597	617	588
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,416	9,856	10,119	10,194	9,959
4 現地指導実施回数 ^{*8} （回）	1,846	1,828	1,819	1,824	1,840
5 現地指導実施率 ^{*9} （％）	97	97	96	96	97

測定指標	平成26年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率 ^{*10} （％）の 向上 （大量供託事件 ^{*11} を除外）	平成25年度利用率以上					おおむね 達成
	基準値	実績値				
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

	17.9	7.4	8.9	12.3	17.9	17.3
参考指標	実績値					
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	50,757	61,387	70,560	96,068	89,805	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1, 2について、目標を達成することができた。また、測定指標3について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。 なお、平成26年において、帰化許可者数及び帰化不許可者数が再び増加しているのは、主として平成25年の帰化許可申請者数が増加していることに起因するものと考えられる。 国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。 以上から、目標を達成することができたといえる。 【測定指標2】 市区町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は、平成26年度は、2,327件であり、前年度と比較すると122件減少した。このうち、渉外事件^{*12}に係るものは、1,060件（前年度は1,216件）である。 平成26年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。 市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成26年度における延べ実施日数が588日であり、前年度と比較すると、29日減少し、延べ受講者数も9,959人と前年度より235人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導実施率は高い数値となっていることから、市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。 以上から、目標は達成することができたといえる。 【測定指標3】	

平成26年度の供託手続のオンライン利用率は17.3パーセントであり、前年度の実績値（17.9パーセント）をわずかに下回っている。これは、平成25年度に複数の法務局・地方法務局において、個別的に大量のオンライン申請（合計約11,900件）があったために、平成25年度のオンライン利用率が急上昇（前年度比で10パーセント以上上昇）した結果である。平成25年度における大量の個別事案については、全国的なものではなかったため「大量供託事件」の件数には含めなかったが、このような特殊なケースを除外すれば、平成25年度のオンライン利用率は15.6パーセントであり、平成26年度の利用率（17.3パーセント）はこれを上回っていることから、全体的に見て供託手続のオンライン利用率は順調に向上しているといえることができる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標１・２関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務のうち、帰化許可申請事件は、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。その対策として、帰化許可申請が集中する大都市及び周辺部の法務局（若しくは地方法務局又はそれらの支局）に国籍相談員を配備するなど、帰化許可申請の処理が円滑に進むよう体制を整えた。また、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし、帰化許可申請の適正・厳格な処理に寄与したといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標３関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標１】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密に

	して、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。 【測定指標 2】 戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。 【測定指標 3】 供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 システム機器借料、システム運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映するとともに、事務用機器について、配置台数の見直し等を行うことにより経費を節減した。
----	--

担当部局名	民事局民事第一課、商事課	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－３－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 改正された「国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度において、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件、平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件あった。

*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		債権管理回収業の審査監督				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	17
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	10,017	9,348	9,665	9,587	9,589
	補 正 予 算 （ 千 円 ）					
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）					
計（千円）		10,017	9,348	9,665		
執行額（千円）		7,724	8,628	7,936		
政策評価結果の概算要求への反映状況		債権回収会社に対する立入検査を行うことは、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握することができる最も有効な手段であることから、今後も、より効率的な検査態勢をとることに留意し、さらに、債権回収会社の指摘事項に対する改善状況についても、適切な指導監督を行うことで、成果目標の達成度をより一層向上させるよう、引き続き本施策を実施していく。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	債権管理回収業の審査監督					番号	17	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	●	1	一般	法務本省	債権管理回収業審査監督費	債権管理回収業の審査監督に必要な経費	9,587	9,589	
	小計						9,587 ＜9,587＞ の内数	9,589 ＜9,589＞ の内数	
対応表において◆ となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						9,587 ＜9,587＞ の内数	9,589 ＜9,589＞ の内数		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省27－（16））

施策名	債権管理回収業の審査監督
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－９－（３））
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないように、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢の不備が認められる場合は、その是正を図る。
目標設定の考え方・根拠	債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）¹第22条は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定している。 債権回収会社への立入検査を実施することは、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段といえるので、適時適切に立入検査を実施する必要がある。 立入検査において問題点が認められた場合には、当該債権回収会社に対し、問題点の指摘を行い、当該問題点（指摘事項）について自主的かつ有効な改善措置を求めた上で、次の立入検査において指摘事項の改善の有無を検査することにより、業務の適正な運営の確保を図る必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）
政策評価実施予定時期	平成29年８月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
		基準年度	26年度	27年度	28年度
1 債権回収会社に対する立入検査事業所数	—	—	23年度～25年度の平均値	24年度～26年度の平均値	25年度～27年度の平均値
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。特に、当該会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握する必要があることから、複数の支店等に対して立入検査を実施することがある。					

そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられることから、これを選定した。

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、より積極的に立入検査を実施すべきと考えられることを踏まえながら、1年間に可能な立入検査実施の日程数、立入検査を担当する債権回収検査官の人員、予算等を考慮し、年度ごとの目標値を過去3年分の平均値とする。

もっとも、立入検査は数多くの債権回収会社に対して実施する必要性もあることから、債権回収会社に対する立入検査の実施率（実施会社数÷営業会社数×100）を参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）	47	50	51	52	63	49	
参考指標	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
債権回収会社に対する立入検査実施率（％）	41.6	43.3	41.3	41.7	40.9	43.2	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	26年度	27年度	28年度
2 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項 ² の改善状況（％）	73.3	25年度	対25年度増	対26年度増	対27年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じてサービサー法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要であるが、他方、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要である。

そこで、適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組を促進することを目的として、前回立入検査における指摘事項につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主的改善率＝対象改善事項数÷前回立入検査対象指摘事項数×100）を指標とした。

自主改善率の更なる向上は、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図ることにつながるものであると考えることから、対前年度増とすることを目標とする。

また、債権回収会社に対する適正な監督の実施を評価する観点から、立入検査における指摘事項数及び債権回収会社に対する行政処分件数を参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況（％）	73.9	78.1	90.5	87.0	73.3	90.9	

参考指標	年度ごとの実績値						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況（％）	54.8	67.0	83.2	78.3	71.9	90.6	
債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数（件）	136	79	46	58	38	28	
債権回収会社に対する行政処分件数（件）	6	2	0	1	0	1	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①債権管理回収業の審査監督 (平成11年度)	10百万円 (8百万円)	9百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	10 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。 債権回収会社に対する立入検査に関しては、支店等を含め、可能な限り数多くの事業所への立入りを行うことにより、効果的な立入検査の遂行に努めている。 また、立入検査指摘事項に対し、当該会社が策定した改善措置について、その有効性などを詳細に精査し、十分でないと認められる場合は更に指導を行うことで、業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させている。				0050	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度 当初予算額
	24年度	25年度	26年度	
	10百万円 (8百万円)	9百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	10 百万円

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

（目的）

第1条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和24年法律第205号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業

務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書等に関する指摘事項（同法第15及び16条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	18
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	3, 243, 604	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 293, 684	3, 712, 078
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 132	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0		
	計（千円）	3, 243, 472	3, 195, 780	3, 295, 909		
執行額（千円）		3, 227, 595	3, 178, 706	3, 277, 731		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっており、障害者・高齢者に対する虐待等の事件数も高い水準で推移している。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。 こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。 また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備や子どもの人権SOSミニレター等の取組を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。 以上のことから、引き続き上記各取組を推進していくこととし、これに必要な経費を概算要求に計上する一方、執行実績や活動実績を踏まえた見直しやシステム端末の調達を他のシステム端末と一括して行う等の見直しなどを行い、予算の削減を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防					番号	18		(千円)
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	●	1	一般	法務本省	人権擁護推進費	人権擁護の推進に必要な経費	1,522,716	1,602,531	△ 854
	●	2	一般	法務局	人権擁護活動費	人権擁護活動に必要な経費	1,770,968	2,109,547	△ 19,018
	小計						3,293,684	3,712,078	△ 19,872
対応表において◆ となっているもの									
	小計								
対応表において○ となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計								
対応表において◇ となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計								
合計						3,293,684	3,712,078	△ 19,872	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防					番号	18	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度当初予算額	28年度概算要求額	増△減額			
人権侵害による被害者救済活動の実施	●	2	199,052	215,488	16,436	△ 4,878	引き続き、政府広報や報道機関への取材依頼等の機会を有効に活用し、支出費用の効率化に努めることとしたほか、子ども人権相談連絡用封書につき、事業の効率化の観点から見直しを図ることにより、経費の削減を図った。	
人権擁護委員活動の実施	●	2	1,268,665	1,389,808	121,143	△ 3,347	一者応札となっている調達については、一者応札となった原因を把握し、今後の入札参加者の拡大に努めることとした。また、人権擁護委員組織体で使用する端末機器借料や運用経費について、他の情報システムと統合して端末を一括調達する方法に見直すことにより、経費の削減を図った。	
全国的視点に立った人権啓発活動の実施	●	2	303,251	504,251	201,000	△ 10,793	人権啓発活動の実施にあたっては、効果検証結果を踏まえ、より効果的な活動になるよう事業の見直しを行った。また、人権啓発活動用端末の回線経費について、ネットワークの構成を見直すことにより、経費の削減を図った。	
人権関係情報提供活動等の委託等	●	1	305,552	339,383	33,831	△ 55	引き続き、人権ライブラリーホームページの適時な更新に努めるほか、アクセス数の月毎のカウント及びその増減の原因等の分析の可否につき検討を行うこととした。また、謝金単価について見直しを図ることにより、経費の削減を図った。	
地域人権問題に対する人権擁護活動の委託	●	1	1,217,164	1,263,148	45,984	△ 799	地方公共団体に対し、人権啓発活動の効果検証の実施方法につき改めて指導するとともに、事業の見直し結果を次年度計画に反映させるよう指示した。また、謝金単価について見直しを図ることにより、経費の削減を図った。	
合計			3,293,684	3,712,078	418,394	△ 19,872		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（17））

施策名	人権の擁護
担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。
政策体系上の位置付け	人権の擁護 （Ⅲ－10－（1））
達成すべき目標	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか，調査救済体制の整備を通じて，人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより，被害の救済及び予防を図る。
目標設定の考え方・根拠	・今日においても，子ども・高齢者・障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻な「いじめ」など，人権が侵害される事案は後を絶たない。また，最近では，インターネットを利用した人権侵害も増加しており，これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような現状において，全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。 こうした社会の実現のために，まず国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから，こうした理解を深めるため，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を行い，人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。 ・上記のような社会の実現のためには，人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であることから，人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応することを目標とした。また，同様の観点から，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずることを目標とした。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定，平成23年4月一部変更） ^{*1}
政策評価実施予定時期	平成28年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	27年度
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	－	－	国民の幅広い層に対して，人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
国民一人一人が人権尊重の理念の正しい理解を深めるには、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。 そこで、測定指標として、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るための「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」を設定した。具体的には、下記参考指標の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。						
施策の進捗状況（実績）						
26年度						
国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。						
参考指標	年度ごとの実績値					
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人権教室の実施状況 ^{*2}	実施回数 （回）	12,595	13,123	15,863	16,163	19,871
	参加者数 （人）	453,435	506,802	630,879	650,493	796,748
人権の花運動の実施状況 ^{*3}	参加学校 （団体）数	3,574	3,661	3,844	3,845	3,816
	参加者数 （人）	498,983	513,878	518,530	526,129	483,788
全国中学生人権作文コンテストの実施状況 ^{*4}	応募校数 （校）	6,311	6,682	6,819	6,930	7,083
	応募者数 （人）	887,012	893,258	937,287	941,146	953,211
スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	21	29	35	41	40
ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 （人）	600	1,100	920	480 ※1	800
人権シンポジウム ^{*5} の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスティバル ^{*6} の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 （人）	82,430	544	964	636	615
新聞掲載回数		5,539	5,478	5,698	6,032	5,840

テレビ・ラジオ放送回数	53,442	101,813	23,823 ※2	30,221	19,754
ポスター配布枚数	213,272	221,875	189,152	340,412	230,066

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる（例年2回実施）。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）			
		基準年度	27年度		
2 人権相談・調査救済体制の整備	－	－	法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。 また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
人権相談は、国民からアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。 また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。 そこで、「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。具体的には、人権相談の種別ごとの件数、人権侵犯事件の対応件数等の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。					
施策の進捗状況（実績）					
26年度					
法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番、女性の人権ホットライン）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、相談に応じたほか、社会的に弱い立場にある子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応した。 また、被害者からの申告等により学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案に接した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じた。					
参考指標	年ごとの実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年

人権相談件数（全体）（件）	280,977	266,665	266,489	256,447	253,414
「子どもの人権110番 ⁷⁾ 」における相談件数（件）	27,710	25,914	28,384	28,847	25,711
「女性の人権ホットライン ⁸⁾ 」における相談件数（件）	23,289	22,008	21,720	21,119	21,033
児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター ⁹⁾ 」の通数（通）	22,593	22,329	20,144	18,272	17,626
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	650	513	606	671	584
インターネットによる相談件数（件）	5,044	5,500	7,384	8,776	— ※3
人権侵犯事件の対応件数（件）	21,500	22,072	22,694	22,172	21,718

（※3） インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①人権侵害による被害者救済活動の実施 （昭和23年度）	115百万円 （115百万円）	146百万円 （136百万円）	126百万円 （126百万円）	199 百万円	2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局では、面接による相談のほか、電話やインターネット等により人権に関する相談を受け付けるなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告等があった場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。				0051	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②人権擁護委員活動の実施 （昭和23年度）	1,071百万円 （1,069百万円）	1,140百万円 （1,139百万円）	1,187百万円 （1,182百万円）	1,269 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。				0052	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
③全国的視点に立った人権啓発活動の実施 (昭和23年度)	364百万円 (350百万円)	352百万円 (345百万円)	394百万円 (380百万円)	303 百万円	1
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
全国中学生人権作文コンテストを実施したり、様々な人権課題（例：H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等）をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催するなど、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施している。また、多様な媒体（ポスター、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等）を通じて、マスメディア等を活用した人権啓発活動等を実施している。				0053	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
④人権関係情報提供活動等の委託等 (昭和62年度)	231百万円 (231百万円)	230百万円 (230百万円)	234百万円 (234百万円)	306 百万円	1
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター ^{*10} （以下「センター」という。）に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業 ^{*11} 等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。				0054	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 (昭和48年度)	1,462百万円 (1,462百万円)	1,328百万円 (1,328百万円)	1,354百万円 (1,354百万円)	1,217 百万円	1
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。				0055	
なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を					

行っている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度
	24年度	25年度	26年度	当初予算額
	3,244百万円 (3,228百万円)	3,196百万円 (3,179百万円)	3,296百万円 (3,278百万円)	3,294 百万円

*1 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更）」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*2 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*3 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*4 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動

*5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの）を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*10 「(公財)人権教育啓発推進センター」

人権に関する総合的な教育・啓発及び普及事業、情報収集・提供、調査・研究、研修事業のほか、人権教育・啓発を行う団体等への支援、人権教育・啓発に関する相談、人権に関する国際的連携事業を行っている公益財団法人

*11 「人権ライブラリー事業」

人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し、センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26－(8))

施策名	人権の擁護 (政策体系上の位置付け：Ⅲ－10－(1))				
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。				
達成すべき目標	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,243,604	3,195,780	3,295,909
		補正予算(b)	△132	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0
		合計(a+b+c)	3,243,472	3,195,780	3,295,909
	執行額(千円)		3,227,595	3,178,706	3,277,731
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更) ^{*1}				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもら参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成
施策の進捗状況(実績)		
国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室 ^{*2} 、人権の花運動 ^{*3} 、全国中学生人権作文コンテスト ^{*4} 、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。		
参考指標	実績値	

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 人権教室の実施状況	実施回数 (回)	12,595	13,123	15,863	16,163	19,871
	参加者数 (人)	453,435	506,802	630,879	650,493	796,748
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3,574	3,661	3,844	3,845	3,816
	参加者数 (人)	498,983	513,878	518,530	526,129	483,788
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6,311	6,682	6,819	6,930	7,083
	応募者数 (人)	887,012	893,258	937,287	941,146	953,211
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	21	29	35	41	40
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	600	1,100	920	480 (※1)	800
6 人権シンポジウム ^{*5} の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスバル ^{*6} の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	82,430	544	964	636	615
7 新聞掲載回数		5,539	5,478	5,698	6,032	5,840
8 テレビ・ラジオ放送回数		53,442	101,813	23,823 (※2)	30,221	19,754
9 ポスター配布枚数		213,272	221,875	189,152	340,412	230,066

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる（例年2回実施）。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成26年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やイ	達成

	インターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。 また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。	
--	--	--

施策の進捗状況（実績）

法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番^{*7}、女性の人権ホットライン^{*8}）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター^{*9}」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

参考指標	実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
1 人権相談件数（全体）（件）	280,977	266,665	266,489	256,447	253,414
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	27,710	25,914	28,384	28,847	25,711
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	23,289	22,008	21,720	21,119	21,033
4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター」の通数（通）	22,593	22,329	20,144	18,272	17,626
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	650	513	606	671	584
6 インターネットによる相談件数（件）	5,044	5,500	7,384	8,776	— （※3）
7 人権侵犯事件の対応件数（件）	21,500	22,072	22,694	22,172	21,718

（※3） インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成
	（判断根拠） 測定指標 1, 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考え

評価結果		ている。 測定指標 1, 2 は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 平成26年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標 1, 2 及び 3 のとおり、人権教室に79万6,748名、人権の花運動に48万3,788名、全国中学生人権作文コンテストに95万3,211名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「外国人と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。 また、発信型の啓発活動として、同和問題について関係者の貴重な証言を記録した人権啓発教材の作成(別紙3参照)、性的指向や性同一性障害を題材とした人権啓発ビデオの作成(別紙4参照)、腹話術師のいっこく堂氏を起用したデジタルコンテンツの動画共有サイトにおける配信等を行った。 さらに、全国中学生人権作文コンテストの入賞作品の朗読ビデオを作成したほか(別紙5参照)、特に優秀とされた上位3作品を英訳し、法務省ホームページに掲載する等(別紙6参照)、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。 加えて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動が「ヘイトスピーチ」として、社会的関心を集めたことを受けて、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、新聞広告・インターネット広告の実施、ポスター・リーフレットの作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信、駅構内の電子広告の実施等を行った。 以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。 【測定指標 2】 平成26年度においては、参考指標 1 及び 7 のとおり、25万3,414件(対前年比で3,033件(1.1パーセント)減少)の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万1,718件(対前年比で454件(2.0パーセント)減少)については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権侵犯事件の対応件数及び救済措置を講じた具体的な事例は、別紙7のとおりである。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの、人権侵犯事件に対する措置の内訳を見ると、人権侵犯性があるとして説示や要請を行った事件数は、前年に比べ約1.78倍に増加しており、より積極的な対応を取ることを必要とする人権侵害事案が増加し、これに適切に対応したことがうかがえる。 以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。 (達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標 1 関係】 達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動(人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等)及び発信型の啓発活動(新聞、テレビ・ラジオ、ポスター)を実施し、いずれに関する参考指標においても、おおむね平成25年度を上回る又は同水準の参加者数、実施回数となった。 また、啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施することができた。 さらに、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に上げたことに加え、「ヘイトスピーチ」が社会的関心を集めたこ	

とを受けて、時機を捉えた啓発活動を行い、国民の関心に応じた啓発活動を実施した。

これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効に寄与したものとする。

【測定指標 2 関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵害事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵害事件が1,429件（対前年比で49.3パーセント増加）、障害者や高齢者に対する差別待遇に関する人権侵害事件が869件（対前年比で37.9パーセント増加）、社会福祉施設に関する人権侵害事件が246件（対前年比で18.3パーセント増加）（別紙8参照）と、それぞれ前年から増加している。

平成26年度の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵害事件及び社会福祉施設に関する人権侵害事件の各件数が過去最高となっている（別紙8参照）。

これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を講じるという目標達成に有効に寄与したものとする。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標 1, 2】

今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成27年7月10日
- 2 実施方法

	会議 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 測定指標 2 に係る参考指標の「人権相談件数」に、相談結果を計上してはいかがか。 〔反映内容〕 参考指標に係る分析方法について、引き続き検討していく。 イ〔意見〕 年度ごとに重点施策を設けてはいかがか。 〔反映内容〕 参考指標に係る表現方法及び施策の分析について、引き続き検討していく。
--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「平成26年度人権啓発活動実施報告書」 (人権擁護局人権啓発課，平成27年3月作成，対象期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日) ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 (人権擁護局人権啓発課，平成22年度～平成26年度の各年度で作成，対象期間：平成22年4月1日～平成27年3月31日) ・「第30～34回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課，平成22年度～平成26年度の各年度で作成，対象期間：平成22年4月1日～平成27年3月31日) ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年2月22日～平成26年12月31日) ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日)
----------------------------------	--

	年12月31日) ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ○評価の過程で使用した公的統計 ・人権擁護に関する世論調査(平成24年8月調査)(内閣府)
--	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 政府広報や報道機関への取材依頼等の機会を有効に活用し、支出費用の効率化に努めることとしたほか、子ども人権相談連絡用封書につき、事業の効率化の観点から見直しを図ることにより、経費の縮減を図った。 また、人権啓発活動の実施にあたっては、効果検証結果を踏まえ、より効果的な活動になるよう、事業の見直しを行ったほか、他の情報システムと統合して端末を一括調達する方法に見直すことにより、経費の削減を図った。 さらに、謝金単価について見直しを図ることにより、経費の削減を図った。
----	---

担当部局名	人権擁護局	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	----------	---------

-
- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更)」
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *3 「人権の花運動」
児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動(別紙1参照)
- *5 「人権シンポジウム」
様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動(別紙2参照)
- *6 「人権啓発フェスティバル」
開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
- *7 「子どもの人権110番」
全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話
- *8 「女性の人権ホットライン」
全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話
- *9 「子どもの人権SOSミニレター」
子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター

一」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26－(8))

施策名	人権の擁護 (政策体系上の位置付け：Ⅲ－10－(1)) (評価書106頁)				
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。				
達成すべき目標	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,243,604	3,195,780	3,295,909
		補正予算(b)	△132	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0
		合計(a+b+c)	3,243,472	3,195,780	3,295,909
	執行額(千円)		3,227,595	3,178,706	3,277,731
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更) ^{*1}				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもら参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成
施策の進捗状況(実績)		
国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室 ^{*2} 、人権の花運動 ^{*3} 、全国中学生人権作文コンテスト ^{*4} 、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。		
参考指標	実績値	

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 人権教室の実施状況	実施回数 (回)	12,595	13,123	15,863	16,163	19,871
	参加者数 (人)	453,435	506,802	630,879	650,493	796,748
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3,574	3,661	3,844	3,845	3,816
	参加者数 (人)	498,983	513,878	518,530	526,129	483,788
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6,311	6,682	6,819	6,930	7,083
	応募者数 (人)	887,012	893,258	937,287	941,146	953,211
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	21	29	35	41	40
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	600	1,100	920	480 (※1)	800
6 人権シンポジウム ^{*5} の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスバル ^{*6} の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	82,430	544	964	636	615
7 新聞掲載回数		5,539	5,478	5,698	6,032	5,840
8 テレビ・ラジオ放送回数		53,442	101,813	23,823 (※2)	30,221	19,754
9 ポスター配布枚数		213,272	221,875	189,152	340,412	230,066

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる（例年2回実施）。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成26年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やイ	達成

	インターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。 また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。	
--	--	--

施策の進捗状況（実績）

法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番^{*7}、女性の人権ホットライン^{*8}）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター^{*9}」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

参考指標	実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
1 人権相談件数（全体）（件）	280,977	266,665	266,489	256,447	253,414
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	27,710	25,914	28,384	28,847	25,711
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	23,289	22,008	21,720	21,119	21,033
4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター」の通数（通）	22,593	22,329	20,144	18,272	17,626
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	650	513	606	671	584
6 インターネットによる相談件数（件）	5,044	5,500	7,384	8,776	— （※3）
7 人権侵犯事件の対応件数（件）	21,500	22,072	22,694	22,172	21,718

（※3） インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成
	（判断根拠） 測定指標 1, 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考え

評価結果		ている。 測定指標 1, 2 は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 平成26年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標 1, 2 及び 3 のとおり、人権教室に79万6,748名、人権の花運動に48万3,788名、全国中学生人権作文コンテストに95万3,211名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「外国人と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。 また、発信型の啓発活動として、同和問題について関係者の貴重な証言を記録した人権啓発教材の作成、性的指向や性同一性障害を題材とした人権啓発ビデオの作成、腹話術師のいっこく堂氏を起用したデジタルコンテンツの動画共有サイトにおける配信等を行った。 さらに、全国中学生人権作文コンテストの入賞作品の朗読ビデオを作成したほか、特に優秀とされた上位3作品を英訳し、法務省ホームページに掲載する等、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。 加えて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動が「ヘイトスピーチ」として、社会的関心を集めたことを受けて、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、新聞広告・インターネット広告の実施、ポスター・リーフレットの作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信、駅構内の電子広告の実施等を行った。 以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。 【測定指標 2】 平成26年度においては、参考指標 1 及び 7 のとおり、25万3,414件（対前年比で3,033件（1.1パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万1,718件（対前年比で454件（2.0パーセント）減少）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの、人権侵犯事件に対する措置の内訳を見ると、人権侵犯性があるとして説示や要請を行った事件数は、前年に比べ約1.78倍に増加しており、より積極的な対応を取ることを必要とする人権侵害事案が増加し、これに適切に対応したことがうかがえる。 以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。 (達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標 1 関係】 達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動（人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等）及び発信型の啓発活動（新聞、テレビ・ラジオ、ポスター）を実施し、いずれに関する参考指標においても、おおむね平成25年度を上回る又は同水準の参加者数、実施回数となった。 また、啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施することができた。 さらに、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に引き上げたことに加え、「ヘイトスピーチ」が社会的関心を集めたことを受けて、時機を捉えた啓発活動を行い、国民の関心に応じた啓発活動を実施した。	

	これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効に寄与したものとする。 【測定指標 2 関係】 達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。 また、新規に救済手続を開始した人権侵害事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵害事件が1,429件（対前年比で49.3パーセント増加）、障害者や高齢者に対する差別待遇に関する人権侵害事件が869件（対前年比で37.9パーセント増加）、社会福祉施設に関する人権侵害事件が246件（対前年比で18.3パーセント増加）（別紙8参照）と、それぞれ前年から増加している。 平成26年度の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵害事件及び社会福祉施設に関する人権侵害事件の各件数が過去最高となっている（別紙8参照）。 これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を講じるという目標達成に有効に寄与したものとする。
	次期目標等への反映の方向性
	【施策】 今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。 こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。 また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。 以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。 【測定指標 1, 2】 今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。 また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。 さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議
-----------------	---

	3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 測定指標2に係る参考指標の「人権相談件数」に、相談結果を計上してはいかがか。 〔反映内容〕 参考指標に係る表現方法について、引き続き検討していく。 イ〔意見〕 年度ごとに重点施策を設けてはいかがか。 〔反映内容〕 施策の分析について、引き続き検討していく。
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「平成26年度人権啓発活動実施報告書」 (人権擁護局人権啓発課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成26年4月1日～平成27年3月31日) ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 (人権擁護局人権啓発課, 平成22年度～平成26年度の各年度で作成, 対象期間: 平成22年4月1日～平成27年3月31日) ・「第30～34回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課, 平成22年度～平成26年度の各年度で作成, 対象期間: 平成22年4月1日～平成27年3月31日) ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年2月22日～平成26年12月31日) ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日)
---------------------------	--

	・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成27年3月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日） ○評価の過程で使用した公的統計 ・人権擁護に関する世論調査（平成24年8月調査）（内閣府）
--	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 政府広報や報道機関への取材依頼等の機会を有効に活用し，支出費用の効率化に努めることとしたほか，子ども人権相談連絡用封書につき，事業の効率化の観点から見直しを図ることにより，経費の削減を図った。 また，人権啓発活動の実施にあたっては，効果検証結果を踏まえ，より効果的な活動になるよう，事業の見直しを行ったほか，他の情報システムと統合して端末を一括調達する方法に見直すことにより，経費の削減を図った。 さらに，謝金単価について見直しを図ることにより，経費の削減を図った。
----	---

担当部局名	人権擁護局	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	----------	---------

-
- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定，平成23年4月一部変更）」
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって，相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動
- *3 「人権の花運動」
児童が協力して花の種子，球根等を育てることによって，生命の尊さを実感する中で，豊かな心を育み，優しさと思いやりの心を体得することを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動
- *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
次代を担う中学生が，人権問題についての作文を書くことによって，人権について理解を深め，豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動
- *5 「人権シンポジウム」
様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
- *6 「人権啓発フェスティバル」
開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て，市民参加型の方式を取り入れつつ，幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより，地域住民の参加を促し，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
- *7 「子どもの人権110番」
全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話
- *8 「女性の人権ホットライン」
全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話
- *9 「子どもの人権SOSミニレター」
子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため，全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し，料金受取人払手続を施したもの）を配布し，子どもから返信されたミニレターを通じて，法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		番号	19
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	1,805,864	1,796,216	1,825,936	1,826,542	1,943,790
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	△ 840	0	0	
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	429,594	0	39,996,610		
	計（千円）	2,235,458	1,795,376	41,822,546		
執行額（千円）		2,104,416	1,453,743	41,660,230		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		本政策はモニタリング中（政策評価実施予定時期は平成30年8月）であり、直近の平成26年度における政策評価は出ていないため、概算要求への反映は困難である。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理					番号	19	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	訟務費	訟務遂行に必要な経費	1,826,542	1,943,790	
	小計						1,826,542 の内数	1,943,790 の内数	
対応表において◆となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						1,826,542 の内数	1,943,790 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理				番号	19	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額			
訟務事件の適正処理	●	1	1,826,542	1,943,790	117,248		本政策はモニタリング中（政策評価実施予定時期は平成30年8月）であり、直近の平成26年度における政策評価は出ていないため、概算要求への反映は困難である。	
合計			1,826,542	1,943,790	117,248			

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（18））

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理
担当部局名	訟務局
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。
政策体系上の位置付け	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 （Ⅳ－11－（1））
達成すべき目標	国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務部門が実施している法律意見照会制度を積極的に利用させる。
目標設定の考え方・根拠	国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが期待されている。その意味で「勝つべき事件には勝ち、負けるべき事件には負けるべきところで正しく負ける」というのが国のあるべき姿であり、これに向けて適切な訴訟活動を行うことが訴訟の適正な処理の内容となる。 また、訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟の相手方である国民にとっても経済的、精神的に大きな負担になるため、訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり（裁判の迅速化に関する法律^{*1}第7条1項参照）、これも、訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間が掛かるかという問題は、当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが、訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。 このようなことから、各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るとともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を目指すこととした。加えて、法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、その積極的な利用促進を図ることとした。 なお、主な訴訟における国の主張の概要や判決内容については、法務省ホームページで公表している^{*2}。
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号^{*3} ○裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第7条 ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）^{*4}
政策評価実施予定時期	平成30年8月

測定指標		基準	施策の進捗状況（目標）							
			基準年度	26年度～29年度						
1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化		—	—	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。						
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠										
争訟を適正・迅速に処理するためには、訟務組織における人的・物的体制を充実させ、これを強化することが極めて重要である。すなわち、人事異動により毎年4月に多くの訟務担当者が入れ替わるが、新たに訟務の仕事を担うことになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることが不可欠となる。 また、事務打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることも重要となる。さらに、テレビ会議装置等の事務効率化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要もある。 そこで、このような訟務組織における体制の充実の程度を、争訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。										
施策の進捗状況（実績）										
25年度					26年度					
平成25年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数は、いずれも前年度を上回っている。打合せ会等は、実施回数、延べ日数については前年度を上回っているが、参加人数については前年度をわずかに下回っている。 事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成24年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。					平成26年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数は、いずれも前年度を上回っている。打合せ会等の実施回数及び延べ日数については前年度を上回っているが、参加人数については前年度をわずかに下回っている。 事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成25年度の利用回数及び延べ利用時間数を大幅に上回っている。					
27年度					28年度					
参考指標		年度ごとの実績値								
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
研修	実施回数（回）	87	101	102	112	132	180			
	延べ日数（日）	164	188	184	217	255	323			
	参加人数（人）	1,746	1,796	2,508	2,624	2,834	3,964			
打合せ会等	実施回数（回）	111	112	112	99	123	142			
	延べ日数（日）	159	145	138	122	153	167			
	参加人数（人）	3,677	3,901	3,115	3,879	3,796	3,619			

研修のアンケート結果	とても有意義であった（人）	—	—	—	100	106	93		
	有意義であった（人）	—	—	—	64	49	49		
	どちらともいえない（人）	—	—	—	4	2	3		
	あまり有意義でなかった（人）	—	—	—	0	1	0		
	有意義でなかった（人）	—	—	—	0	0	0		
テレビ会議装置	利用回数（回）	78	206	456	459	637	836		
	延べ利用時間（時間）	92	333	889	825	1,177	1,544		
	導入庁数 ^{*5} （庁）	9	15	15	15	25	25		

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	26年度～29年度
2 法律意見照会制度の積極的利用の促進	—	—	法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり、助言などを行う法律意見照会を実施している。これが積極的に活用されれば、紛争を未然に防止し、あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また、法律意見照会により、訟務としても、あらかじめ争点、問題点等について検討しておくことができるため、現実に訴訟が提起された場合においても、より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに、国が訴訟を処理するに当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ、法律意見照会制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されるという効果も期待できる。 そこで、法律意見照会制度の積極的利用の促進を測定指標とし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。			
施策の進捗状況（実績）			
25年度		26年度	
周知活動として、行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を457回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の事件数は前年度よりわずかに減少し、2,150件であった。		周知活動として、行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を451回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の事件数は前年度よりわずかに増加し、2,157件であった。	
27年度		28年度	

参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法律意見照会事件数（件）		1,565	2,008	2,095	2,178	2,150	2,157		
行政機関等 律意見照会 制度の周知 状況	打合せ会等での説明（回）	68	76	82	77	79	83		
	出向いての説明（回）	206	245	223	291	378	368		
	合 計	274	321	305	368	457	451		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①訟務事件の適正処理 (昭和22年度)	855百万円 (770百万円)	889百万円 (794百万円)	901百万円 (826百万円)	899 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の事務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、また、訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。 達成手段の実施により、国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され、より適正かつ効率的な主張立証活動が可能となる。また、訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ、訟務事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて、達成手段の実施により、法律意見照会制度の周知に必要な資料の作成や法律意見照会事件数そのものの上昇も見込むことができ、測定指標の上昇に寄与することができる。				0056	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			27年度
	24年度	25年度	26年度	当初予算額
	2,235百万円 (2,104百万円)	1,795百万円 (1,454百万円)	1,826百万円 (41,660百万円)	1,827 百万円

（注）平成26年度の執行額41,660百万円には、予備費使用額39,997百万円を含む。

*1 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*2 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html）及び「主な判決一覧」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html）において掲載している。

*3 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

*5 「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は、年度末までに導入されている庁を示している。

なお、初年度である平成21年度は、11月から利用を開始（9庁）、平成22年度増設分は9月から利用を開始（6庁）、平成25年度増設分は10月から利用を開始している（10庁）。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進				
評価方式		(総合)・実績・事業	政策目標の達成度合い		目標達成	番号
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 (千 円)	20, 774, 194	18, 729, 600	19, 659, 780	20, 536, 495	23, 753, 064
	補 正 予 算 (千 円)	263, 625	1, 355, 553	362, 690	0	
	繰 越 し 等 (千 円)	346, 264	42, 683	0		
	計 (千円)	21, 384, 083	20, 127, 836	20, 022, 470		
執行額 (千円)		20, 489, 689	19, 308, 942	19, 649, 800		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		政策評価を踏まえ、円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進に必要な経費を引き続き要求する一方、西日本入国管理センターを廃止することで経費の削減を行った。また、リース契約が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の削減を図った。加えてシステムのリプレイスに合わせて、システム機器借料の削減を図る等削減可能な経費については減額要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進					番号	20	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	法務本省	出入国管理企画調整推進費	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費	1,295,254	1,237,146	
	●	2	一般会計	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務に必要な経費	19,241,241	22,515,918	△ 1,397,213
	小計						20,536,495	23,753,064	△ 1,397,213
対応表において◆となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						20,536,495	23,753,064	△ 1,397,213	
						の内数	の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進					番号	20	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度当初予算額	28年度概算要求額	増△減額			
被収容者等の処遇	●	2	1,720,666	2,186,366	465,700	△ 75,549	政策評価結果を踏まえ、不法滞在者等対策の推進に必要な経費を引き続き要求する一方、西日本入国管理センターを廃止することで経費の削減を図り、削減可能な経費について、予算の減額要求を行った。	
出入国審査システムの維持・管理	●	2	5,324,138	5,651,945	327,807	△ 244,660	政策評価結果を踏まえ、円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進に必要な経費を引き続き要求する一方、リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図った。また、システムのリプレイス時に合わせて、システム機器借料の縮減を図るなど削減可能な経費について、予算の減額要求を行った。	
外国人の出入国情報の管理	●	2	3,159,144	2,124,634	△ 1,034,510	△ 1,077,004	政策評価結果を踏まえ、円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進に必要な経費を引き続き要求する一方、リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図り、削減可能な経費について予算の減額要求を行った。	
合計			10,203,948	9,962,945	△ 241,003	△ 1,397,213		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（19））

施策名	出入国の公正な管理
担当部局名	入国管理局総務課企画室
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ^{*1} 対策を推進する。
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 （V－12－（1））
達成すべき目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート ^{*2} の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等への対策を推進する。
目標設定の考え方・根拠	・円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるところ、国際便の発着が一定の時間帯に集中するなどして空港の出入国審査場が混み合う場合への対応策として、日本人及び在留外国人については、事前の登録により、審査ブースに並ぶことなく、スムーズに出入国審査手続を受けることができる自動化ゲートの一層の利用促進を図ることが有効である。観光立国推進閣僚会議が平成26年6月に取りまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」 ^{*3} においても、「空港での出入国手続の迅速化のため、自動化ゲートの改善・利用促進を図る」とこととされている。出入国手続の一部が機械化される自動化ゲートの利用促進により、入国審査官を、新規入国外国人の審査に充てることが可能となり、結果的に、自動化ゲートの利用対象外の外国人についても出入国審査の待ち時間が縮減されることが期待される。 ・平成16年からの不法滞在者5年半減計画 ^{*4} により、不法残留者数 ^{*5} はほぼ半減し、その後も減少を続けているものの、「偽装滞在者 ^{*6} 」の増加が懸念されている。犯罪対策閣僚会議が取りまとめ、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」 ^{*7} においては、「平成24年7月から実施している新しい在留管理制度 ^{*8} により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。」とされている。入国管理局では、偽装滞在者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで偽装滞在者の排除を推進していく。
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議） ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
政策評価実施予定時期	平成28年8月

測定指標	基準値		年ごとの目標値
		基準年	27年
1 自動化ゲート利用者	129,684	26年	対26年増

登録数					
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年）の設定の根拠					
日本人及び在留外国人が自動化ゲートを利用するためには事前の登録が必要であることから、自動化ゲート利用者登録数を測定指標とし、自動化ゲート利用促進のためには、少なくとも前年と比べて自動化ゲート利用者登録数を増加させることが重要であることから、前年を基準年として自動化ゲート利用者登録数増加を目標値とした。					
過去の実績	年ごとの実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
自動化ゲート利用者登録数（件）	78,195	62,030	69,043	88,671	129,684

測定指標	基準値		年ごとの目標値		
		基準年	27年		
2 自動化ゲート利用率	5.0	26年	対26年0.7ポイント増（5.7%）		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年）の設定の根拠					
各年の自動化ゲートの利用状況は、自動化ゲート利用率（日本人及び外国人の自動化ゲート通過者数の合計値を4大空港（成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港）における日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可による出入国者数の合計値で割った値）により把握することが可能であることから、測定指標を自動化ゲート利用率とした。平成22年以降の実績値をみると、利用率は毎年増加しており、平均では年0.7ポイント増となっている。27年においても同程度の利用率の増加を図る観点から、前年より0.7ポイント増（5.7%）を目標値とした。					
過去の実績	年ごとの実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
自動化ゲート利用率（%）	2.2	2.5	2.9	3.8	5.0
参考指標	年ごとの実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
自動化ゲート通過者数（人）	675,821	847,348	1,037,352	1,322,434	1,690,557
4大空港（成田、羽田、中部、関西）における日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可による出入国者数の合計値（人）	30,926,224	33,452,267	35,784,458	34,416,567	33,712,574

測定指標	基準値	年度ごとの目標値	
		基準年	27年
3 在留資格取消件数	286	26年	対26年増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた			

場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度であるところ、平成24年7月から、在留資格取消対象者の範囲が拡大され、その中で偽装滞在者に対してもよりの確に対処できるようになったことを受け、在留資格取消件数を測定指標とし、偽装滞在者に厳格に対応するため、同制度の積極的な活用を図るとの観点から、その前年増を目標値とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
在留資格取消件数（件）	246	307	238	269	286

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）※			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
①出入国管理業務の実施 (昭和25年度)	4,566百万円 (4,244百万円)	4,562百万円 (4,270百万円)	4,415百万円 (4,208百万円)	5,131 百万円	1,2,3
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
本邦に上陸する外国人の上陸審査，帰国する日本人の確認，出国する日本人・外国人の確認を行う。 本邦に在留する外国人の在留資格の変更，在留期間の更新の許可，資格外活動の許可等を行う。 本邦に不法に滞在する外国人の取締り及び退去強制手続を行う。 本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。				0057	

※ 平成27年度行政事業レビューにおいて、「出入国管理業務の政策の企画・立案」が「出入国管理業務の実施」に統合されたことから、本計画においても同様に統合したため、両方の予算額・執行額を合算したものを記載している。

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②中長期在留者 ^{*9} 住居地届出等事務の委託 (平成24年度)	736百万円 (735百万円)	712百万円 (702百万円)	663百万円 (663百万円)	856 百万円	—
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
在留管理制度においては、法務大臣が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、法務大臣に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、在留管理制度の根幹をなすものであり、届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務 ^{*10} として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。				0058	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		

③市場化テスト（民間競争入札）導入に伴う民間業務委託 （平成23年度）	151百万円 （54百万円）	203百万円 （166百万円）	218百万円 （210百万円）	213 百万円	－
--	-------------------	--------------------	--------------------	------------	---

達成手段の概要等	平成27年行政事業 レビュー事業番号
外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務として、出入国管理業務手続に係る相談等対応業務及びそれら業務の管理・付随業務を行う。 入国・在留手続の窓口業務として、在留資格取得許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、永住許可申請、資格外活動許可申請、就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交付申請の受理に関する事務等を行う。	0059

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
④被收容者等の処遇 （昭和25年度）	1,810百万円 （1,746百万円）	1,624百万円 （1,589百万円）	1,656百万円 （1,610百万円）	1,721 百万円	－

達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
入管法に違反して不法滞在・不法就労している外国人や、罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については、入管法に基づき退去強制を受けることになっており、その一環として、同法に違反する容疑があるとして違反調査を実施するために收容令書を発付された者及び退去強制手続の最終形態として国外送還のための退去強制令書が発付された者については、その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため、收容施設に收容することとしている。				0060	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑤バイオメトリクスシステムの維持・管理 （平成19年度）	3,843百万円 （3,818百万円）	5,237百万円 （5,022百万円）	5,377百万円 （5,357百万円）	4,132 百万円	1,2

達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
以下のシステムの運用。 ・外国人個人識別情報システム 上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報（バイオメトリクス）を、当局が保有する要注意人物リストと照合することによって、より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。 なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者に対しては、慎重審査を行い、入国を認められない人物であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。 ・自動化ゲートシステム 個人識別情報（バイオメトリクス）の事前登録を行った日本人及び在留外国人については、自動化ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供することにより、通常よりも簡易な手続による出入（帰）国が可能となる。				0061	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑥出入国審査システムの維持・管理 (－年度)	5,090百万円 (4,931百万円)	4,682百万円 (4,471百万円)	4,429百万円 (4,423百万円)	5,324 百万円	1,2,3
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
以下のシステムの運用。 ・日本人出帰国審査システム 日本人の出帰国手続のデータ管理システム ・在留カード等発行システム 中長期在留者等に係る在留カード等を発行するシステム ・電子届出システム 中長期在留者が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して法務大臣に届け出るシステム ・指紋照合システム 退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム ・事前旅客情報システム 乗員及び乗客情報を当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム ・乗員上陸許可支援システム 海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム				0062	
達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
⑦外国人の出入国情報の管理 (－年度)	3,551百万円 (3,477百万円)	3,109百万円 (3,088百万円)	3,264百万円 (3,180百万円)	3,159 百万円	1,2,3
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
以下のシステムの運用。 ・外国人出入国情報システム 外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム				0063	
施策の予算額・執行	予算額計（執行額）			27年度	
	24年度	25年度	26年度	当初予算額	
	21,384百万円 (20,490百万円)	20,128百万円 (19,309百万円)	20,022百万円 (19,650百万円)	20,536 百万円	

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けている等）に該当する外国人が、出入（帰）国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議）」

3 ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化

（3）出入国手続の迅速化・円滑化

（前略）

・空港での出入国手続の迅速化のため、自動化ゲートの改善・利用促進を図るとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

（後略）

*4 「不法滞在者5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）」を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間で不法滞在者の半減を目標として策定された計画

*5 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約21.9万人であった不法残留者は平成21年1月当時約11.3万人となり、不法滞在者5年半減計画の5年間で48.5パーセントの削減を実現した。

*6 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*7 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅱ 治安の現状と戦略の概要

3 戦略の構成

（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（前略）

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

（後略）

Ⅲ 戦略の内容

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（3）情報収集・分析機能の強化

① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*8 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立し、平成24年7月9日までに順次施行された。

「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により平成24年7月9日に導入された制度で、入管法に基づき入国管理官署が把握していた情報と、外国人登録法に基づき市区町村が把握していた情報を一つにまとめ、法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

*9 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*10 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。）をいう。中長期在留者住居地届出等に関する事務については、入管法第68条の2において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26－(9))

施策名	出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け：Ⅴ－12－(1))					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。					
達成すべき目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート²の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等への対策を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度(※)	25年度(※)	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,774,194	18,729,600	19,659,780	20,536,495
		補正予算(b)	263,625	1,355,553	362,690	—
		繰越し等(c)	346,264	42,683	0	
		合計(a+b+c)	21,384,083	20,127,836	20,022,470	
	執行額(千円)		20,489,689	19,308,942	19,649,800	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号) ^{*3} ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014(平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議) ^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ^{*5}					

(※) 「成果重視事業」(出入国管理業務の業務・システムの最適化)については、平成25年度をもって終了し、平成26年度からは「出入国の公正な管理」に一本化されているため、平成24年度及び同25年度の予算額・執行額等については、同事業分を含めたものとしている。

測定指標	平成26年度目標値						達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	25年	22年	23年	24年	25年	26年	
	88,671	78,195	62,030	69,043	88,671	129,684	

測定指標	平成26年度目標値						達成
2 自動化ゲート利用率(%)	前年より0.6パーセント増(4.4%)						達成

	基準値	実績値				
	25年	22年	23年	24年	25年	26年
	3.8	2.2	2.5	2.9	3.8	5.0
参考指標	実績値					
	22年	23年	24年	25年	26年	
1 自動化ゲート通過者数（人）	675,821	847,348	1,037,352	1,322,434	1,690,557	
2 4大空港（成田、羽田、中部、関西）における出入国者数総数（日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数）（人）	30,926,224	33,452,267	35,784,458	34,416,567	33,712,574	

測定指標	平成26年度目標値					達成
3 在留資格取消件数（件）	対前年増					達成
	基準値	実績				
	25年	22年	23年	24年	25年	26年
	269	246	307	238	269	286
参考指標	実績値					
	22年	23年	24年	25年	26年	
1 中長期在留者 ^{*6} 数（人）	1,688,155	1,658,264	1,652,292	1,693,224	1,763,422	
2 不法残留者数（人） ※各年1月1日現在	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061	

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。 測定指標 1, 2, 3 は、いずれも目標を達成することができたことから、本施 策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標 1, 2 関係】 達成手段③「出入国管理業務の実施」において、本邦に上陸する外国人への上陸審査や帰国する日	

	本人の確認，出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに，達成手段⑦「出入国審査システム⁷⁾の維持・管理」において，出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ，達成手段⑥「バイオメトリクスシステム⁸⁾の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより，事前に利用希望者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が，一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入（帰）国することを可能にし，円滑な出入国審査を実施している。 また，達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」において，有識者協議会等で意見を聴取し，出入国管理政策に反映させることで得られた提言⁹⁾も踏まえ，利用者登録増加のための広報活動を展開している。さらに，民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど，自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。 これらの取組の結果，自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから，円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。 【測定指標 3 関係】 達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」の一環として，平成26年度に全国地方入国管理官署に対し，事実の調査¹⁰⁾のより一層の積極的な実施を指導したほか，東京入国管理局の事実の調査専従の部署である調査第四部門において入国警備官 1 人を増員し，同局実態調査部門との連携等による更なる効率的な事実の調査体制の強化に努めた。また，達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により，在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し，偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。 これらの取組の結果，事実の調査を数多く実施することなどにより，前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ，在留資格取消件数も前年を17件上回った。これらのことから，不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。 次期目標等への反映の方向性 【施策】 我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため，現在の目標を維持し，引き続き，各取組を推進していく。 【測定指標 1， 2】 引き続き，民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど，自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め，利用登録者を増やしていく。また，有識者会議から広報・周知活動の充実や，自動化ゲートの増設等の提言があったことを踏まえ，広報・周知活動により一層取り組むとともに，各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。 【測定指標 3】 引き続き，事実の調査を数多く実施するとともに，在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に努める。さらに，事実の調査の結果，偽装滞在が疑われる者については，在留資格取消制度を積極的に適用していく。
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年 7 月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
政策評価を行う過程において使用した資料	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「自動化ゲート利用者登録数の推移」 （入国管理局出入国管理情報官，対象期間：平成22年 1 月 1 日～平成26年12月31日）

料その他の情報	・「自動化ゲート利用率の推移」 (入国管理局出入国管理情報官, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「在留資格取消件数の推移」 (入国管理局入国在留課, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」 (第6次出入国管理政策懇談会, 平成25年5月20日) ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会, 平成26年12月26日)
---------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 西日本入国管理センターを廃止することで経費の節減を図った。 リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図ったほか、リプレイス時に合わせて、システム機器について、借料の縮減を図った。
----	--

担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（「短期滞在」の在留資格で日本に在留する外国人でない等）に該当する外国人が、出入（帰）国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

- 一 第7項の規定による登録を受けた者であること。
- 二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

- 一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交

付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時に於いて、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議）」

3. ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化（3）出入国手続の迅速化・円滑化

・空港での出入国手続の迅速化のため、自動化ゲートの改善・利用促進を図るとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ－3－（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

① 水際対策

② 不法滞在等対策

③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ－6－（3）－①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ－6－（3）－②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外

国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*9 「有識者からの提言」

（１）平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では、広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

（２）平成26年12月に上記（１）の第6次出入国管理政策懇談会から「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組として、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html）を参照。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26－(9))

施策名	出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け：Ⅴ－12－(1)) (評価書135頁)				
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。				
達成すべき目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート ² の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等への対策を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度(※)	25年度(※)	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,774,194	18,729,600	19,659,780
		補正予算(b)	263,625	1,355,553	362,690
		繰越し等(c)	346,264	42,683	0
		合計(a+b+c)	21,384,083	20,127,836	20,022,470
	執行額(千円)		20,489,689	19,308,942	19,649,800
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号) ^{*3} ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014(平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議) ^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ^{*5}				

(※) 「成果重視事業」(出入国管理業務の業務・システムの最適化)については、平成25年度をもって終了し、平成26年度からは「出入国の公正な管理」に一本化されているため、平成24年度及び同25年度の予算額・執行額等については、同事業分を含めたものとしている。

測定指標	平成26年度目標値						達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	25年	22年	23年	24年	25年	26年	
	88,671	78,195	62,030	69,043	88,671	129,684	

測定指標	平成26年度目標値						達成
2 自動化ゲート利用率(%)	前年より0.6パーセント増(4.4%)						達成

	基準値	実績値				
	25年	22年	23年	24年	25年	26年
	3.8	2.2	2.5	2.9	3.8	5.0
参考指標	実績値					
	22年	23年	24年	25年	26年	
1 自動化ゲート通過者数（人）	675,821	847,348	1,037,352	1,322,434	1,690,557	
2 4大空港（成田、羽田、中部、関西）における出入国者数総数（日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数）（人）	30,926,224	33,452,267	35,784,458	34,416,567	33,712,574	

測定指標	平成26年度目標値					達成
3 在留資格取消件数（件）	対前年増					達成
	基準値	実績				
	25年	22年	23年	24年	25年	26年
	269	246	307	238	269	286
参考指標	実績値					
	22年	23年	24年	25年	26年	
1 中長期在留者 ^{*6} 数（人）	1,688,155	1,658,264	1,652,292	1,693,224	1,763,422	
2 不法残留者数（人） ※各年1月1日現在	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061	

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。 測定指標 1, 2, 3 は、いずれも目標を達成することができたことから、本施 策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標 1, 2 関係】 達成手段③「出入国管理業務の実施」において、本邦に上陸する外国人への上陸審査や帰国する日	

	本人の確認，出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに，達成手段⑦「出入国審査システム⁷⁾の維持・管理」において，出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ，達成手段⑥「バイオメトリクスシステム⁸⁾の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより，事前に利用希望者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が，一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入（帰）国することを可能にし，円滑な出入国審査を実施している。 また，達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」において，有識者協議会等で意見を聴取し，出入国管理政策に反映させることで得られた提言⁹⁾も踏まえ，利用者登録増加のための広報活動を展開している。さらに，民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど，自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。 これらの取組の結果，自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから，円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。 【測定指標 3 関係】 達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」の一環として，平成26年度に全国地方入国管理官署に対し，事実の調査¹⁰⁾のより一層の積極的な実施を指導したほか，東京入国管理局の事実の調査専従の部署である調査第四部門において入国警備官 1 人を増員し，同局実態調査部門との連携等による更なる効率的な事実の調査体制の強化に努めた。また，達成手段②「中長期に在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により，在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し，偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。 これらの取組の結果，事実の調査を数多く実施することなどにより，前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ，在留資格取消件数も前年を17件上回った。これらのことから，不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。						
	次期目標等への反映の方向性						
	【施策】 我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため，現在の目標を維持し，引き続き，各取組を推進していく。 【測定指標 1， 2】 引き続き，民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど，自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め，利用登録者を増やしていく。また，有識者会議から広報・周知活動の充実や，自動化ゲートの増設等の提言があったことを踏まえ，広報・周知活動により一層取り組むとともに，各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。 【測定指標 3】 引き続き，事実の調査を数多く実施するとともに，在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に努める。さらに，事実の調査の結果，偽装滞在が疑われる者については，在留資格取消制度を積極的に適用していく。						
学識経験を有する者の知見の活用	<table> <tr> <td>1</td><td>実施時期 平成27年 7 月10日</td></tr> <tr> <td>2</td><td>実施方法 会議</td></tr> <tr> <td>3</td><td>意見及び反映内容の概要 なし</td></tr> </table>	1	実施時期 平成27年 7 月10日	2	実施方法 会議	3	意見及び反映内容の概要 なし
1	実施時期 平成27年 7 月10日						
2	実施方法 会議						
3	意見及び反映内容の概要 なし						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「自動化ゲート利用者登録数の推移」 (入国管理局出入国管理情報官，対象期間：平成22年 1 月 1 日～平成26年12月31日) ・「自動化ゲート利用率の推移」						

報	(入国管理局出入国管理情報官，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「在留資格取消件数の推移」 (入国管理局入国在留課，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」（第6次出入国管理政策懇談会，平成25年5月20日） ・「今後の出入国管理行政の在り方」（第6次出入国管理政策懇談会，平成26年12月26日）
---	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 西日本入国管理センターを廃止することで経費の節減を図った。 リース契約の期間が満了するシステム機器について，リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図ったほか，リプレイス時に合わせて，システム機器について，借料の縮減を図った。
----	--

担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後，許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて，偽装結婚，偽装留学，偽装就労など，偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り，あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い，実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは，あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（「短期滞在」の在留資格で日本に在留する外国人でない等）に該当する外国人が，出入（帰）国時に，自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで，機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い，自動的に出入国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され，続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港，平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条4 入国審査官は，次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは，氏名，上陸年月日，上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては，第1項の規定にかかわらず，同項の証印をすることを要しない。

一 第7項の規定による登録を受けた者であること。

二 上陸の申請に際して，法務省令で定めるところにより，電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は，本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが，次の各号（特別永住者にあつては，第3号を除く。）のいずれにも該当し，かつ，その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは，法務省令で定めるところにより，その旨の登録をすることができる。

一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時に於いて、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議）」

3. ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化（3）出入国手続の迅速化・円滑化

・空港での出入国手続の迅速化のため、自動化ゲートの改善・利用促進を図るとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ－3－（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行きすること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在外・偽装滞在外の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在外等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ－6－（3）－①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在外者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在外の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ－6－（3）－②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、

これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*9 「有識者からの提言」

（１）平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では、広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

（２）平成26年12月に上記（１）の第6次出入国管理政策懇談会から「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組として、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html）を参照。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務行政における国際協力の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	21
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	161,084	157,458	204,614	212,468	294,797
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
計（千円）		161,084	157,458	204,614		
執行額（千円）		144,136	147,916	192,545		
政策評価結果の概算要求への反映状況		いずれの指標についても目標を達成し、所期の目標を達成できたという結果を踏まえ、刑事司法運営の改善、国際協力の推進及び法制度整備支援活動のための経費等を平成28年度概算要求に計上することとした。 ・法制度整備支援事業実施経費 要求額 116,141千円（27年度予算額83,380千円） ・法制度整備支援基盤整備経費 要求額 65,469千円（27年度予算額40,066千円） ・国際研修等実施経費 要求額 54,690千円（27年度予算額54,559千円） ・グッドガバナンス地域セミナー充実化 要求額 13,250千円（27年度予算額13,250千円） ・第14回国連犯罪防止刑事司法会議開催に伴う準備等経費 要求額 24,416千円 ・社会内処遇制度に関する基盤整備経費 要求額 20,831千円				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法務行政における国際協力の推進					番号	21	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	●	1	一般	法務総合研究所	国際協力推進費	国際協力に必要な経費	212,468	294,797	
	小計						212,468	294,797	
対応表において◆ となっているもの									
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表において○ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						212,468 の内数	294,797 の内数		

平成27年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省27－（20））

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 （VI-13-（2））
達成すべき目標	・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られる。 - これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっている。そのため、刑事司法分野については、我が国政府を含む主要国において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）が重要である。 ・また、法制度整備支援については、支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに、貿易・投資環境の整備など、我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され、我が国の各種政府方針において法制度整備支援の活用が盛り込まれている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○G 8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG 8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*4} ○インフラシステム輸出戦略（平成26年6月改訂）^{*5} ○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*6} ○経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*7} ○知的財産推進計画2014（平成26年6月20日閣議決定）^{*8}
政策評価実施 予定時期	平成28年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	27年度

1	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	—	—	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。
---	-----------------------------	---	---	---

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修に関する下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向の情報を積極的に収集することが重要である。さらに、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家とのネットワークを維持強化することも必要不可欠である。

そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議への参加回数・参加人数を掲げることとした。

施策の進捗状況（実績）

26年度

日本を含む43か国から、149名の刑事司法実務家を招へいし、計6回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙1参照）。特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。なお、国際会議には、9の会議に16名が参加した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国際研修の実施件数（回）	9	8	7	7	6
国際研修への参加人数（人）	155	130	143	118	149
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり				
国際会議への参加回数（回）	3	4	10	13	9
国際会議への参加人数（人）	9	6	11	15	16

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			27年度
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	—	—	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			

支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためには、当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。

そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し、下記参考指標の実績値等を分析することにより、支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）						
26年度						
支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、ミャンマー、ネパール等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者による発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。						
参考指標		年度ごとの実績値				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国際研修の実施件数（回）		11	9	13	9	9
国際研修への参加人数（人）		104	92	158	121	122
国際研修参加者の研修に対する満足度		別紙3のとおり				
法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）		4	6	12	7	11
法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）		16	20	18	25	28
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数（回）	13	13	15	27	22
	派遣件数（回）	13	13	15	26	21
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数（人）	15	15	18	30	28
	派遣人数（人）	16	15	18	29	27
国際専門家会議の開催回数（回）		1	1	1	1	1
国際専門家会議への参加人数（人）		111	129	125	155	174

達成手段	予算額計（執行額）	27年度当初	関連する
------	-----------	--------	------

(開始年度)	24年度	25年度	26年度	予算額	指標
①国際連合に協力して行う国際協力の推進 (昭和36年度)	71百万円 (63百万円)	68百万円 (67百万円)	84百万円 (80百万円)	89 百万円	1
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施する。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化を図る。				0065	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			27年度 当初 予算額	関連 する 指標
	24年度	25年度	26年度		
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進 (平成7年度)	90百万円 (81百万円)	89百万円 (81百万円)	121百万円 (112百万円)	123 百万円	2
達成手段の概要等				平成27年行政事業 レビュー事業番号	
・相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。 ・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国際社会の平和と安全に貢献する。				0066	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			27年度
	24年度	25年度	26年度	当初予算額
	161百万円 (144百万円)	157百万円 (148百万円)	205百万円 (192百万円)	212 百万円

*1 「G 8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年 6 月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野における G 8 各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関する G 8 司法・内務閣僚宣言（平成20年 6 月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年 5 月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA 中期政策等に基づき、（１）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（２）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（３）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年 4 月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年 3 月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略（平成26年 6 月改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記（*4）経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「「日本再興戦略」改訂2014（平成26年 6 月24日閣議決定）」

成長戦略の実行・実現のため打ち出されている 3 つのアクションプランのうち「国際展開戦略」において「日本企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備するため、法制度整備支援を一層推進する」とされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年 6 月24日閣議決定）」

我が国企業のグローバル市場開拓を促進するための取組の一つとして、「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」を推進することが挙げられている。

*8 「知的財産推進計画2014（平成26年 6 月20日閣議決定）」

司法の知財人材の育成支援のための取組として、新興国等における「法制度・運用整備を支援する」とともに、「司法における知財人材の育成を支援する」とされている。

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26－(10))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：Ⅵ－13－(2))				
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。				
達成すべき目標	・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予 算 の 状 況 (千円)				
	当初予算 (a)	161,084	157,458	204,614	212,468
	補正予算 (b)	0	0	0	－
	繰越し等 (c)	0	0	0	
	合計 (a+b+c)	161,084	157,458	204,614	
	執行額 (千円)	144,136	147,916	192,545	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*3} ○インフラシステム輸出戦略（平成26年6月改訂）^{*4} ○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*5} ○経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*6} ○知的財産推進計画2014（平成26年6月20日閣議決定）^{*7}				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
日本を含む43か国から、149名の刑事司法実務家を招へいし、計6回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙1参照）。 特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の		

実務家を招へいし、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、9の会議に16名が参加した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	8	7	7	6
2 国際研修への参加人数（人）	155	130	143	118	149
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり				
4 国際会議への参加回数（回）	3	4	10	13	9
5 国際会議への参加人数（人）	9	6	11	15	16

測定指標	平成26年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、ミャンマー、ネパール等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者による発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 国際研修の実施件数（回）	11	9	13	9	9
2 国際研修への参加人数（人）	104	92	158	121	122
3 国際研修参加者の研修に対する満足感	別紙3－1のとおり				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	4	6	12	7	11
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	16	20	18	25	28

6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	13	13	15	27	22
	派遣件数(回)	13	13	15	26	21
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	15	15	18	30	28
	派遣人数(人)	16	15	18	29	27
8 国際専門家会議の開催回数(回)		1	1	1	1	1
9 国際専門家会議への参加人数(人)		111	129	125	155	174

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠)
		測定指標 1, 2 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。
		測定指標 1, 2 については, いずれも目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足)	
	【測定指標 1】	
	国際研修・セミナー等への参加者の満足度は, 別紙 2 のアンケート調査結果のとおり, 「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても97パーセントを超えており, 非常に有効であった。	
	東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは, 議長総括を発表するとともに, 参加した東南アジア 9 か国の実務家と緊密な関係を構築することができた。	
	国際研修・セミナー等では日本を含む43か国から計149名の参加を得て活発な議論が行われたことにより, 各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また, 国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して, トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど, 質の高い内容の研修・セミナーを行い, 効率的にその効果を高めるよう図った。	
	また, 国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため, 国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や, 刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用しているところ, 国際会議への参加人数は前年度を上回り, 過去 5 年間で最多となっている。	
	以上のことから, 充実した国際研修を実施し, 研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献するという目標を達成したと評価できる。	
	【測定指標 2】	
	国際研修の対象国・テーマ等は, 別紙 4 のとおりであり, 法制度整備支援の対象国と概要は, 別紙	

5のとおり（「各国プロジェクト等紹介・成果」[※]法務省ホームページから抜粋。）である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集やこれに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築や現地セミナーにおいて研修で得た最新の知見等のフィード・バックを実施するなど、様々な配慮をした。

さらに、ベトナム、ミャンマー、ネパール等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成26年度の法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数は、参考指標4のとおり前年度を上回っているほか、諸外国からの研究員の招へい人数、国際専門家会議の参加人数は、参考指標5及び9のとおり過去5年間で最多となっている。また、国際研修の実施件数及び参加人数も参考指標1及び2のとおり前年度と同程度の実績となっている。

専門家の派遣依頼件数は、参考指標6のとおり前年度を下回っているものの、平成24年度以前の実績を上回っており、専門家の派遣依頼人数は、参考指標7のとおり前年度と同程度の人数となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、別紙3-1のアンケート調査結果のとおり、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合、また、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントであった（アンケートの内容は別紙3-2のとおり。）。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標2関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上

	国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。 【測定指標１】 国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。 なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。 また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。 【測定指標２】 日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。 また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。 さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価で使用したアンケート調査 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。		
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。		
担当部局名	法務総合研究所総務企画部	政策評価実施時期	平成27年8月

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「インフラシステム輸出戦略（平成26年6月改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として、法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記（*3）経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*5 「「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」

成長戦略の実行・実現のため打ち出されている3つのアクションプランのうち「国際展開戦略」において「日本企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備するため、〈中略〉法制度整備支援を一層推進する」とされている。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）」

我が国企業のグローバル市場開拓を促進するための取組の一つとして、「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」を推進することが挙げられている。

*7 「知的財産推進計画2014（平成26年6月20日閣議決定）」

司法の知財人財の育成支援のための取組として、新興国等における「法制度・運用整備を支援する」とともに、「司法における知財人財の育成を支援する」とされている。

*8 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html〕を参照。

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26－(10))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：Ⅵ－13－(2)) (評価書141頁)				
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。				
達成すべき目標	・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予 算 の 状 況 (千円)				
	当初予算 (a)	161,084	157,458	204,614	212,468
	補正予算 (b)	0	0	0	—
	繰越し等 (c)	0	0	0	
	合計 (a+b+c)	161,084	157,458	204,614	
	執行額 (千円)	144,136	147,916	192,545	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*3} ○インフラシステム輸出戦略（平成26年6月改訂）^{*4} ○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*5} ○経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*6} ○知的財産推進計画2014（平成26年6月20日閣議決定）^{*7}				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
日本を含む43か国から、149名の刑事司法実務家を招へいし、計6回の国際研修・セミナー等を実施した。 特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の		

実務家を招へいし、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、9の会議に16名が参加した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	8	7	7	6
2 国際研修への参加人数（人）	155	130	143	118	149
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略				
4 国際会議への参加回数（回）	3	4	10	13	9
5 国際会議への参加人数（人）	9	6	11	15	16

測定指標	平成26年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、ミャンマー、ネパール等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者による発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 国際研修の実施件数（回）	11	9	13	9	9
2 国際研修への参加人数（人）	104	92	158	121	122
3 国際研修参加者の研修に対する満足感	添付省略				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	4	6	12	7	11
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	16	20	18	25	28

6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	13	13	15	27	22
	派遣件数(回)	13	13	15	26	21
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	15	15	18	30	28
	派遣人数(人)	16	15	18	29	27
8 国際専門家会議の開催回数(回)		1	1	1	1	1
9 国際専門家会議への参加人数(人)		111	129	125	155	174

評価結果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標 1, 2 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。 測定指標 1, 2 については, いずれも目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 国際研修・セミナー等への参加者の満足度は, アンケート調査結果によれば, 「非常に役立った。」, 「役立った。」又は「非常に有益であった。」, 「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても97パーセントを超えており, 非常に有効であった。 東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは, 議長総括を発表するとともに, 参加した東南アジア9か国の実務家と緊密な関係を構築することができた。 国際研修・セミナー等では日本を含む43か国から計149名の参加を得て活発な議論が行われたことにより, 各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また, 国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して, トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど, 質の高い内容の研修・セミナーを行い, 効率的にその効果を高めるよう図った。 また, 国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため, 国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や, 刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用しているところ, 国際会議への参加人数は前年度を上回り, 過去5年間で最多となっている。 以上のことから, 充実した国際研修を実施し, 研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献するという目標を達成したと評価できる。 【測定指標 2】 法制度整備支援の対象国と概要は, 「各国プロジェクト等紹介・成果」として法務省ホームページ	

に掲載⁷⁸したとおりである。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集やこれに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築や現地セミナーにおいて研修で得た最新の知見等のフィード・バックを実施するなど、様々な配慮をした。

さらに、ベトナム、ミャンマー、ネパール等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成26年度の法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数は、参考指標4のとおり前年度を上回っているほか、諸外国からの研究員の招へい人数、国際専門家会議の参加人数は、参考指標5及び9のとおり過去5年間で最多となっている。また、国際研修の実施件数及び参加人数も参考指標1及び2のとおり前年度と同程度の実績となっている。

専門家の派遣依頼件数は、参考指標6のとおり前年度を下回っているものの、平成24年度以前の実績を上回っており、専門家の派遣依頼人数は、参考指標7のとおり前年度と同程度の人数となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査結果によれば、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合、また、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントであった。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1 関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我

が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標 1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8 司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標 2】

日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価で使用したアンケート調査 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	---

担当部局名	法務総合研究所総務企画部	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「G8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てる

とともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「インフラシステム輸出戦略（平成26年6月改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として、法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記（*3）経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*5 「「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」

成長戦略の実行・実現のため打ち出されている3つのアクションプランのうち「国際展開戦略」において「日本企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備するため、〈中略〉法制度整備支援を一層推進する」とされている。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）」

我が国企業のグローバル市場開拓を促進するための取組の一つとして、「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」を推進することが挙げられている。

*7 「知的財産推進計画2014（平成26年6月20日閣議決定）」

司法の知財人財の育成支援のための取組として、新興国等における「法制度・運用整備を支援する」とともに、「司法における知財人財の育成を支援する」とされている。

*8 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html〕を参照。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		施設の整備				
評価方式		事業	政策目標の達成度合い		番号	22
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	24, 121, 261	24, 269, 039	20, 002, 623	19, 201, 344	35, 516, 650
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	18, 029, 498	3, 954, 034	8, 985, 961		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	△ 11, 205, 662	17, 219, 820	△ 4, 997, 028		
	計（千円）	30, 945, 097	45, 442, 893	23, 991, 556		
執行額（千円）		28, 540, 926	41, 269, 176	20, 553, 603		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第3項に該当する政策について、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価資料から評価を実施し、新規採択事業としての要件を満たしたものについて、施設の整備に要する経費を要求した。 また、建設費用等を削減するため、資材単価等の見直しを行うことにより、経費を削減した（△22,009千円）				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	施設の整備					番号	22	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	法務本省	法務省施設費	法務省施設整備に必要な経費	16,755,035	33,159,628	△ 22,009
	●	2	一般会計	法務本省	法務省施設費	民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費	2,249,765	2,249,765	
	小計						19,004,800	35,409,393	△ 22,009
対応表において◆となっているもの	◆	1	東日本大震災復興特別会計	復興庁	法務行政復興事業費	法務省施設整備に必要な経費	196,544	107,257	
	小計						196,544	107,257	
対応表において○となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						19,201,344	35,516,650	△ 22,009	
						の内数	の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	施設の整備					番号	22	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額			
矯正収容施設の整備充実	●	1	11,173,767	11,580,212	406,445	△ 22,009	建設費用等を削減するため、資材単価等の見直しを行うことにより、経費を削減した。	
合計			11,173,767	11,580,212	406,445	△ 22,009		

平成27年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等			(法務省27－(21))
施 策 名	施設	整備（大分法務総合庁舎整備等事業）	
担 当 部 局 名	大臣官房施設課		
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－14－(2))		
政策評価実施予定時期	平成28年 8 月		
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

大分地方検察庁・大分区検察庁の旧庁舎は昭和41年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁の亀裂や漏水が随所に見られるほか、地盤の不備により施設の維持管理が困難となっている。

一方、大分地方法務局の旧庁舎は、昭和53年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての建物であるが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっている。

加えて、両施設はともに相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いている。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：大分県大分市荷揚町7番5号

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：12,918平方メートル

入居官署：大分地方検察庁・大分区検察庁

大分地方法務局

大分保護観察所

福岡入国管理局大分出張所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 114.3点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 有効性

計画の妥当性 133点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（３）総合的評価

以上（１）（２）より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から５年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の２つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B 1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては、「事業計画の効果（B 1）」に関する評価指標（別紙１））の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B 1）」に関する評価指標（別紙１）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B 2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B 2）」に関する評価指標（別紙２）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」と名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

大分地方法務局は、平成16年の事前評価時には入居庁として予定していなかったが、同局が管轄する支局及び出張所の統廃合の受入に必要な面積規模の検討を行ったところ、既存の庁舎では必要規模の整備ができないことが判明したため、本事業において入居庁の再調整を行い、法務省官署の更なる集約整備をすることで効率化を図った。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直し策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

平成27年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省27－(22))
施 策 名	施設の整備（さいたま第2法務総合庁舎整備等事業）	
担 当 部 局 名	大臣官房施設課	
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備，防災・減災対策を行う。	
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－14－(2))	
政策評価実施予定時期	平成28年 8 月	
評 価 方 式	事業評価方式	

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

さいたま地方法務局の旧庁舎は昭和47年に建築された鉄筋コンクリート造5階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁表面の亀裂や屋上防水の劣化による漏水が見られる。

また、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっている。

一方、東京入国管理局さいたま出張所は民間施設に入居しているが、職員数やOA機器等の増加に伴い、執務面積が不足となっている。

加えて、両施設においては同相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いている。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目112番1号

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：8,724平方メートル

入居官署：さいたま地方法務局

東京入国管理局さいたま出張所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 119点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 4.3

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

（３）有効性

計画の妥当性 121点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
 - ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
 - ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B 1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては、「事業計画の効果（B 1）」に関する評価指標（別紙1））の各項目について効果の有無を確認する。

- ※ 「事業計画の効果（B 1）」に関する評価指標（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B 2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B 2）」に関する評価指標（別紙2）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

平成27年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省27－(23))
施 策 名	施設の整備（富士法務総合庁舎整備等事業）	
担 当 部 局 名	大臣官房施設課	
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。	
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－14－(2))	
政策評価実施予定時期	平成28年 8 月	
評 価 方 式	事業評価方式	

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

静岡地方検察庁富士支部・富士区検察庁の旧庁舎は、昭和39年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁の劣化による雨漏りや、内壁及び床の亀裂が多数見られる。

また、職員数の増加やOA機器等の増加により、調室や事務室が面積不足となり、執務に支障を来している。

一方、静岡地方法務局富士支局の旧庁舎は、昭和54年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であるが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっている。

加えて、両施設においては相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いている。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：静岡県富士市中央町二丁目7番7号

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：3,747平方メートル

入居官署：静岡地方検察庁富士支部・富士区検察庁

静岡地方法務局富士支局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 120点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 3.4

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

（3）有効性

計画の妥当性 133点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（4）総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標」（別紙1））の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）」に関する評価指標」（別紙2）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

平成27年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省27－(24))

施 策 名	施設の整備（仙台第3法務総合庁舎整備等事業）
担 当 部 局 名	大臣官房施設課
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－14－(2))
政策評価実施予定時期	平成28年8月
評 価 方 式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

仙台法務局の旧庁舎は昭和46年に建築された鉄筋コンクリート造6階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁等に亀裂が見られる状況にある。

また、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっている。

一方、東北公安調査局は、昭和48年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての仙台第2法務合同庁舎に入居しているが、上記施設同様に外壁の劣化が見られるほか、OA機器等の増加により執務室が面積不足となっている。

加えて、両施設においては同相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いている。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：宮城県仙台市青葉区春日町7番25号

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：12,023平方メートル

入居官署：仙台法務局

東北公安調査局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 104点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 3.0

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

（３）有効性

計画の妥当性 133点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
 - ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
 - ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）」の各項目について効果の有無を確認する。

- ※ 「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）」に関する評価指標（別紙2）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

平成27年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等			(法務省27－(25))
施 策 名	施設の整備（八日市場拘置支所整備等事業）		
担 当 部 局 名	大臣官房施設課		
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－14－(2))		
政策評価実施予定時期	平成28年 8 月		
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

八日市場拘置支所は、昭和34年に建築された建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁の浮き・亀裂が生じているほか、屋上防水の劣化により雨漏りが随所に見られ、施設運営に支障を来している。

(2) 目的・目標

現状施設の老朽を解消するとともに、被収容者の人権に配慮した施設を整備することにより、適切な収容環境を確保することを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所：千葉県匝瑺市八日市場イ513

事業時期：平成19年度から（平成22年度から供用開始）

延べ面積：3,028平方メートル

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{※1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 110点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 1.6

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容への対応、環境への配慮、地域への寄与、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 100点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したもので

ある。

- ① 地域との調和（周辺環境との調和）
- ② 業務の効率化・処遇改善（来訪者対応機能の充実、円滑な業務の遂行、被収容者の処遇・生活環境の改善、職員の執務環境の向上）
- ③ 環境負荷の小さな施設づくり（環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設））
- ④ フレキシビリティの向上

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から５年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「Ｂ１」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「Ｂ２」という。）の２つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、Ｂ１については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては、「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標（別紙１）」）」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（Ｂ１）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、Ｂ２については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（Ｂ２）に関する評価指標」（別紙２）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

平成27年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等			(法務省27－(26))
施 策 名	施設	整備（仙台少年鑑別所整備等事業）	
担 当 部 局 名	大臣官房	施設課	
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－14－(2))		
政策評価実施予定時期	平成28年 8 月		
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

仙台少年鑑別所は、昭和46年に建築された建物であるが、経年による老朽化が著しく、外壁表面の亀裂や劣化に伴う雨漏りが随所に見られ、施設運営に支障を来している。

(2) 目的・目標

現状施設の老朽を解消するとともに、少年の人権に配慮した施設を整備することにより、適正な少年の調査に寄与することを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所：宮城県仙台市若林区古城三丁目27番17号
 事業時期：平成21年度から（平成22年度から供用開始）
 延べ面積：3,029平方メートル

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次の通り評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 107点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 1.7

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容への対応、環境への配慮、地域への寄与、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 121点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 地域との調和（周辺環境との調和，地域の相談窓口の充実）
- ② 業務の効率化・処遇改善（来訪者対応機能の充実，円滑な業務の遂行，被収容者の処遇・生活環境の改善，職員の執務環境の向上）
- ③ 環境負荷の小さな施設づくり（環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設））
- ④ フレキシビリティの向上

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については，施設の供用開始から５年経過した後，「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき，「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の２つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には，B 1については，事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては，「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙１））の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙１）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ，100倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし，評点が100点以上あることを確認する。

また，B 2については，事前評価において評価指標としていないが，「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙２）により，各分類ごとにその取組状況の評価し，政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお，事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては，「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については，当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから，原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため，平成12年度に策定したものである。なお，平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直し策定したものである。なお，平成21年度からは，新システムに基づき評価を行っている。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務行政の情報化				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	23
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	1,039,794	1,092,508	1,128,600	1,498,856	1,729,584
	補 正 予 算 （ 千 円 ）		△ 71,433			
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）					
計（千円）		1,039,794	1,021,075	1,128,600		
執行額（千円）		944,734	941,895	1,070,175		
政策評価結果の概算要求 への反映状況		国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、引き続き、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進することとした。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法務行政の情報化					番号	23	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの									
	小計					の内数	の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	法務本省	法務行政情報化推進費	法務行政情報化推進に必要な経費	1,498,856	1,729,584	△ 9,661
	小計					1,498,856	1,729,584	△ 9,661	
対応表において○となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計					の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計					の内数	の内数		
合計					1,498,856	1,729,584	△ 9,661		
					の内数	の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	法務行政の情報化					番号	23	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増△減額			
法務行政情報化の推進	◆	1	1,498,856	1,729,584	230,728	△ 9,661	外部監査委託費について事業内容の見直しを実施するとともに、インターネット接続サービス経費及びホームページ検索システム経費等について執行実績を反映し、経費削減を図った。	
合計						△ 9,661		